

V 資料編

1 福岡県内市町村地図

- ・ 平成の合併以前の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
- ・ 福岡県市町村合併マップ（vol.1～vol.70）・・・・・・・・・・ 167
- ・ 福岡県の合併市町村（平成15年度～平成21年度までの福岡県内市町村の合併の状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202

2 平成の合併以前の福岡県の取組関係

- ・ 福岡県広域行政研究会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
- ・ 福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子（H11.7）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
- ・ 福岡県広域行政研究会「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書～市町村合併の阻害要因への対応策～」の骨子（H12.5）・・・・ 206
- ・ 福岡県広域行政推進支援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209

3 合併旧法下での福岡県の取組関係

- ・ 福岡県市町村合併推進要綱策定会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
- ・ 福岡県市町村合併推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
- ・ 福岡県市町村合併外部講師派遣要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 237
- ・ 福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
- ・ 福岡県合併協議会支援事業交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
- ・ 福岡県市町村合併推進特例交付金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
- ・ 福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律の経過措置が適用される合併市町村に係る福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
- ・ 福岡県市町村合併支援本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246

- ・ 福岡県市町村合併支援連絡調整会議設置要綱・・・・・・・・・・ 247
- ・ 市町村合併支援本部等の開催状況・・・・・・・・・・ 248

4 合併新法下での福岡県の取組関係

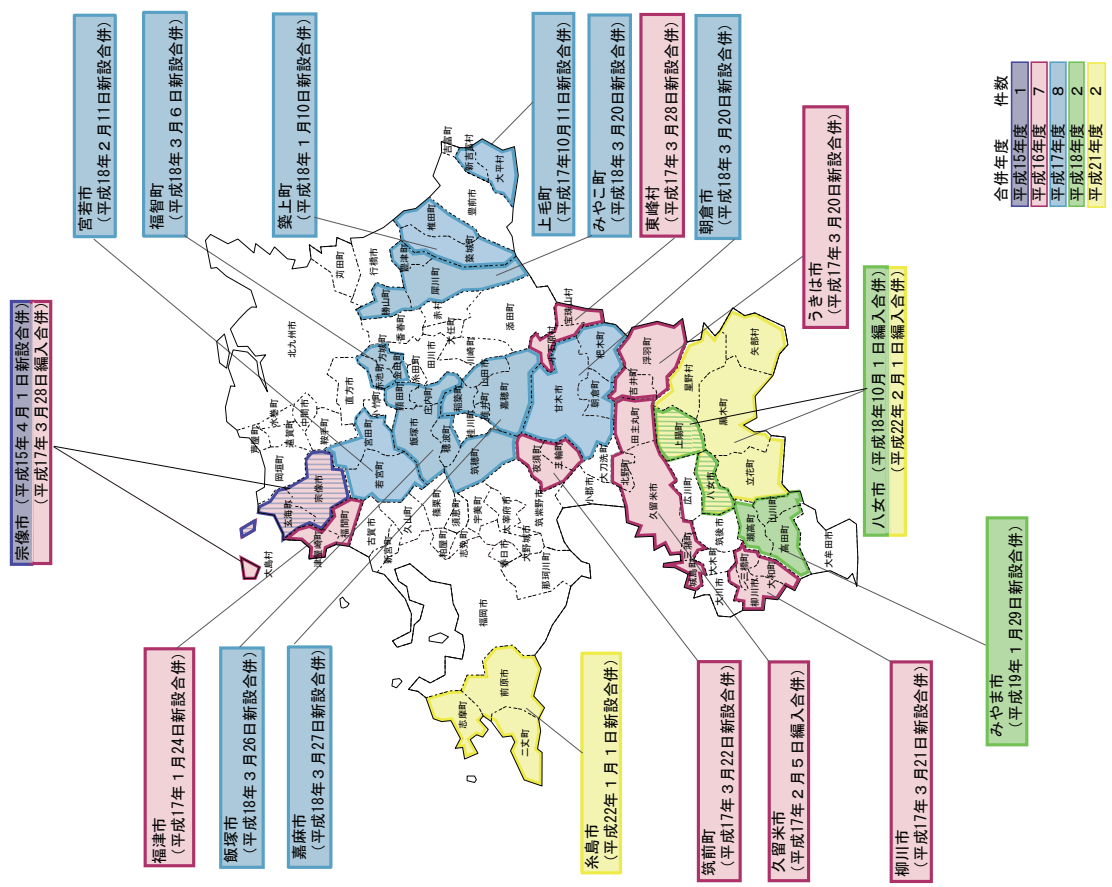
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会条例・・・・・・・・・・ 249
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会運営規程・・・・・・・・・・ 250
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会の会議の傍聴に関する規程・・・・・・・・ 251
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 252
- ・ 福岡県市町村合併推進審議会の開催状況等・・・・・・・・・・ 253
- ・ 福岡県の市町村合併推進構想に関する答申（概要）・・・・・・・・ 254
- ・ 福岡県市町村合併推進構想・・・・・・・・・・ 257
- ・ 福岡県市町村合併推進構想（平成 20 年 2 月変更）・・・・・・・・ 273
- ・ 福岡県市町村合併支援プラン・・・・・・・・・・ 275
- ・ 福岡県市町村合併支援特例交付金の概要・・・・・・・・・・ 277
- ・ 福岡県市町村合併支援特例交付金交付要綱・・・・・・・・・・ 278

5 その他

- ・ 福岡県の市町村合併の状況（第 8 回福岡県市町村合併推進審議会資料 1）・・・・ 281
- ・ 法改正後の取組について（第 8 回福岡県市町村合併推進審議会資料 2）・・・・ 290

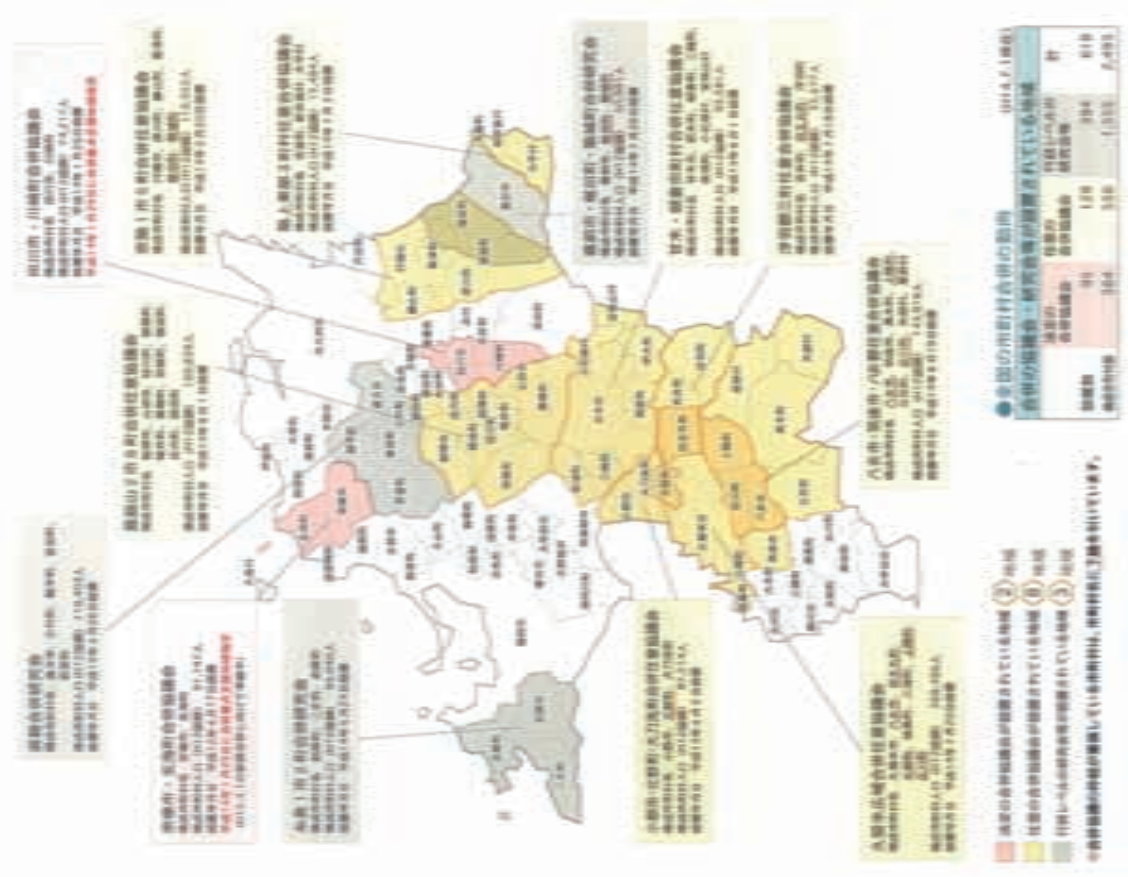
1 福岡県内市町村地図

平成の合併以前の状況



福岡県市町村合併マップ

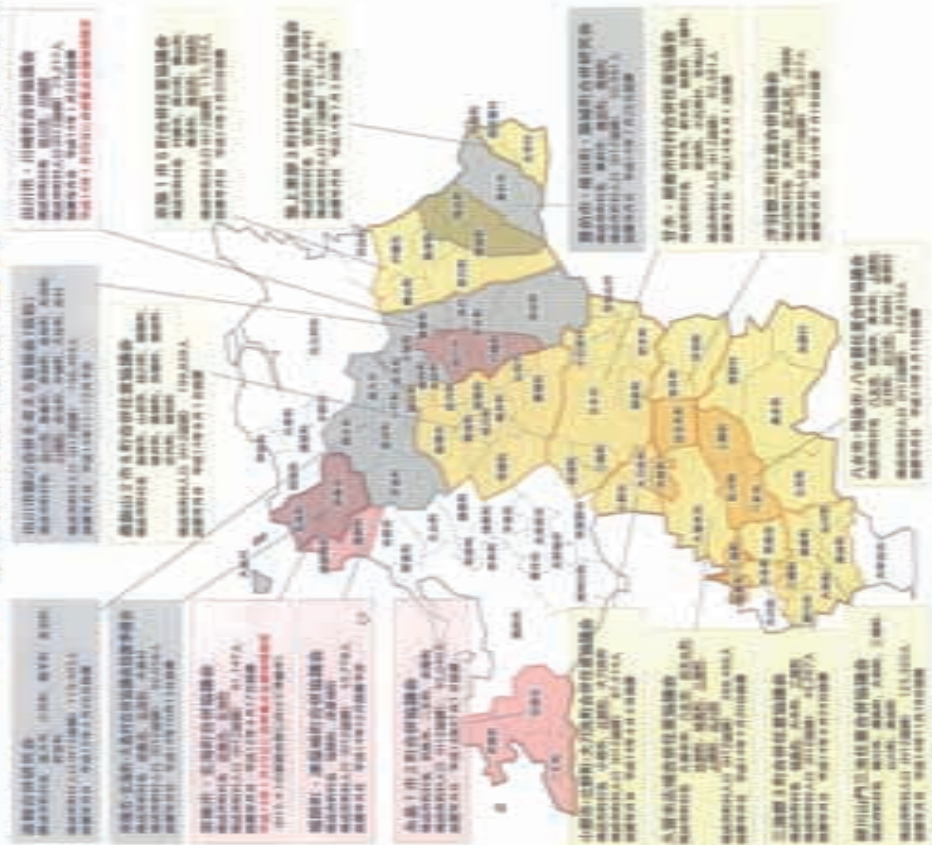
平成14年 8月現在



福岡県市町村合併マップ

© 2000 Blackwell Science Ltd *Journal of Internal Medicine* 247: 399–406

THE UNIVERSITY OF CHICAGO



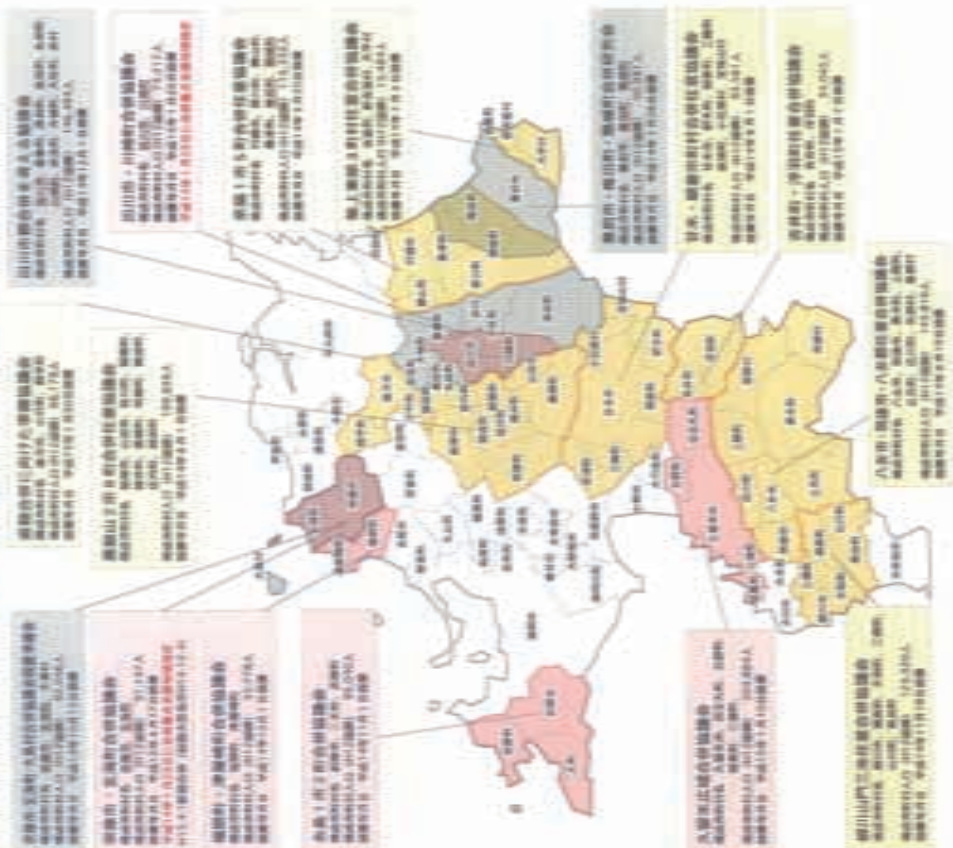
THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

附錄 2 中 1 頁圖表 2 頁

調査の組織と、研究費が提供されている機関			
調査機関	提供機関	調査の期間	調査の人数
東京大学	東京大学	1999年10月～2000年3月	100人
京都大学	京都大学	2000年4月～2000年9月	100人
大阪大学	大阪大学	2000年10月～2001年3月	100人
名古屋大学	名古屋大学	2000年4月～2000年9月	100人
北海道大学	北海道大学	2000年10月～2001年3月	100人
東北大学	東北大学	2000年4月～2000年9月	100人
筑波大学	筑波大学	2000年10月～2001年3月	100人
横浜国立大学	横浜国立大学	2000年4月～2000年9月	100人
金沢大学	金沢大学	2000年10月～2001年3月	100人
新潟大学	新潟大学	2000年4月～2000年9月	100人
富山大学	富山大学	2000年10月～2001年3月	100人
石川大学	石川大学	2000年4月～2000年9月	100人
福井大学	福井大学	2000年10月～2001年3月	100人
山梨大学	山梨大学	2000年4月～2000年9月	100人
長野大学	長野大学	2000年10月～2001年3月	100人
岐阜大学	岐阜大学	2000年4月～2000年9月	100人
静岡県立大学	静岡県立大学	2000年10月～2001年3月	100人
愛知県立大学	愛知県立大学	2000年4月～2000年9月	100人
名古屋市立大学	名古屋市立大学	2000年10月～2001年3月	100人
愛媛大学	愛媛大学	2000年4月～2000年9月	100人
高松大学	高松大学	2000年10月～2001年3月	100人
香川大学	香川大学	2000年4月～2000年9月	100人
徳島大学	徳島大学	2000年10月～2001年3月	100人
高知大学	高知大学	2000年4月～2000年9月	100人
宮崎大学	宮崎大学	2000年10月～2001年3月	100人
鹿児島大学	鹿児島大学	2000年4月～2000年9月	100人
沖縄大学	沖縄大学	2000年10月～2001年3月	100人

富田県市町村合併マップ

© 2000 Blackwell Science Ltd, *Journal of Internal Medicine* 247: 395–401



（本報記者 王曉明）

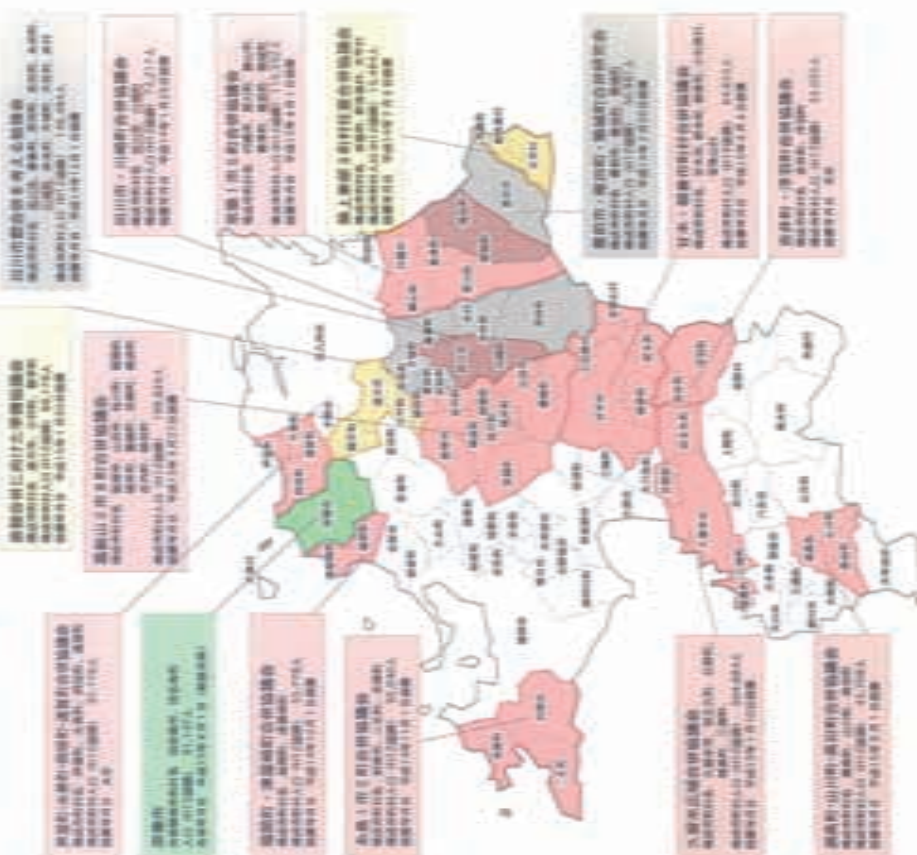
●全國各地野村食糧の動向

	建設費の 償還割合	建設費の 償還割合	建設費の 償還割合	計
総額	100	100	100	607
償還割合	0.19	0.84	1.44	2,647

福岡県南守谷村合備マックス

Journal of Management Education 34(1) 6-11, 2010
© The Author(s) 2010. Reprints and permissions: <http://www.sagepub.com/journalsPermissions.nav>

中國人民大學圖書館藏



© 2006 Blackwell Publishing Ltd, *Journal of Internal Medicine* 260: 103–110

[illegible][illegible]

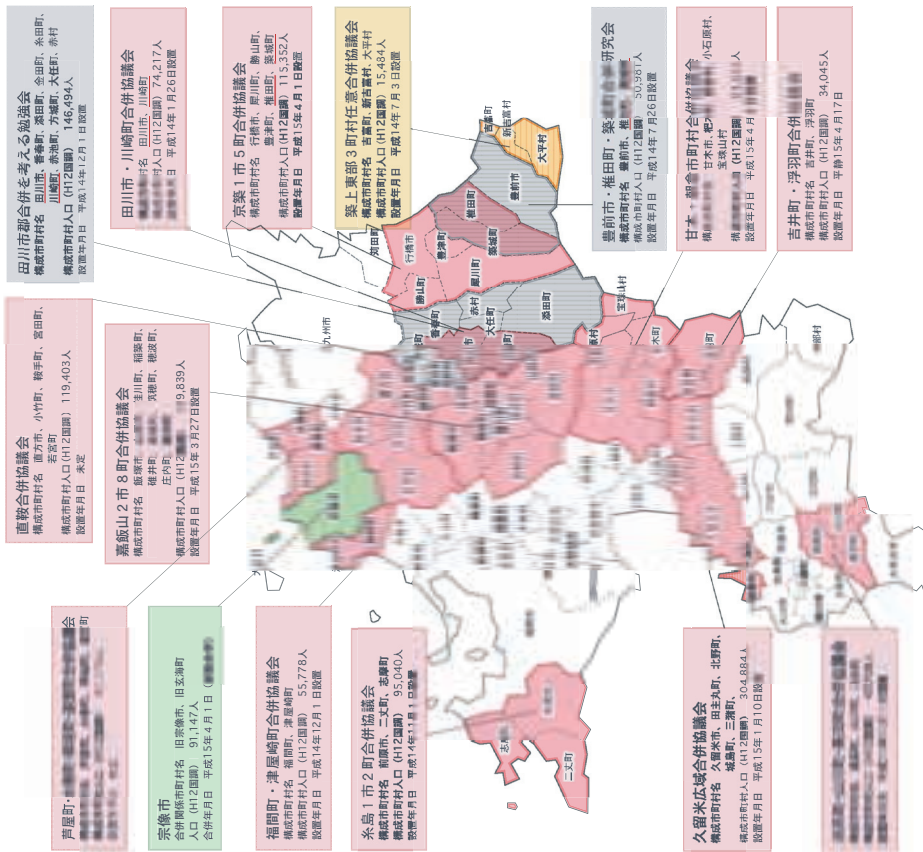
●全国の市町村合併の動向●

	東洋の 東洋銀行	東洋の 東洋銀行	東洋の 東洋銀行	東洋の 東洋銀行
東洋の 東洋銀行	100	100	100	100
東洋の 東洋銀行	200	200	200	200
東洋の 東洋銀行	300	300	300	300
東洋の 東洋銀行	400	400	400	400
東洋の 東洋銀行	500	500	500	500
東洋の 東洋銀行	600	600	600	600
東洋の 東洋銀行	700	700	700	700
東洋の 東洋銀行	800	800	800	800
東洋の 東洋銀行	900	900	900	900
東洋の 東洋銀行	1000	1000	1000	1000

1997年，中国开始实施《国家环境保护“九五”计划和2010年远景目标》，这是中国历史上第一个具有法律效力的环境保护规划。该规划明确提出，到2010年，中国将基本实现现代化，届时，中国的环境质量将达到发达国家水平。这一目标的提出，标志着中国环境保护事业进入了一个新的阶段。

福岡県市町村合併マップ

平成15年4月現在
(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.8)



※注：合併協議の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

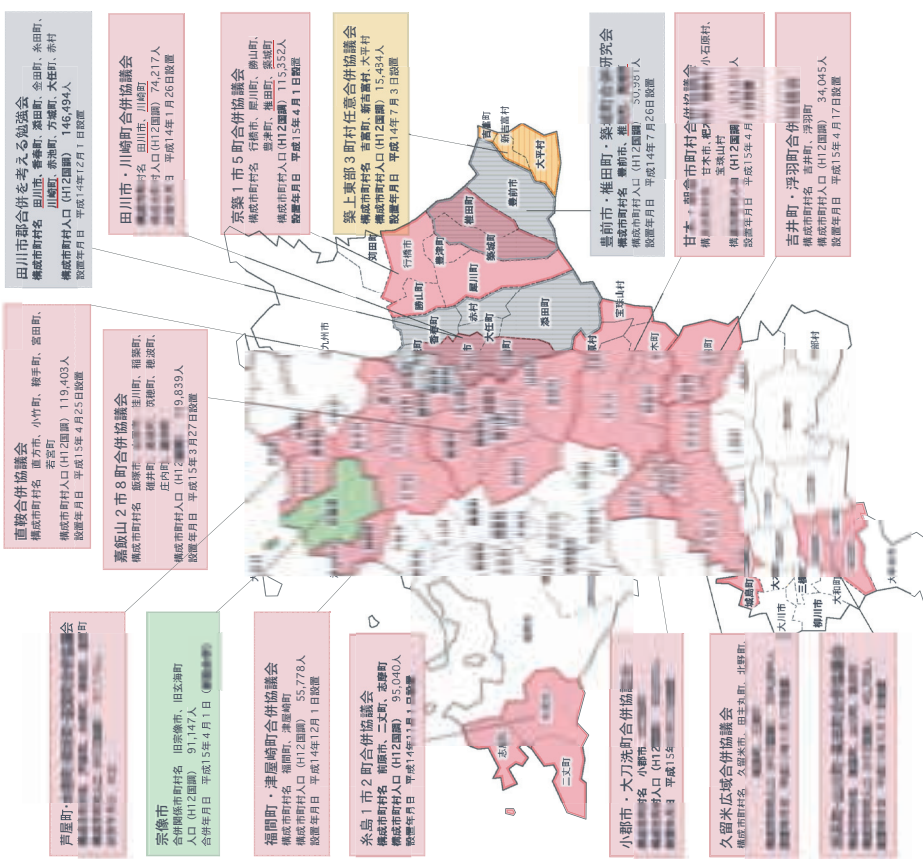
● 全国の市町村合併の動向 (H15.1.現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数	192	195
構成市町村数	791	827
計	327	714

合計 14 地域 (10市48町5村 (9市45町5村))
 ※注：() 内の市町村数は実数です。
 59市町村 (59/96=61.5%)

福岡県市町村合併マップ

平成15年5月現在
(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.9)



※注：合併協議の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

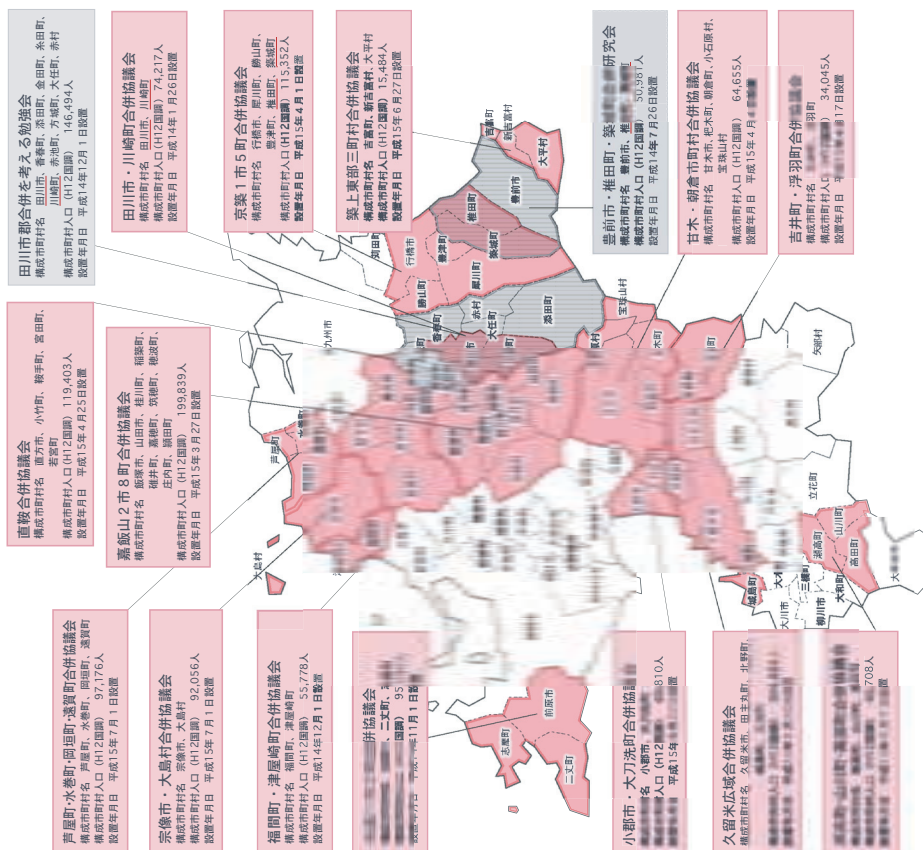
● 全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数	296	167
構成市町村数	1,218	648
計	240	703

合計 15 地域 (11市49町5村 (10市46町5村))
 ※注：() 内の市町村数は実数です。
 61市町村 (61/96=63.5%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.10) 平成15年7月現在



※注：合併協議会の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

法定の合併協議会が設置されている地域	14地域	10市3町5村
行政レベルの研究会等が設置されている地域	2地域	2市10町1村
法定の合併協議会が設置されている地域	16地域	12市49町6村 (11市46町6村)
合計	63/96	65.6%

63市町村 (63/96=65.6%)

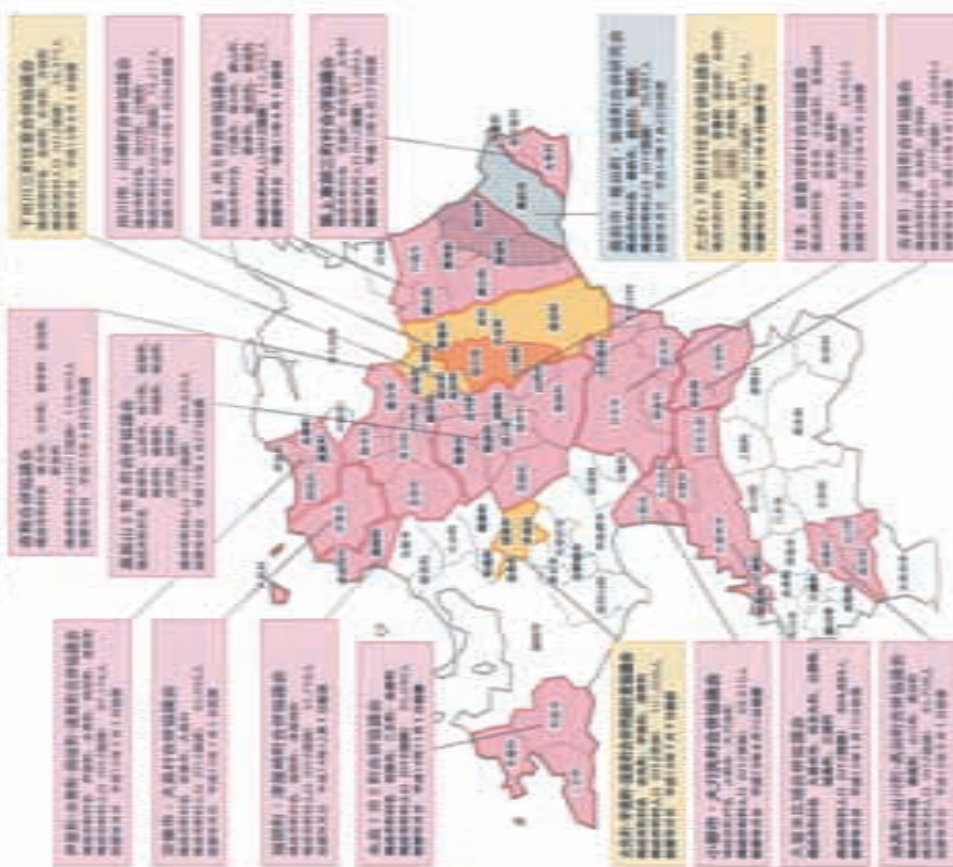
●全国の市町村合併の動向 (H15.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	296	167	240
構成市町村数	1,218	648	665
	(2,531/3,190=79.3%)		

(2,531/3,190=79.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.11) 平成15年9月現在



※注：合併協議会の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

法定の合併協議会が設置されている地域	14地域	10市3町5村
行政レベルの研究会等が設置されている地域	3地域	1市11町1村
法定の合併協議会が設置されている地域	17地域	11市50町7村
合計	17地域	11市50町7村 (11市46町6村)
	(2,531/3,190=79.3%)	

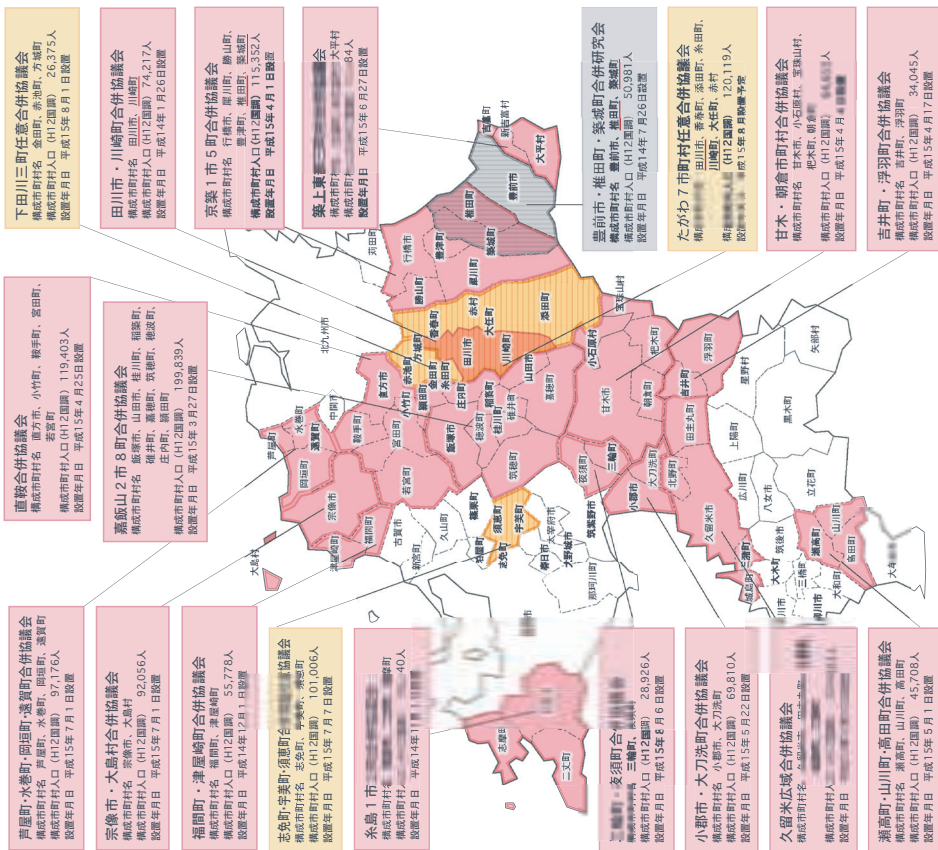
(2,531/3,190=79.3%)

全国の市町村合併の動向	14地域	10市3町5村
行政レベルの研究会等が設置されている地域	3地域	1市11町1村
法定の合併協議会が設置されている地域	17地域	11市50町7村
合計	17地域	11市50町7村 (11市46町6村)
	(2,531/3,190=79.3%)	

(2,531/3,190=79.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.2) 平成15年8月現在



※注：合併協議の状況が確認されている市町村は、市町村名に下線を引いています。

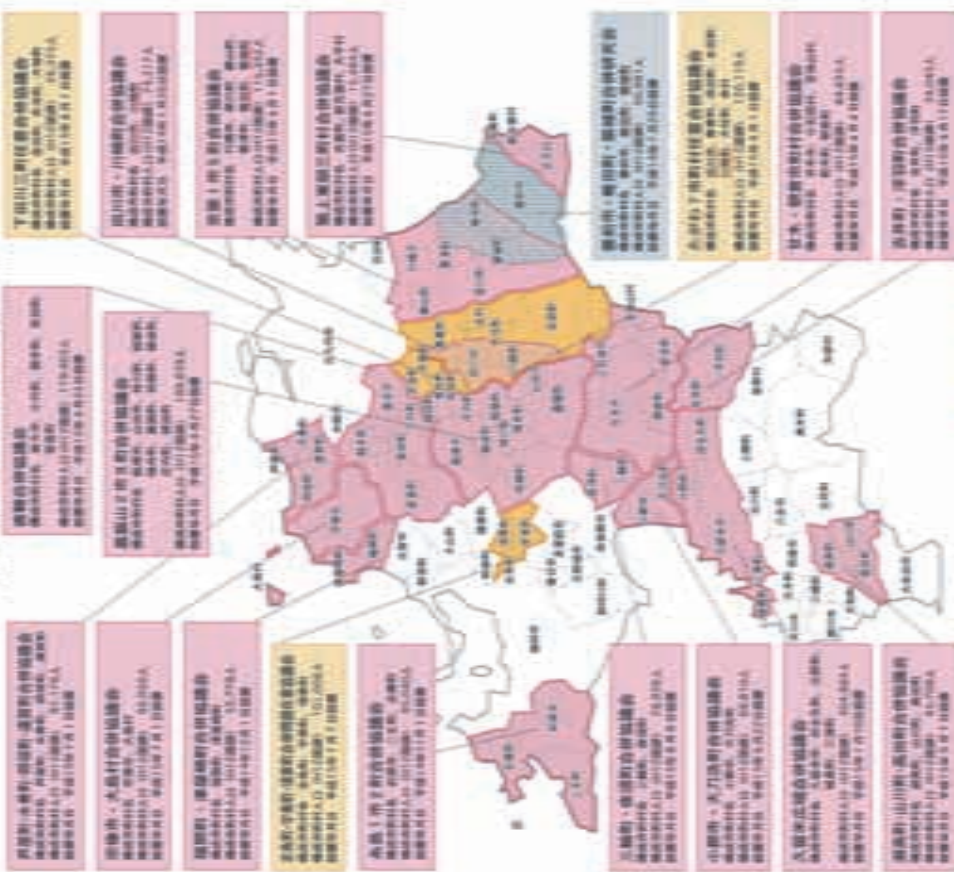
● 全国の市町村合併の動向 (H15.7.現在)			
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
設置数	357	160	213
協議会市町村数	1,442	592	530
協議会市町村数	1,442	592	2,564

(2,564/3,185=80.5%)

※注：() 内の市町村数は算数です。

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.3) 平成15年8月現在



※注：合併協議の状況が確認されている市町村は、市町村名に下線を引いています。

● 全国の市町村合併の動向 (H15.7.現在)			
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究等	計
設置数	357	160	213
協議会市町村数	1,442	592	530
協議会市町村数	1,442	592	2,564

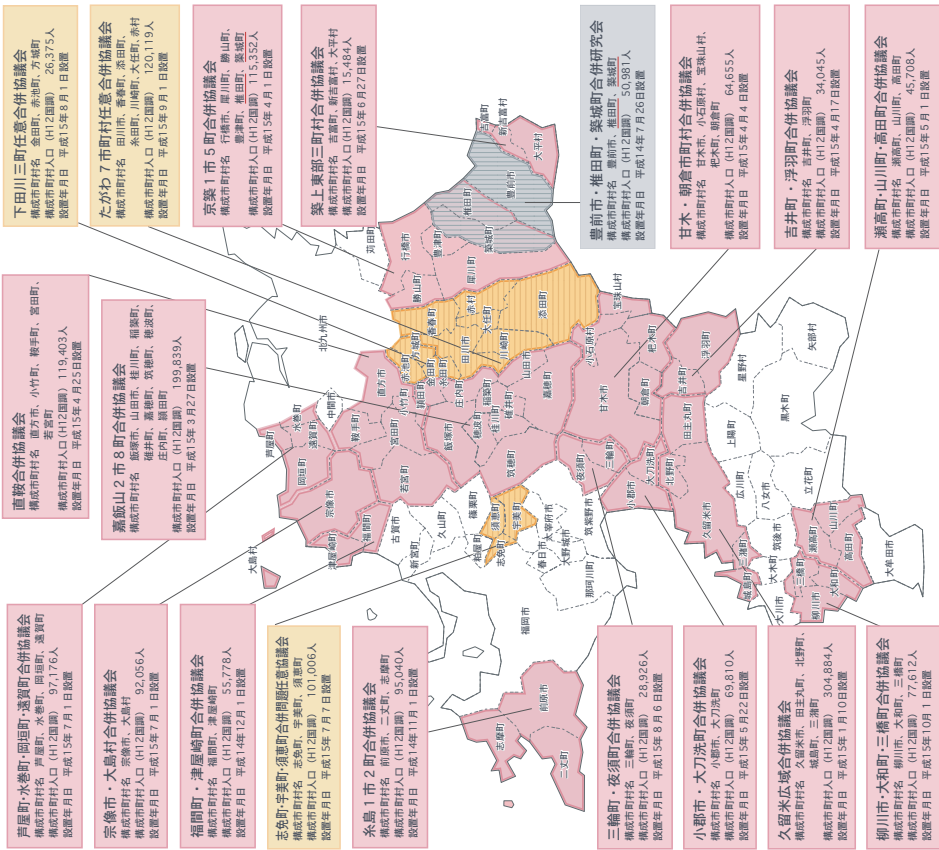
(2,564/3,185=80.5%)

※注：() 内の市町村数は算数です。

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.4)

平成15年10月現在



※注：合併協議の枠組が重複している市町村は、市町村名に下線を引いています。

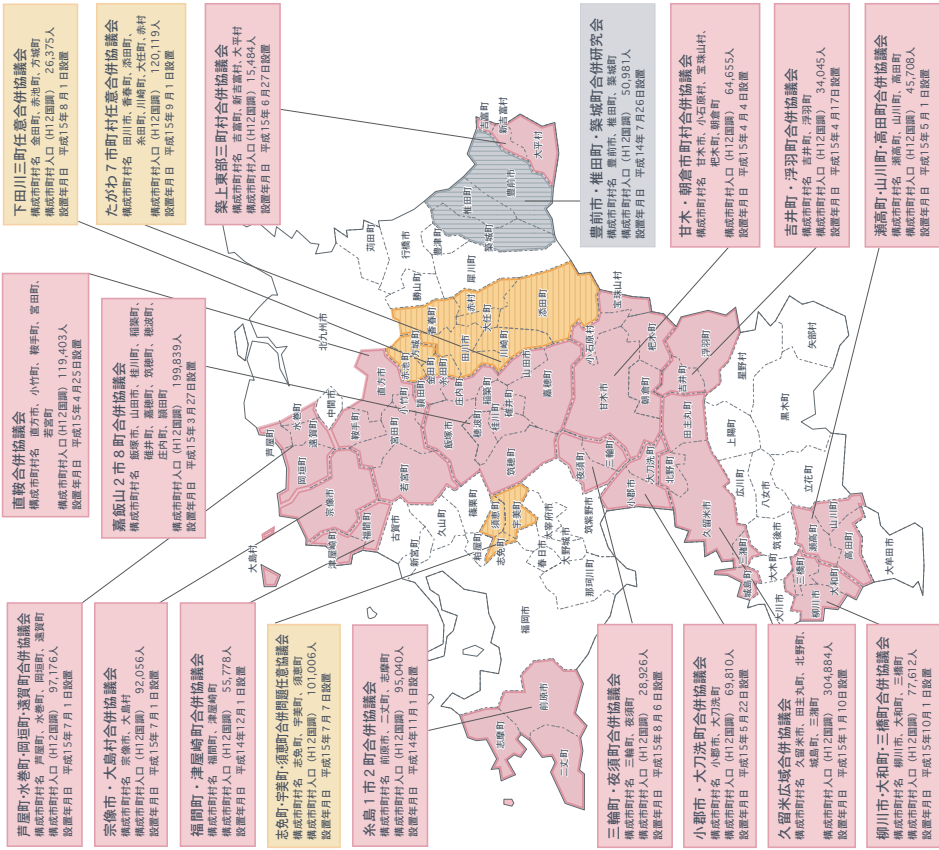
●全国の市町村合併の動向					(H15.7.1現在)	
合併の協議会・研究会等が設置されている地域						
法定の合併協議会が設置されている地域	任意の合併協議会が設置されている地域	行政レベルの研究等が設置されている地域	行政府レベルの研究等が設置されている地域	計	設置数	構成市町村数
⑤	③	①	②	⑤	357	1,442
⑤	③	①	②	⑤	160	592
⑤	③	①	②	⑤	213	530
⑤	③	①	②	⑤	730	2,564
合計					12市55町6村(12市53町6村)	71市7町村(71市7町村)

※注：() 内の市町村数は実数です。

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.5)

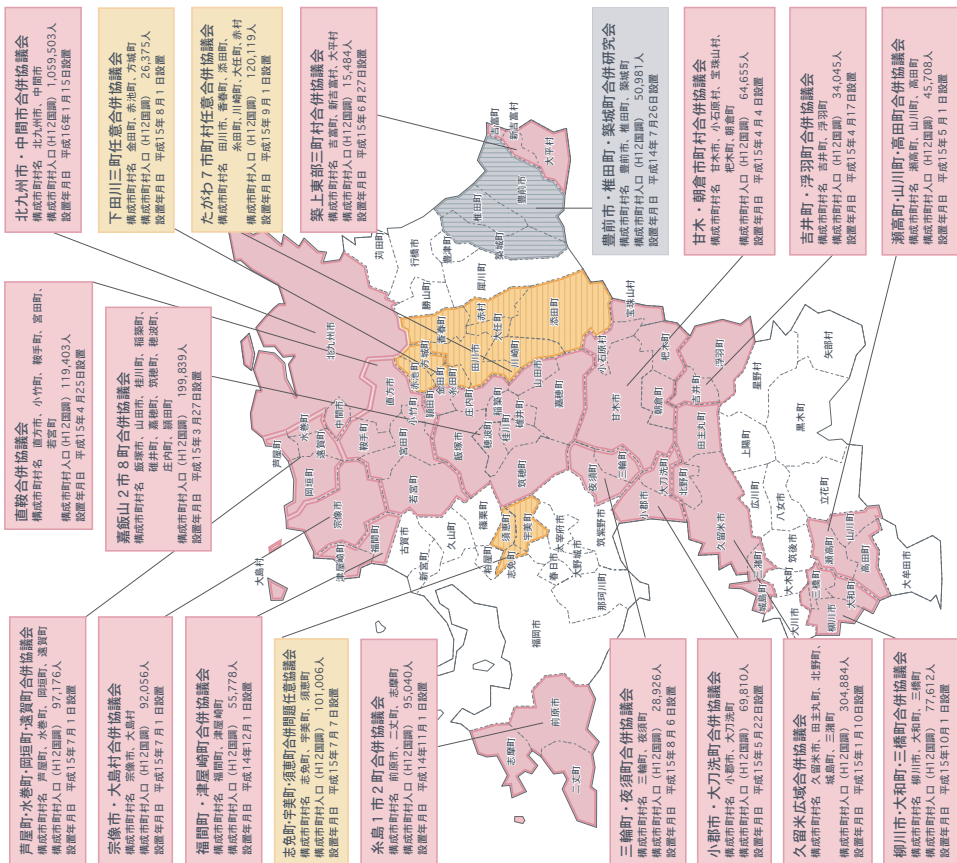
平成15年12月現在



●全国の市町村合併の動向					(H15.10.1現在)	
合併の協議会・研究会等が設置されている地域						
法定の合併協議会が設置されている地域	任意の合併協議会が設置されている地域	行政レベルの研究等が設置されている地域	行政府レベルの研究等が設置されている地域	計	設置数	構成市町村数
⑤	③	①	②	⑤	421	1,652
⑤	③	①	②	⑤	139	182
⑤	③	①	②	⑤	500	411
⑤	③	①	②	⑤	742	2,563
合計					1,652	411

(2,563/3,181≒80.6%)

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.16) 平成16年1月現在

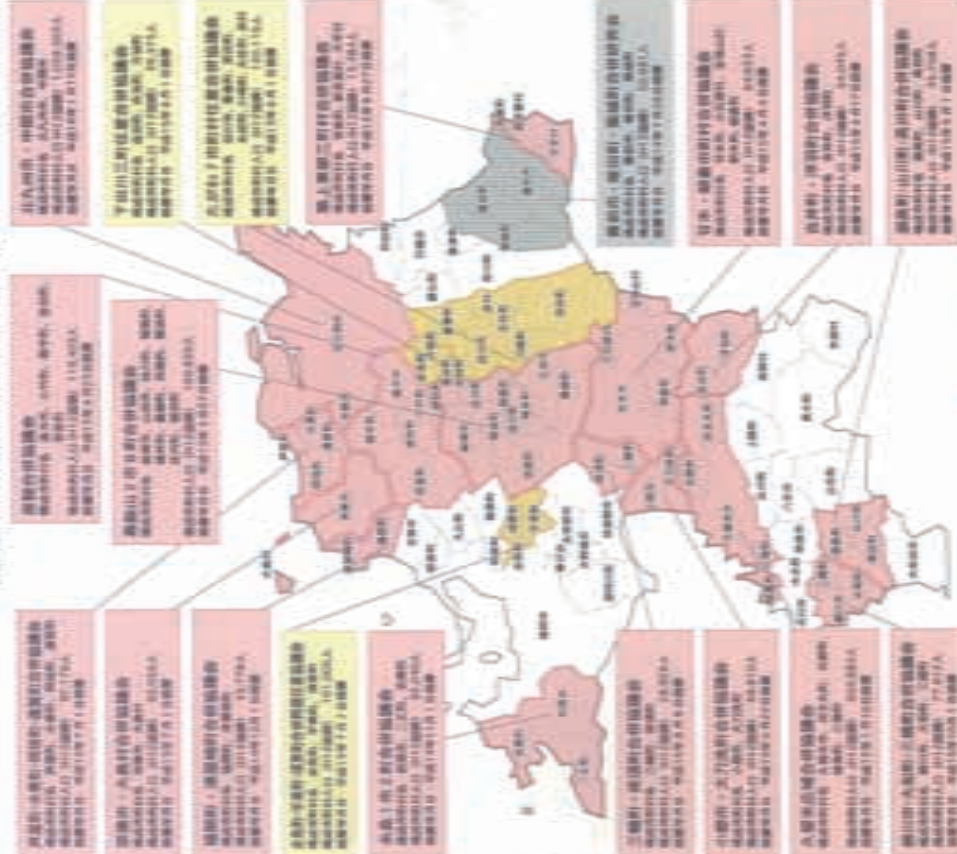


● 全国の市町村合併の動向 (H15.10.1現在)

合併の協議会 研究会等が設置されている地域		
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数	421	139
設置されている地域	1,652	500
設置されている地域	182	742
設置されている地域	411	2,563

69市町村 (69/96=71.9%)

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.17) 平成16年1月現在



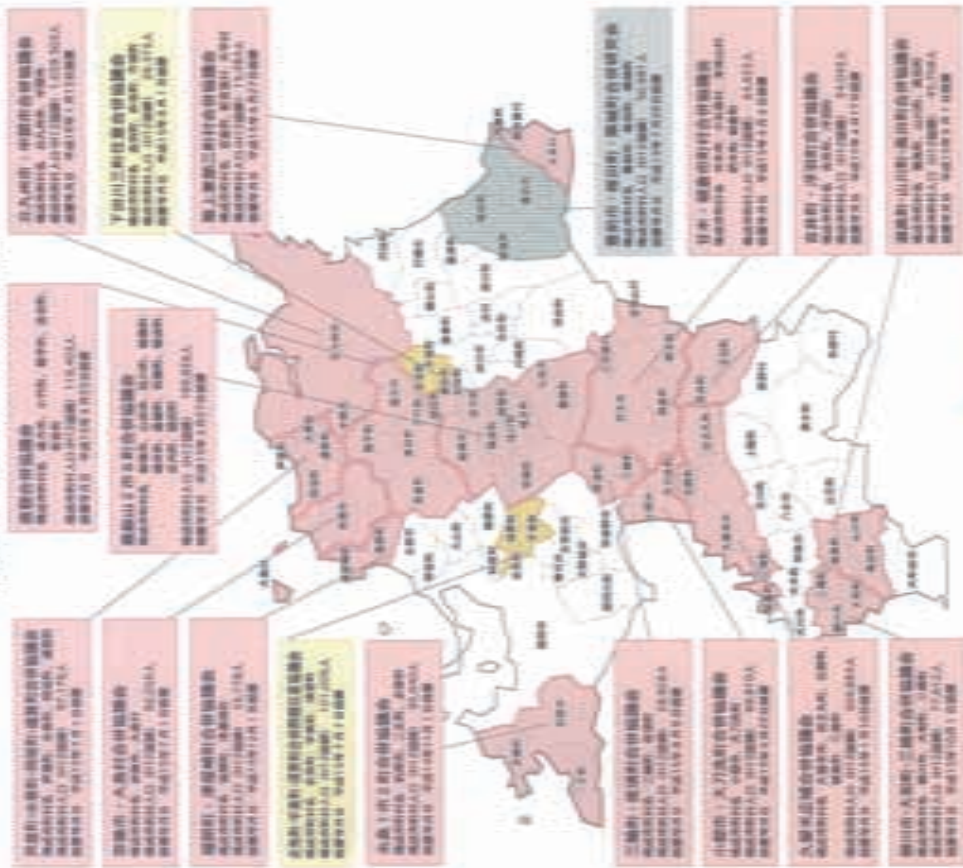
● 全国の市町村合併の動向 (H15.10.1現在)

合併の協議会 研究会等が設置されている地域		
法定の合併協議会	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
設置数	421	139
設置されている地域	1,652	500
設置されている地域	182	742
設置されている地域	411	2,563

69市町村 (69/96=71.9%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の進捗状況及び計画 vol.1(1)) 平成16年 3月現在



●全国の市町村合併の動向 (1915.1現在)

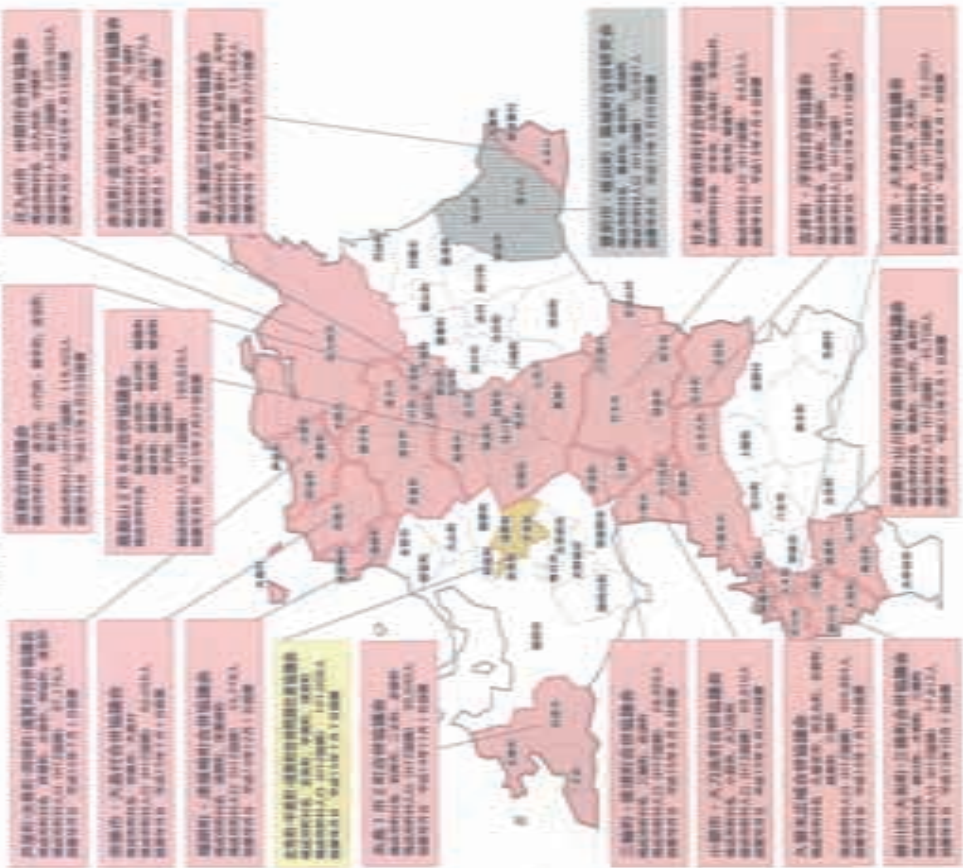
合併の進捗状況、研究等が公表されている地域

進捗状況	合併数	合併率	合併率
完成済みの合併協議会	119	34%	119
進行中の合併協議会	40	11%	40
計画済みの合併協議会	119	34%	119
合計	278	79%	278

注: 1. 合併率 = (合併数 / 市町村数) × 100

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の進捗状況及び計画 vol.1(2)) 平成16年 4月現在



●全国の市町村合併の動向 (1915.1現在)

合併の進捗状況、研究等が公表されている地域

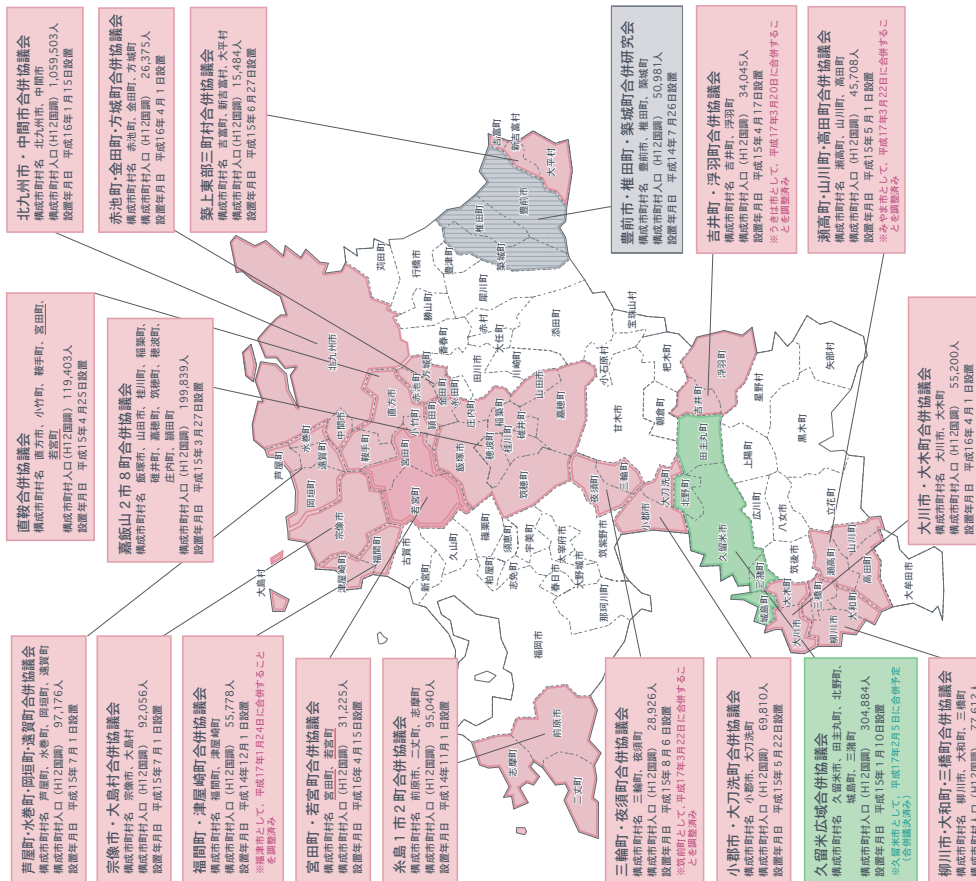
進捗状況	合併数	合併率	合併率
完成済みの合併協議会	119	34%	119
進行中の合併協議会	40	11%	40
計画済みの合併協議会	119	34%	119
合計	278	79%	278

注: 1. 合併率 = (合併数 / 市町村数) × 100

浦島坂田船

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.21)

平成16年5月現在



※注：複数の合併協議会に参加している市町村には、下線を引いています。

(H16.4.1現在)

●全国の市町村が合併の動向

合併の協議会、研究会等が設置されている地域		行政レベルの研究会等		計
法定の合併協議会 が設置されている地域	任意の合併協議会 が設置されている地域	法定の合併協議会	任意の合併協議会	
17 地域 1市3町3村	1 地域 1市 2町 村	534	72	121 727
18 地域 1市4町3村	合計	1,891	197	247 2,335

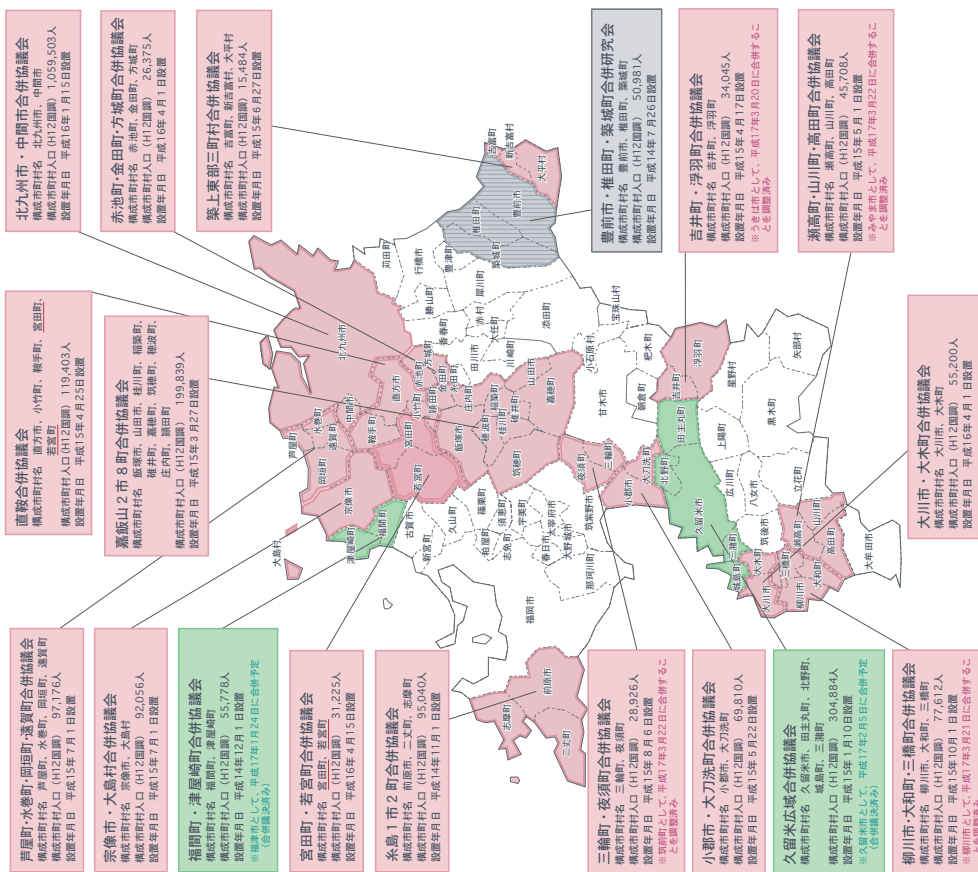
5町4村 (56/96=58.3%)
(2,335/3,100=75.3%)

56市町村 (56/96≒58.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.22)

平成16年6月現在



※注：複数の合併協議会に加入している市町村には、下線を引いています。

● 全国の市町村合併の動向

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	72	121
協議会数	534	247
協議会数	1,891	2,335
合計	18	56

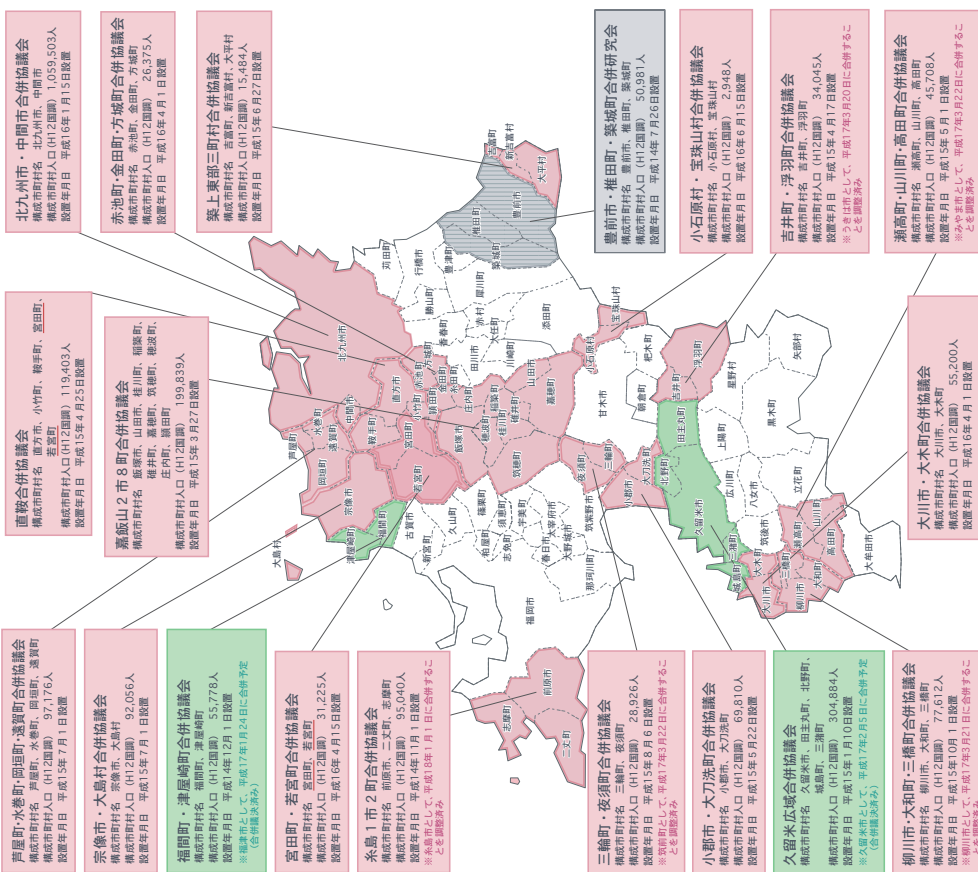
(H16.4.1現在)

56市町村 (56/96=58.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.23)

平成16年6月現在



※注：複数の合併協議会に加入している市町村には、下線を引いています。

● 全国の市町村合併の動向

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	72	121
協議会数	534	247
協議会数	1,891	2,335
合計	19	58

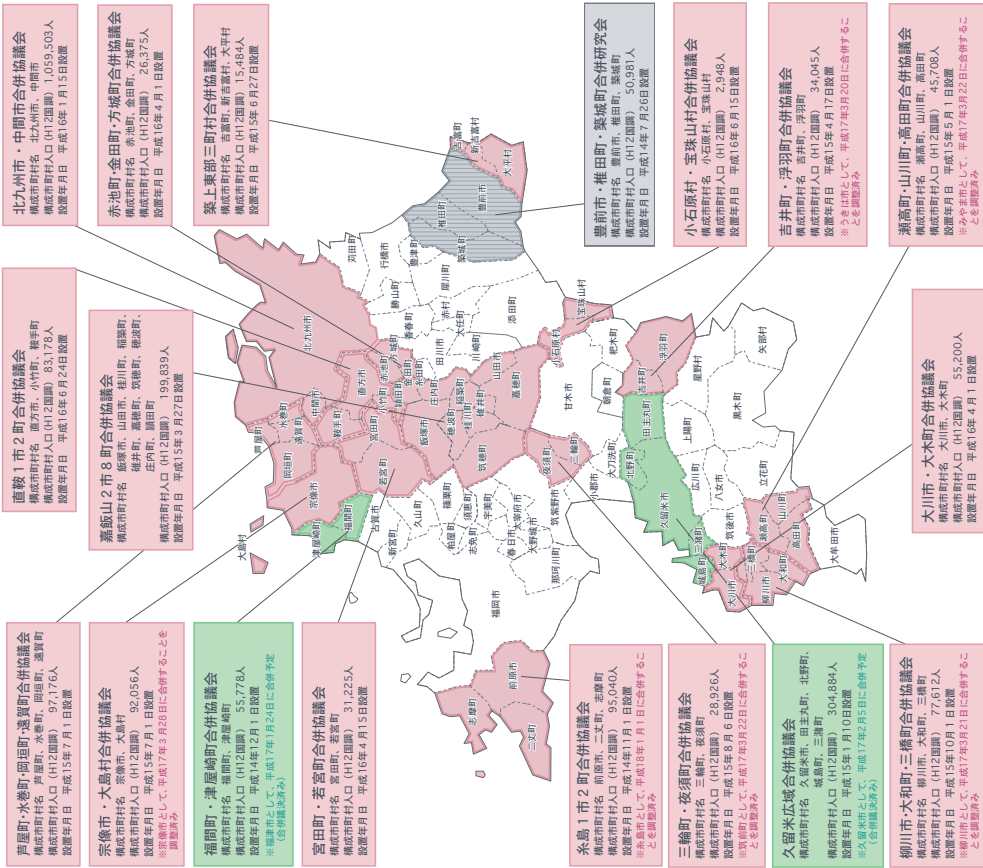
(H16.4.1現在)

58市町村 (58/96=60.4%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.24)

平成16年 7月現在



●全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

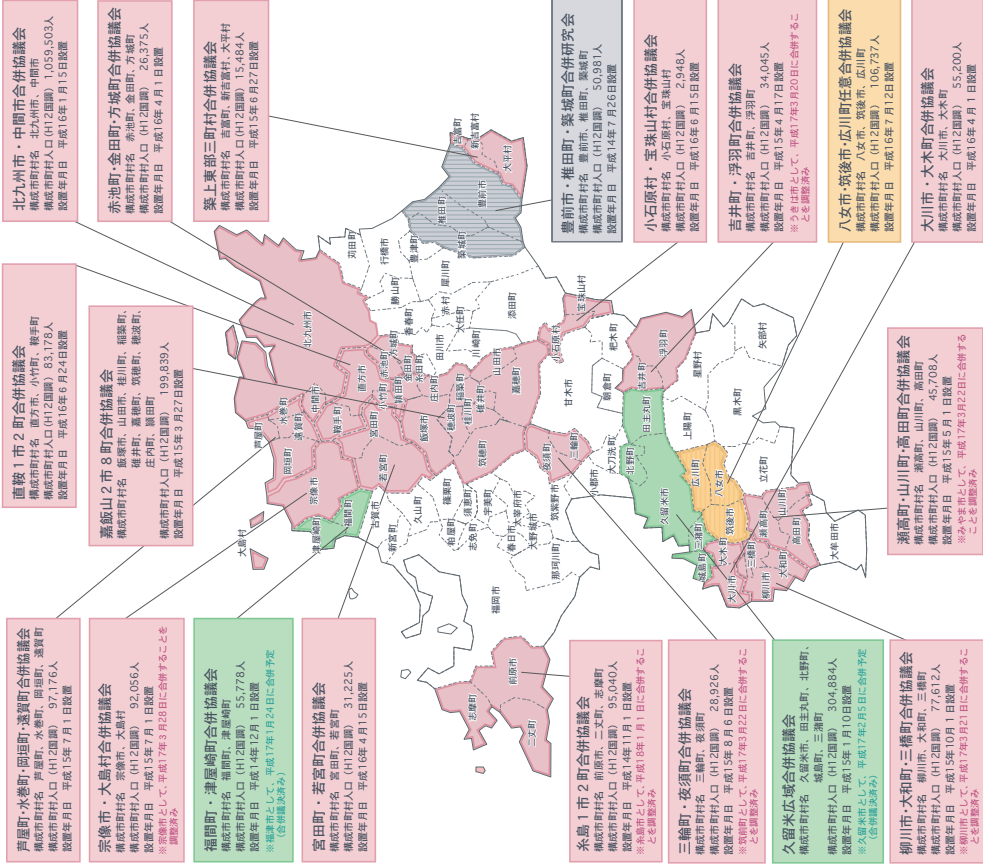
合併の協議会・研究会等が設置されている地域		行政レベルの研究会等	
任意の合併協議会	任意の合併協議会	任意の合併協議会	任意の合併協議会
設置数	534	72	121
設置されている地域	1,891	197	247
合計	534	197	247

56市町村 (56/96=58.3%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.25)

平成16年 7月12日現在



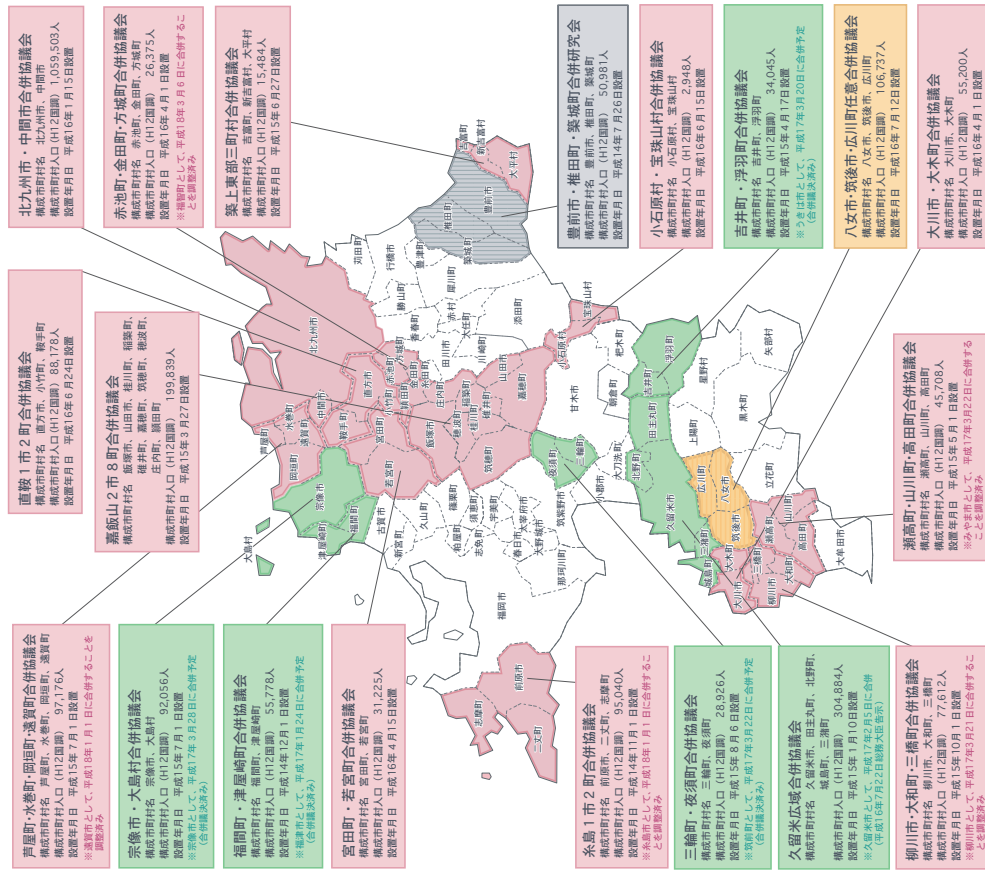
●全国の市町村合併の動向 (H16.4.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		行政レベルの研究会等	
任意の合併協議会	任意の合併協議会	任意の合併協議会	任意の合併協議会
設置数	534	72	121
設置されている地域	1,891	197	247
合計	534	197	247

59市町村 (59/96=61.4%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.26) 平成16年8月10日現在



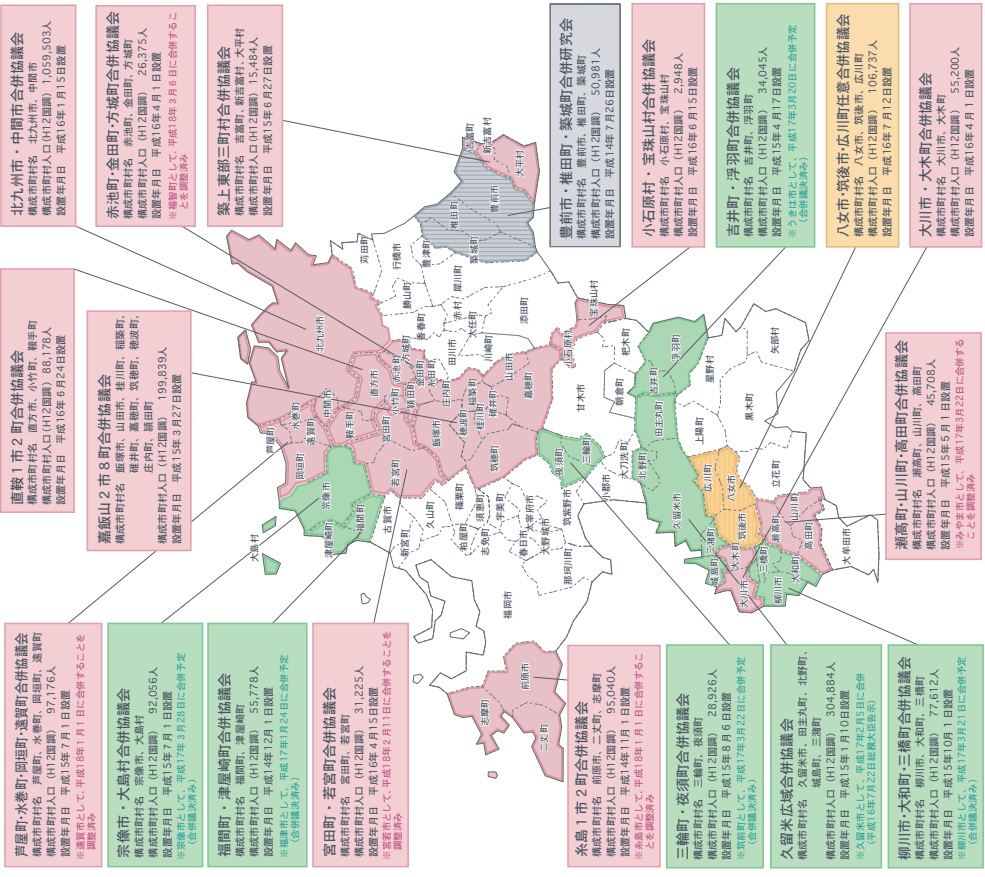
● 全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	56	110
743	214	2,323
165	577	1,944
19	577	1,944
59	577	1,944

合計 (59/96=61.4%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.27) 平成16年9月1日現在



● 全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

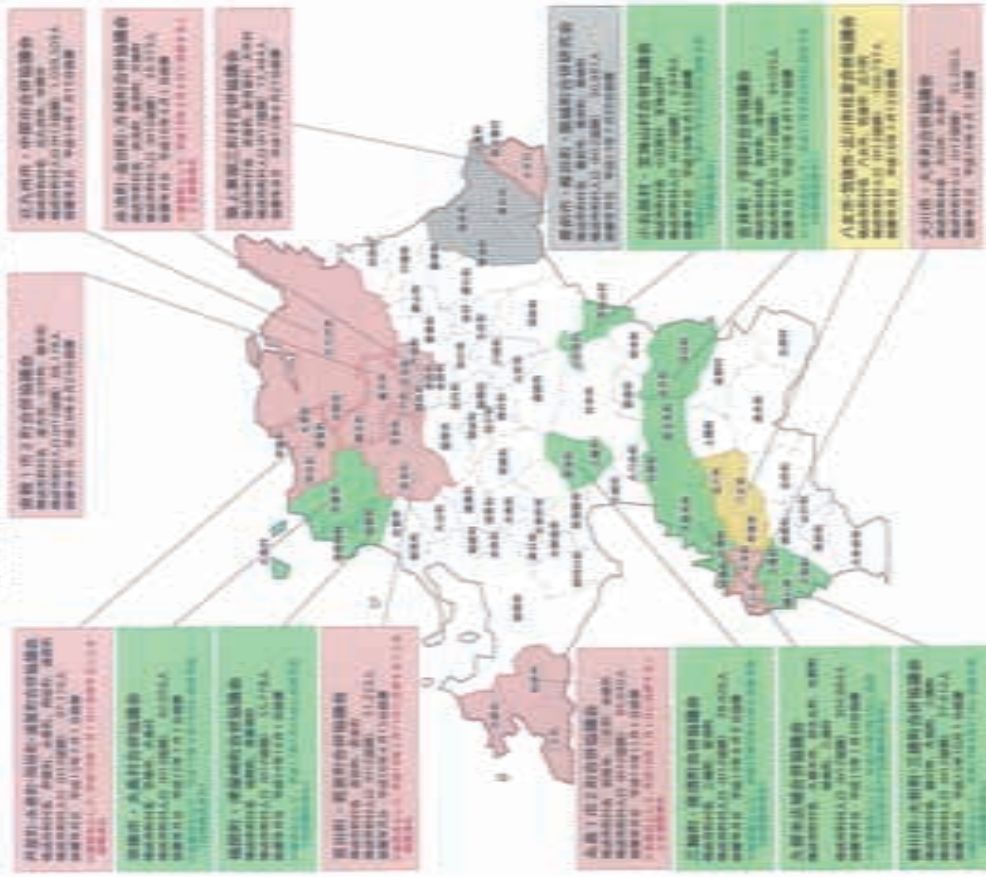
合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
任意の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	56	110
743	214	2,323
165	577	1,944
19	577	1,944
59	577	1,944

合計 (59/96=61.4%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.2)

平成16年10月7日現在



●全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	任意の合併協議会	法定の合併協議会	行政レベルの研究会等	計
設置数	577	1,944	56	743
協議会村数	1,944	165	214	2,323

(2,323/3,100=75.0%)

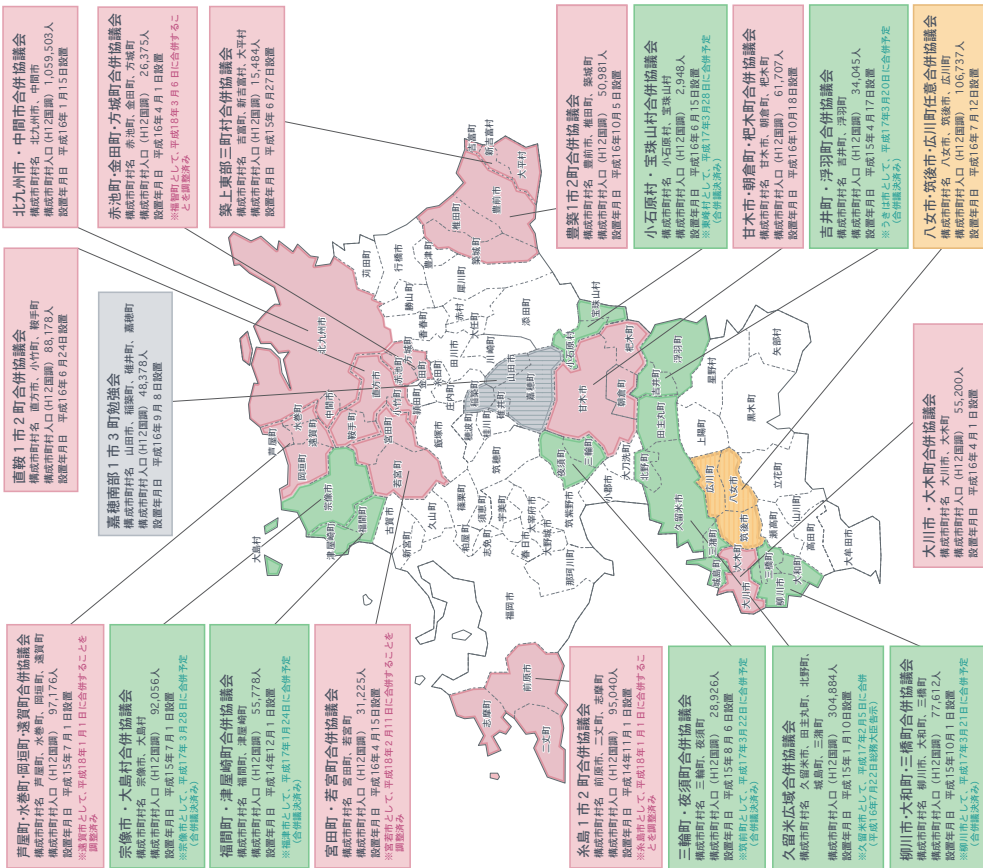
46市町村 (46/96=47.9%)

7 地域 3市12町3村
 8 地域 6市7町2村
 9 地域 2市1町1村
 1 地域 11市30町5村
 合計 17 地域 (46/96=47.9%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.30)

平成16年10月25日現在



●全国の市町村合併の動向 (H16.7.1現在)

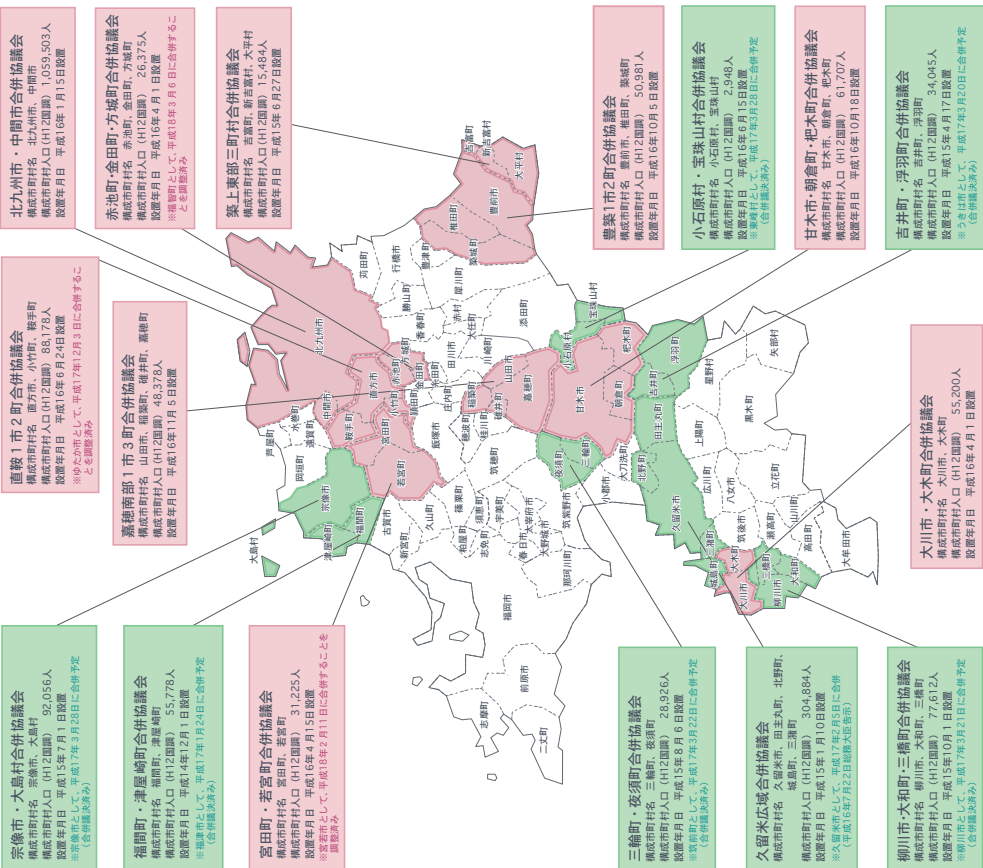
合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
行政レベルの研究会等	任意の合併協議会
計	計
56	110
743	2,323
577	214
1,944	
19	
合計	53,796

53市町村 (53/96=55.2%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.31)

平成16年11月6日現在



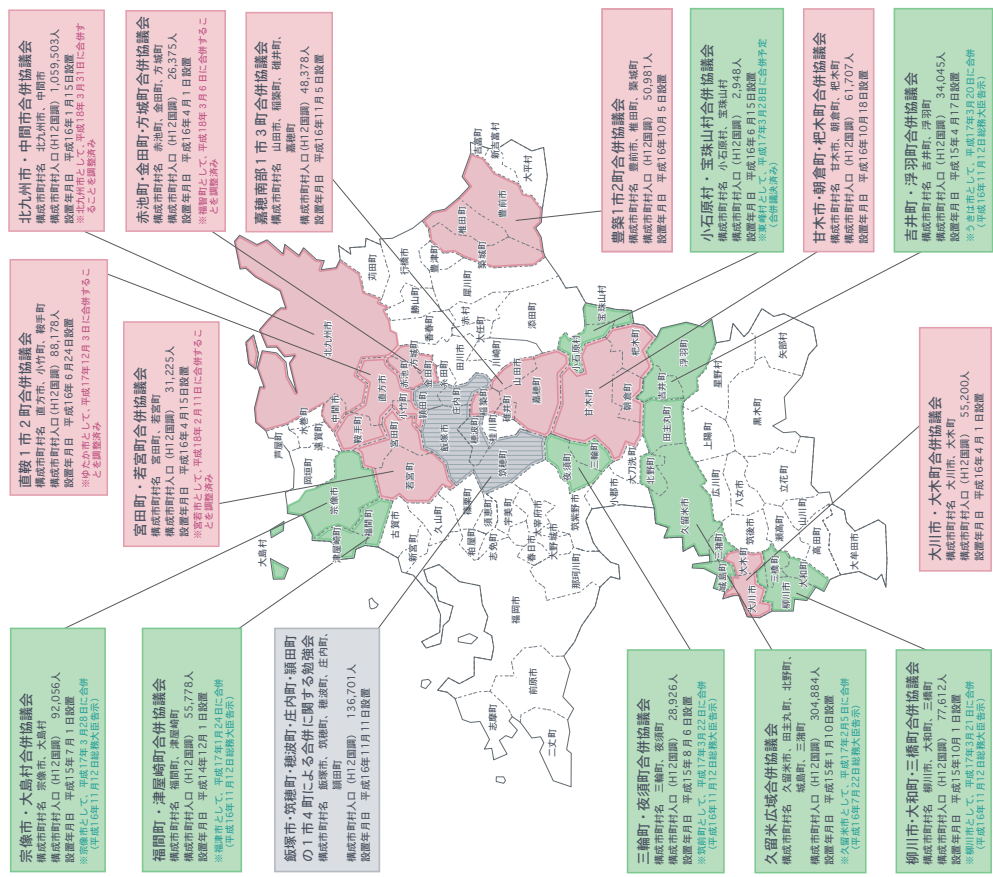
●全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域	
行政レベルの研究会等	任意の合併協議会
計	計
580	29
1,855	71
193	2,119
合計	43,96

43市町村 (43/96=44.8%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.32) 平成16年11月16日現在

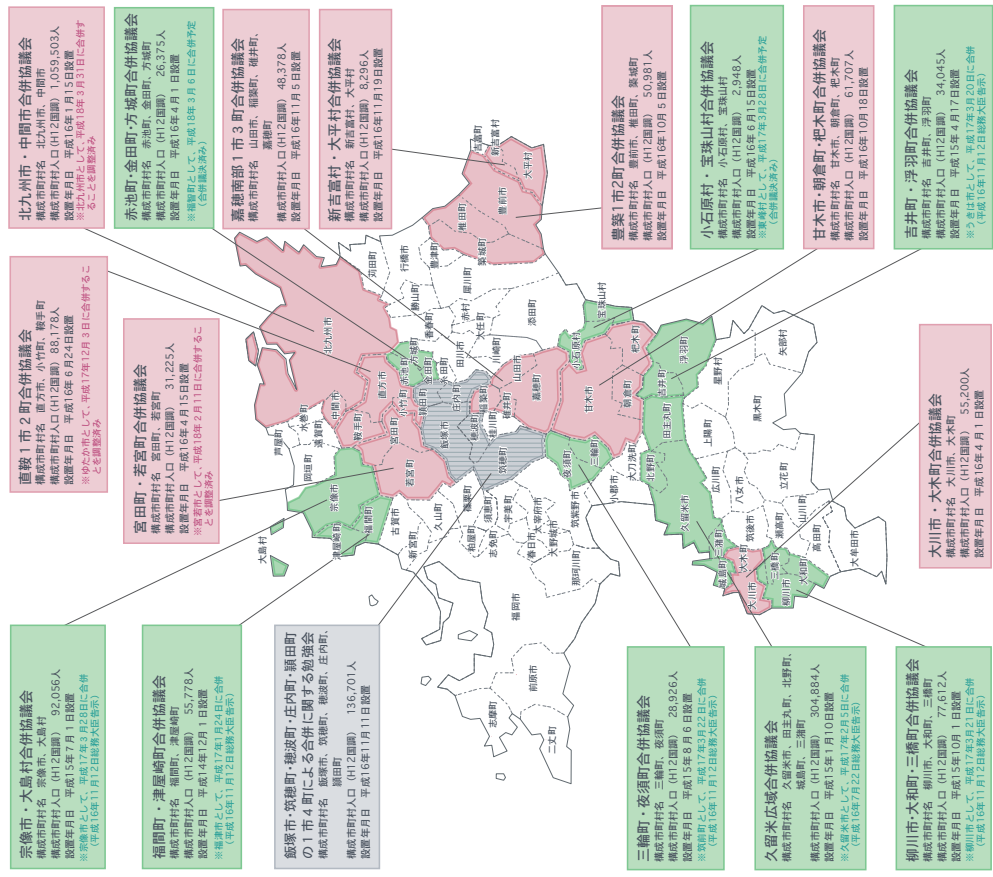


● 全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		行政レベルの研究等		計	
協議会	研究会等	協議会	研究会等	協議会	研究会等
8	8	1	16	82	691
設置数	設置数	580	1,855	193	2,119
設置率	設置率	47/96=49.0%	47/96=49.0%		

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.33) 平成16年12月1日現在

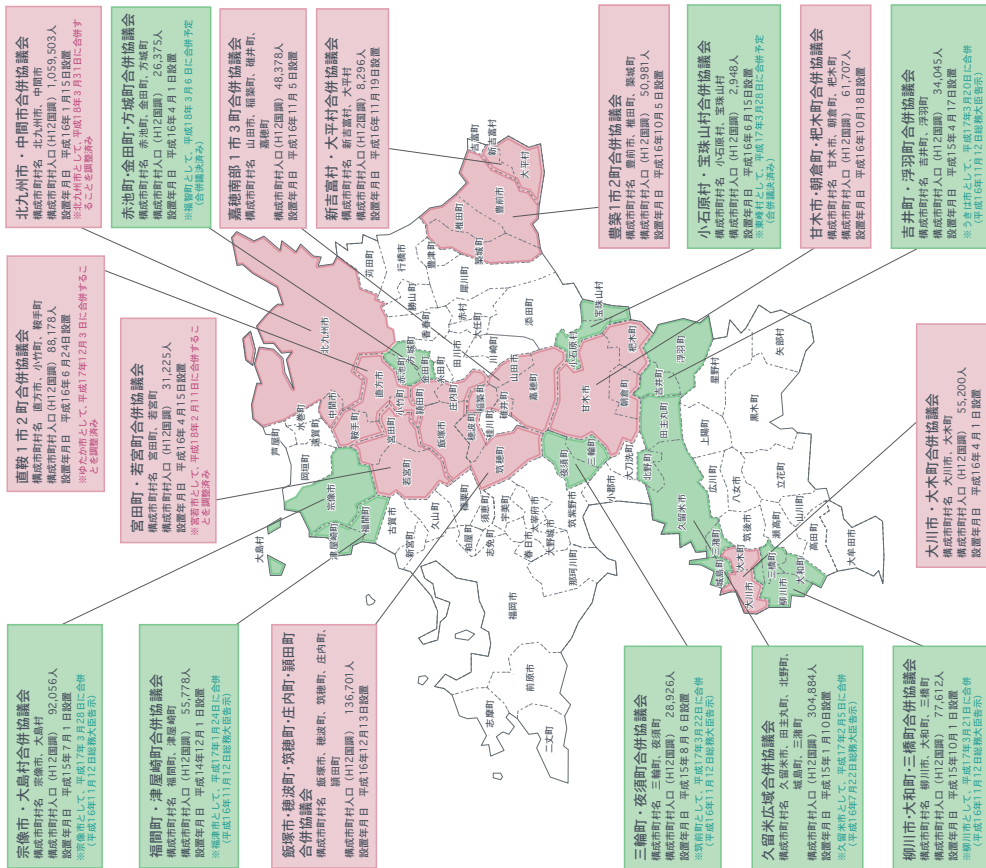


● 全国の市町村合併の動向 (H16.10.1現在)

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		行政レベルの研究等		計	
協議会	研究会等	協議会	研究会等	協議会	研究会等
8	8	1	17	82	691
設置数	設置数	580	1,855	193	2,119
設置率	設置率	47/96=49.0%	47/96=49.0%		

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.34) 平成16年12月13日現在



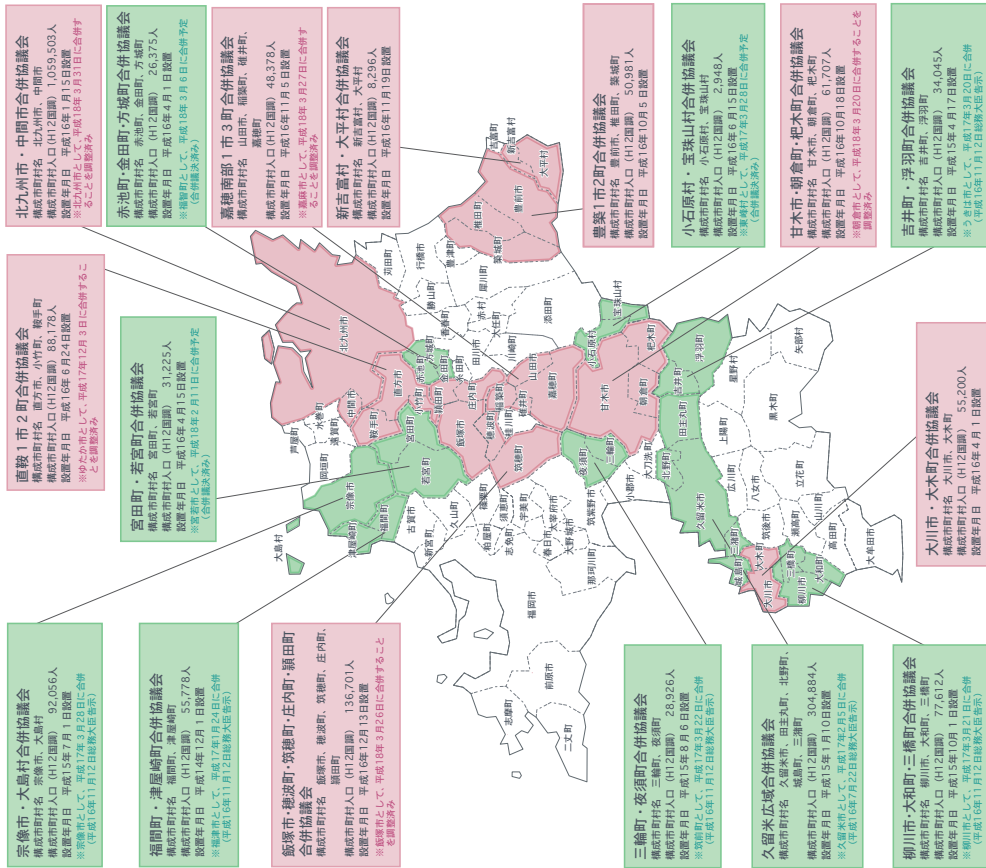
● 全国の市町村合併の動向

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
合併協議会が設置されている地域	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
8 地域	580	82
9 地域	1,855	193
17 地域	47	2,119
合計	(47/96=49.0%)	

47市町村 (47/96=49.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.35) 平成17年1月1日現在



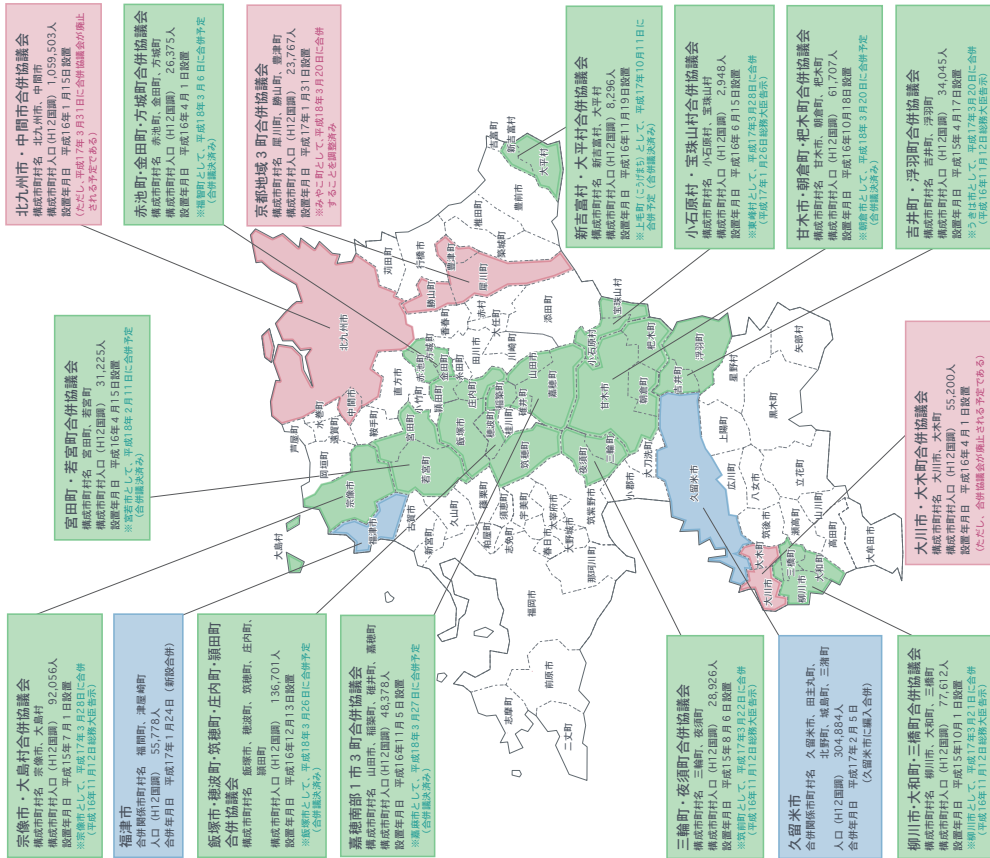
● 全国の市町村合併の動向

合併の協議会・研究会等が設置されている地域		
合併協議会が設置されている地域	任意の合併協議会	行政レベルの研究会等
9 地域	580	82
8 地域	1,855	193
17 地域	47	2,119
合計	(47/96=49.0%)	

47市町村 (47/96=49.0%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.40) 平成17年 3月16日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.2.21現在)

法定の合併協議会	設置数	544
構成市町村数		1,524

※県内の市町村数 91 (25市30町5村)

(1,524/2,748≒55.5%)

●全国の市町村合併の動向 (H17.2.21現在)

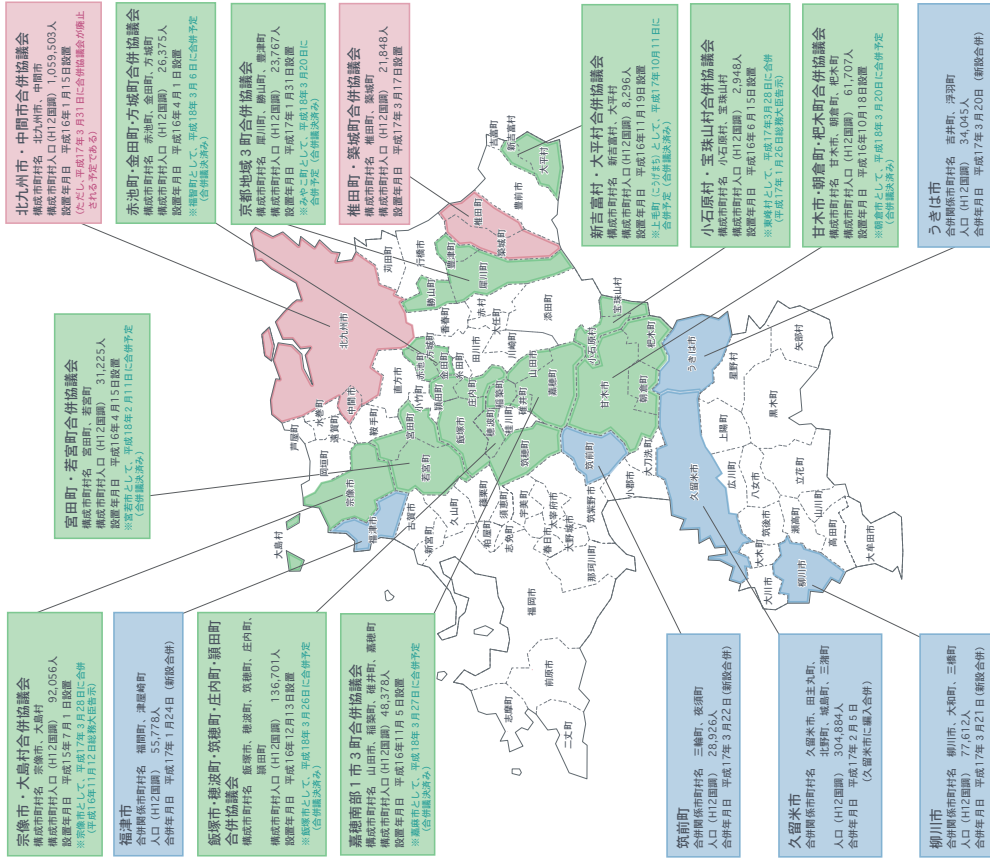
法定の合併協議会	設置数	544
構成市町村数		1,524

※県内の市町村数 91 (25市30町5村)

(37/91≒40.7%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.41) 平成17年 3月23日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.2.21現在)

法定の合併協議会	設置数	544
構成市町村数		1,524

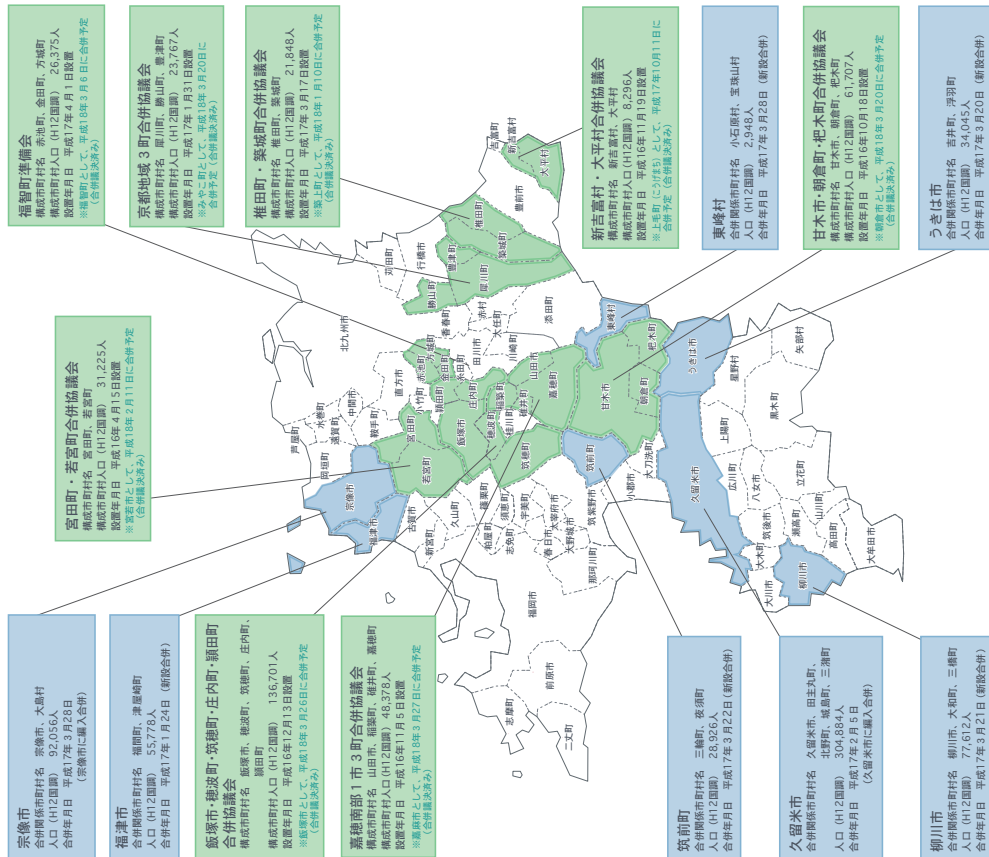
※県内の市町村数 87 (26市30町5村)

(1,524/2,748≒55.5%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.42)

平成17年4月1日現在



●全国の市町村合併の動向 (H17.3.7現在)

法定の合併協議会	
設置数	521
構成市町村数	1,433

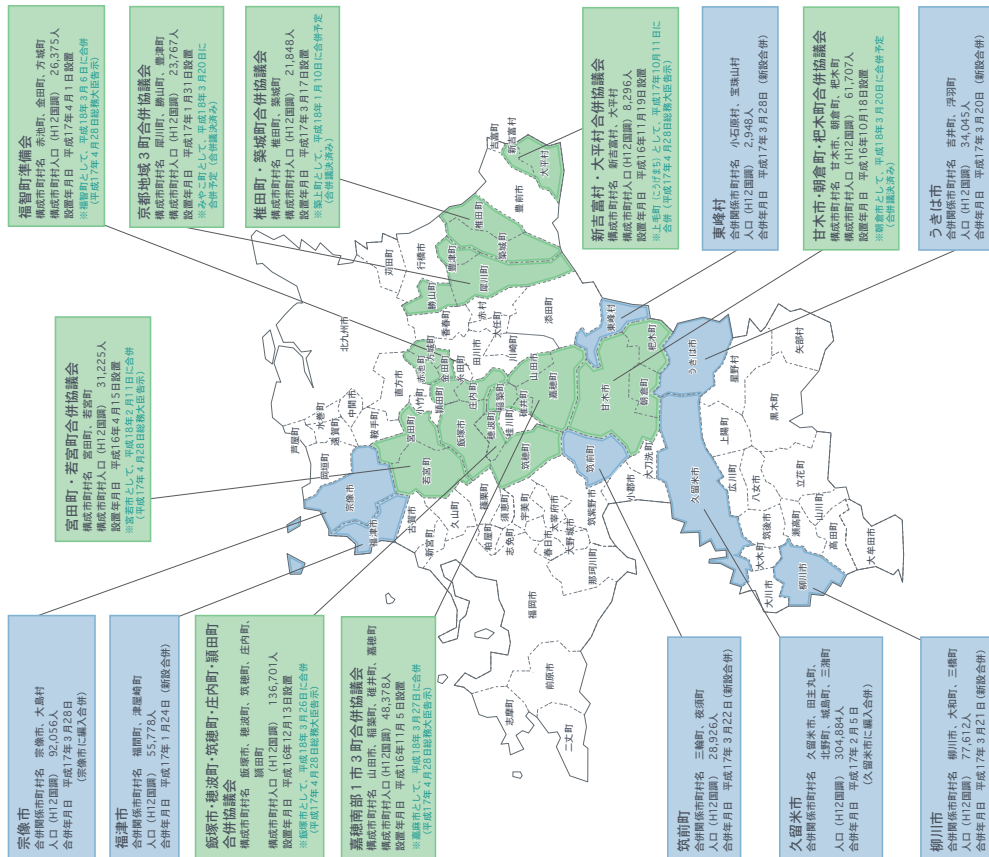
※県内の市町村数 85 (26市53町6村)

● 合併議決した地域	8 地域
3市19町2村	(24・85≒28.2%)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.43)

平成17年6月24日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数	
区 分	H17.3.31
全 国	3,232
福岡県	97

※県内の市町村数 85 (26市53町6村)

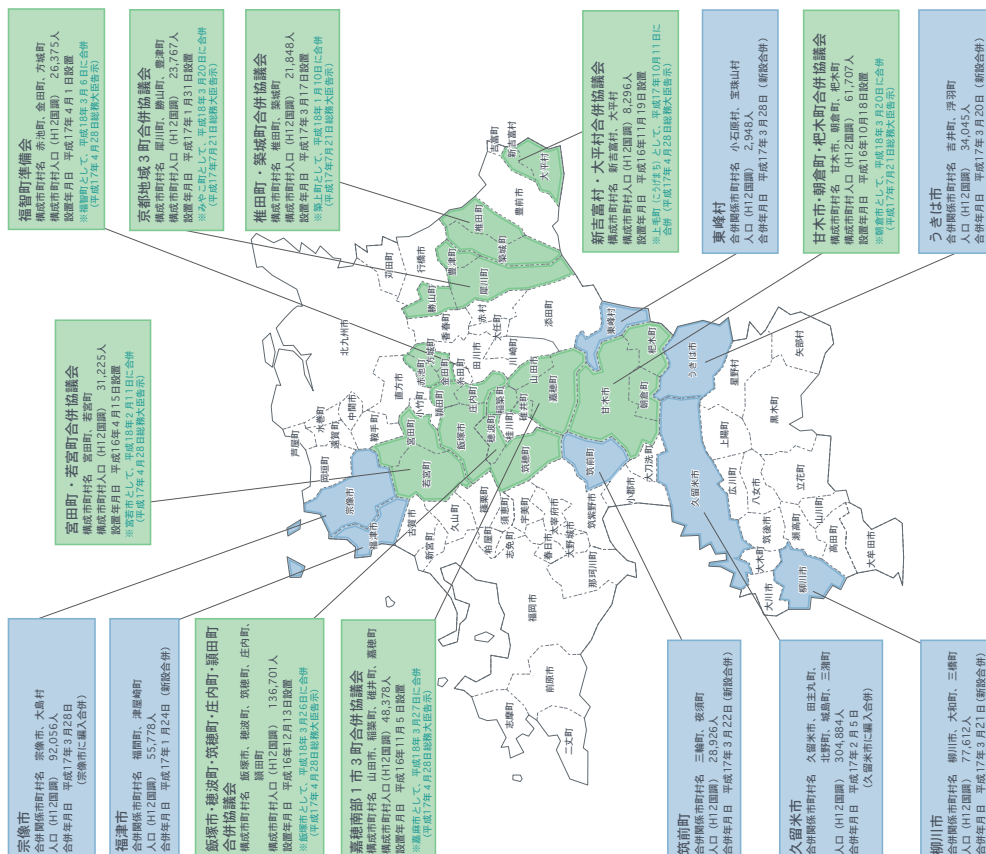
● 合併議決した地域	8 地域
3市19町2村	(24・85≒28.2%)

H17.3.31は、旧合併特例法の平成17年改正の前の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.44)

平成17年7月21日現在



市町村合併の進捗状況

市町村数		合併議決した地域		地域		3市19町2村	
区	分	H11.3.31	H17.7.7	H17.7.7	H18.3.31		
全	国	3,232	2,350	1,822(予定)			
福	岡	97	85	69(予定)			

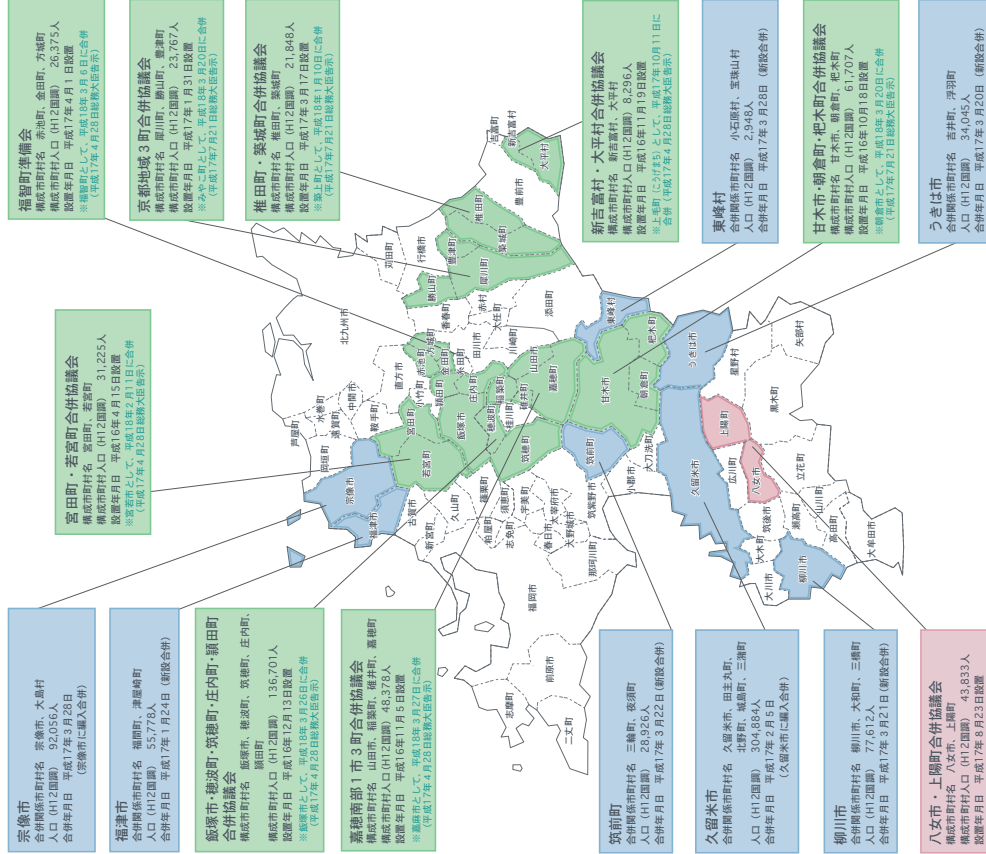
※県内の市町村数 85
(26市55町6村)

H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.45)

平成17年9月5日現在



市町村合併の進捗状況

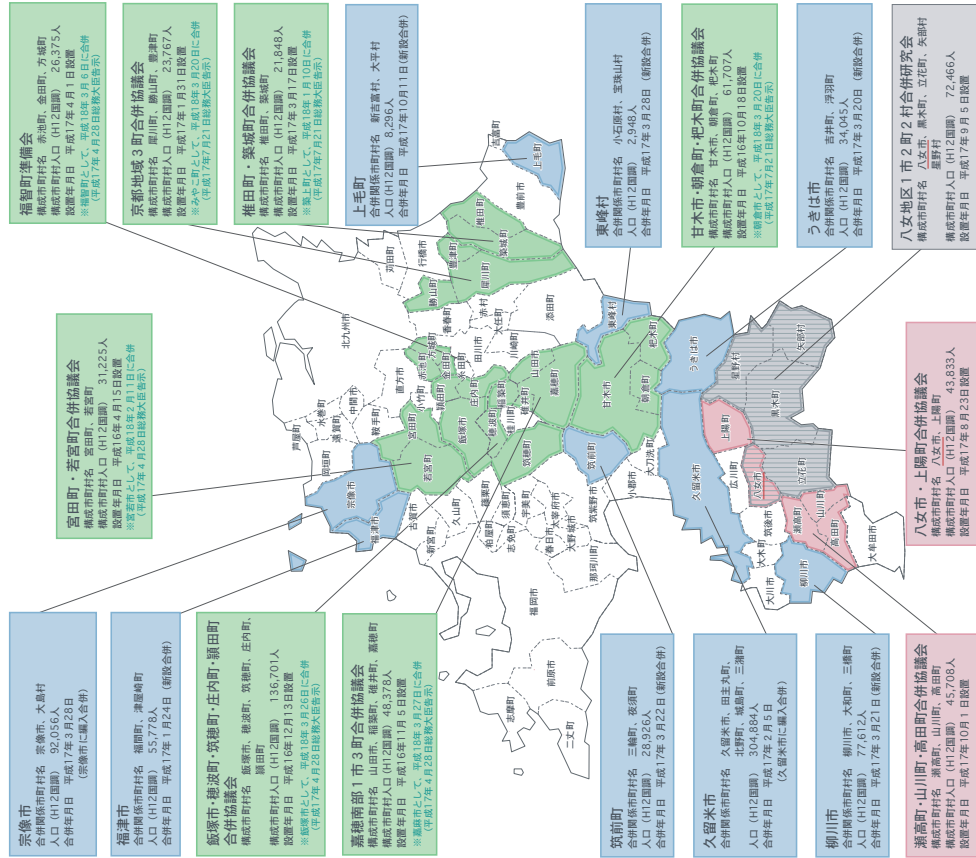
市町村数		合併議決した地域		地域		3市19町2村	
区	分	H11.3.31	H17.9.5	H17.9.5	H18.3.31		
全	国	3,232	2,328	1,822(予定)			
福	岡	97	85	69(予定)			

※県内の市町村数 85
(26市55町6村)

H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.47)



※注：複数の合併協議の枠組みに加入している市町村には、下線を引いています。

●市町村合併の進捗状況

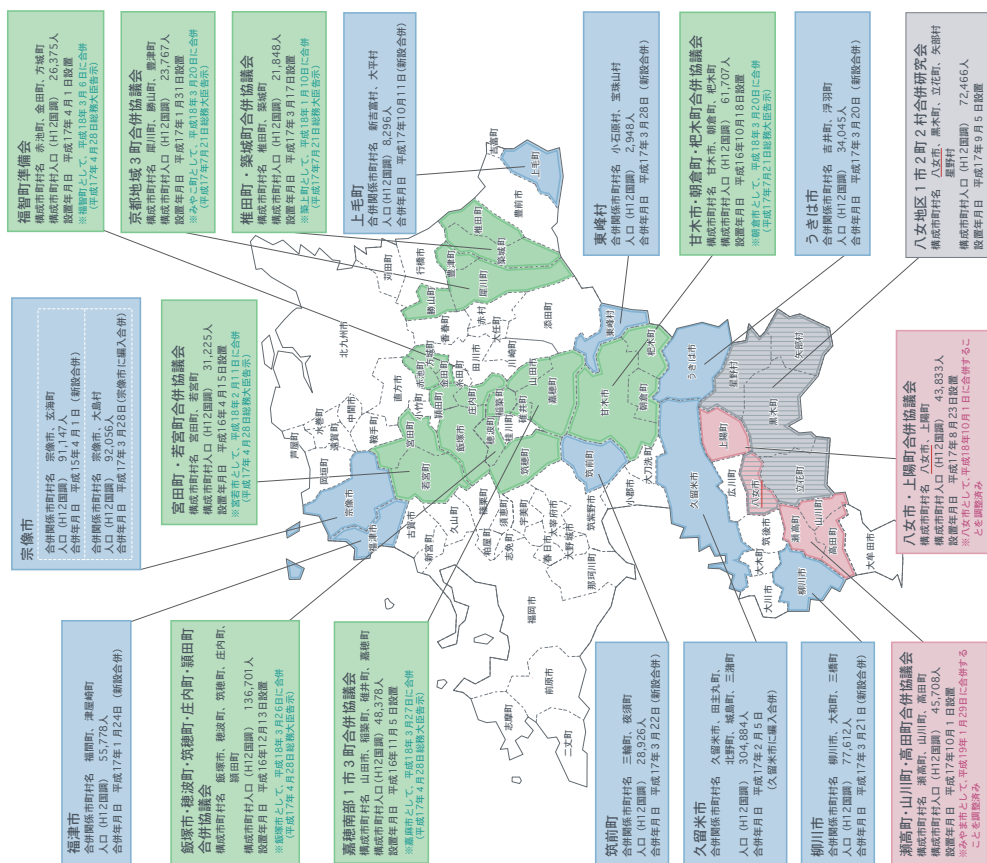
市町村数	区分	H11.3.31	H17.10.11	H18.3.31
	全国	3,232	2,192	1,822(予定)
	福岡県	97	84	69(予定)

H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

※県内の市町村数 84 (26市54町4村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.48) 平成17年12月5日現在



※注：緑色の合併協議の枠組みに加えている市町村には、下線を引いています。

●市町村合併の進捗状況

市町村数

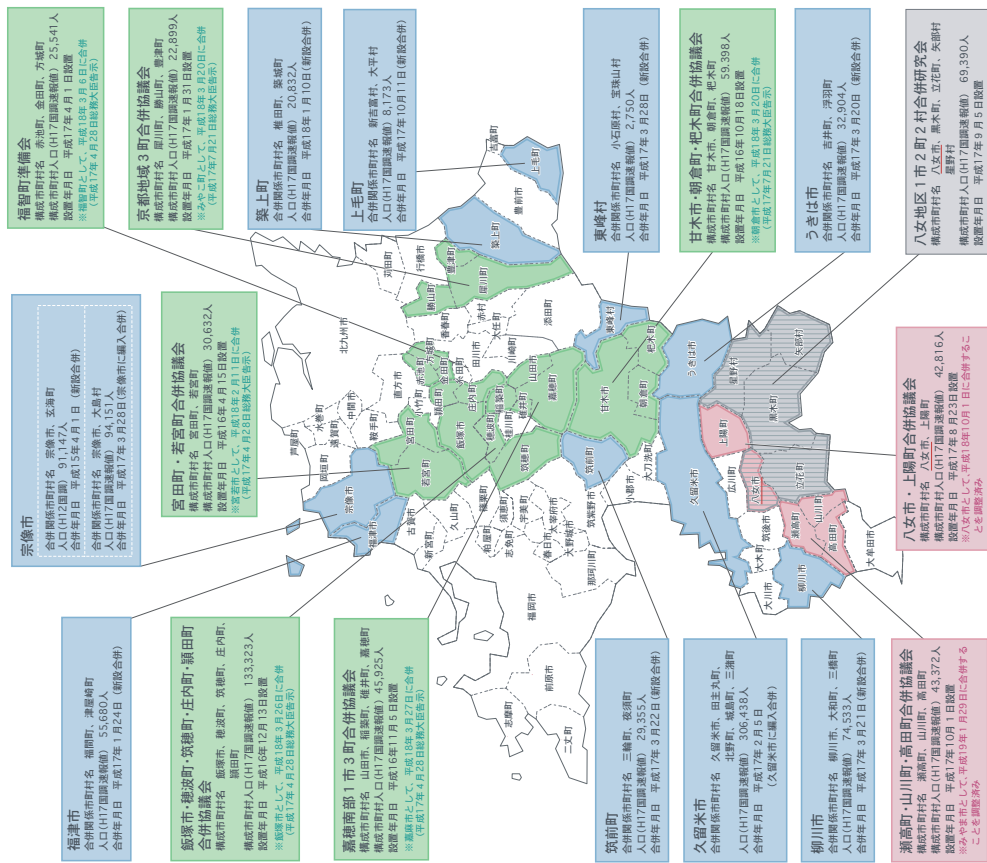
区分	H11.3.31	H17.12.5	H18.3.31
全国	3,232	2,143	1,821(予定)
福岡県	97	84	69(予定)
合計	3,329	2,227	1,890(予定)

※注：() 内の市町村数は数値です

※県内の市町村数 84 (26市54町4村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.49) 平成18年1月10日現在



※注：緑色の合併協議の枠組みに加えている市町村には、下線を引いています。

●市町村合併の進捗状況

市町村数

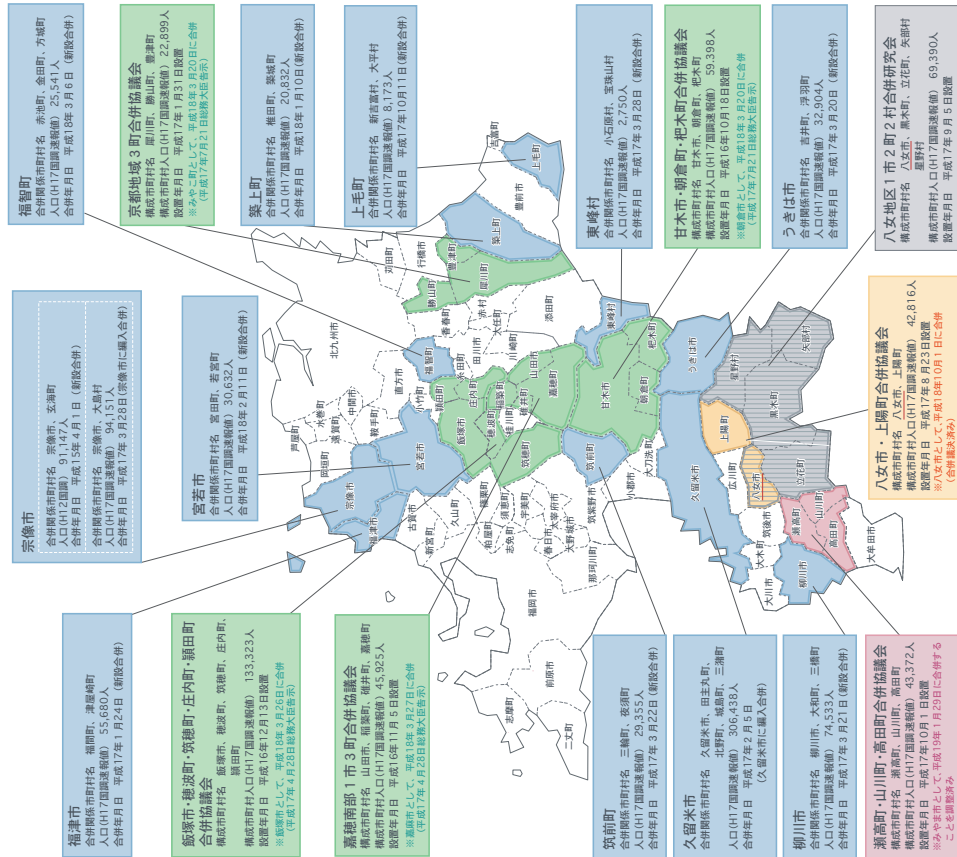
区分	H11.3.31	H18.1.10	H18.3.31
全国	3,232	2,033	1,821(予定)
福岡県	97	83	69(予定)
合計	3,329	2,116	1,890(予定)

※注：() 内の市町村数は数値です

※県内の市町村数 83 (26市53町4村)

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.51) 平成18年 3月 6日現在



※注：複数の合併協議の枠組みに加わっている市町村には、下線を引いています。

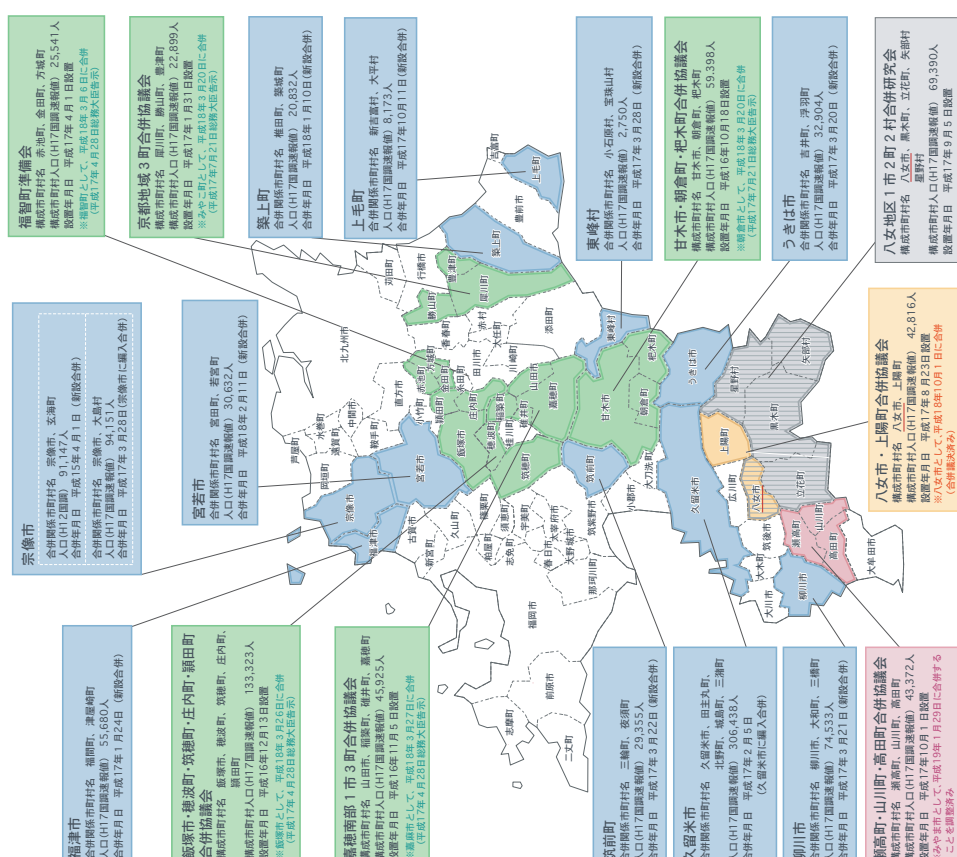
●市町村合併の進捗状況

区分	H11.3.31	H18.3.6	H18.3.31
全 国	3,232	1,956	1,821(予定)
福岡県	97	80	69(予定)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点
※H18.3.31の全国の市町村数1,821は合併新法に基づく合併も反映したもの

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.50) 平成18年 2月 11日現在



※注：複数の合併協議の枠組みに加わっている市町村には、下線を引いています。

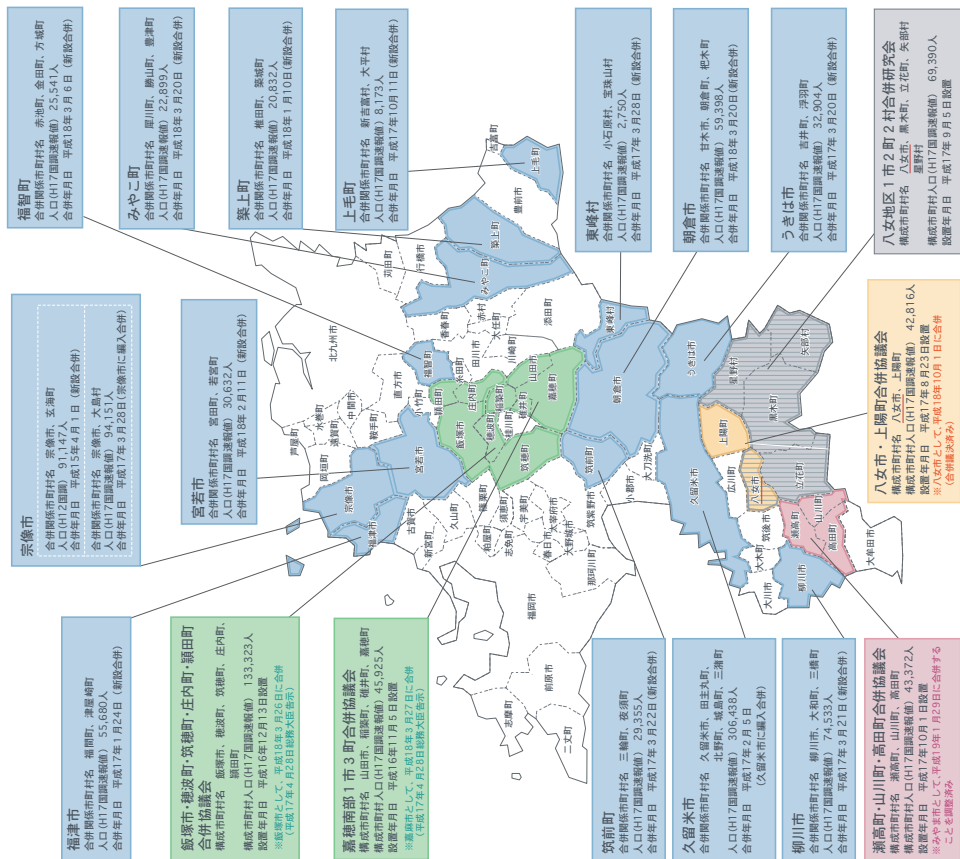
●市町村合併の進捗状況

区分	H11.3.31	H18.2.11	H18.3.31
全 国	3,232	2,017	1,821(予定)
福岡県	97	82	69(予定)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点
※H18.3.31の全国の市町村数1,821は合併新法に基づく合併も反映したもの

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.52) 平成18年 3 月20日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数

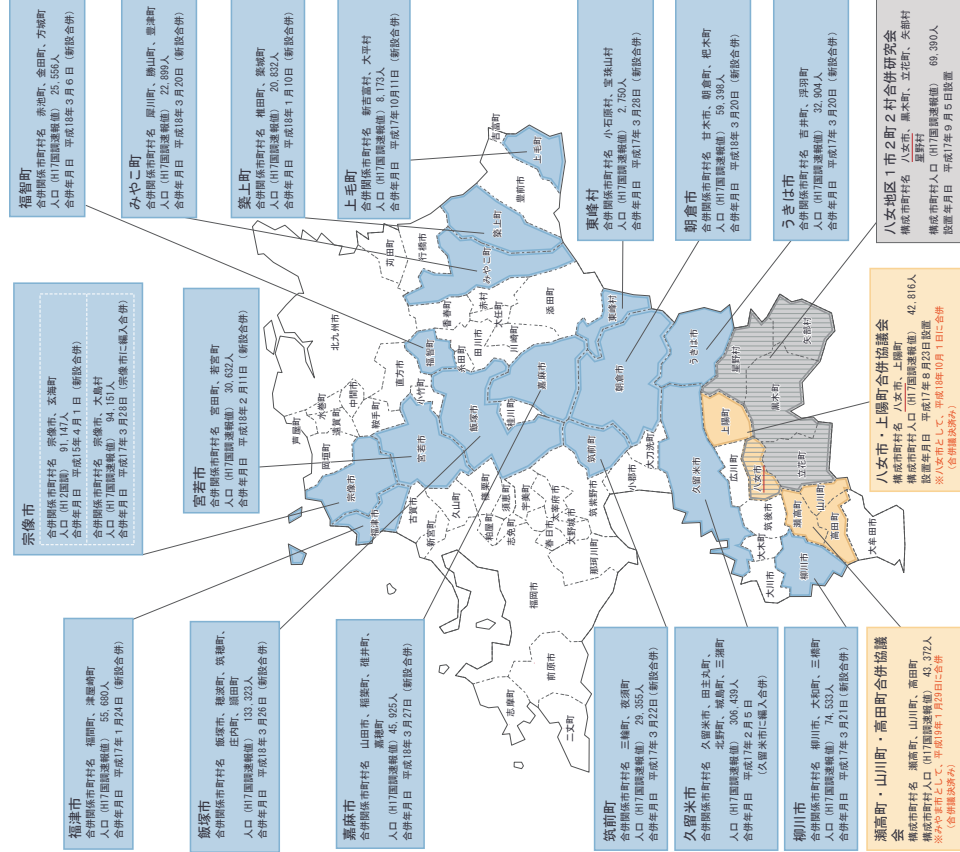
区分	H11.3.31	H18.3.20	H18.3.31
全国	3,232	1,899	1,821(予定)
福岡県	97	76	69(予定)
合計			

※注：() 内の市町村数は案数です

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の時点
※H18.3.20は、旧合併特例法の平成18年改正の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.53) 平成18年 3 月27日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数

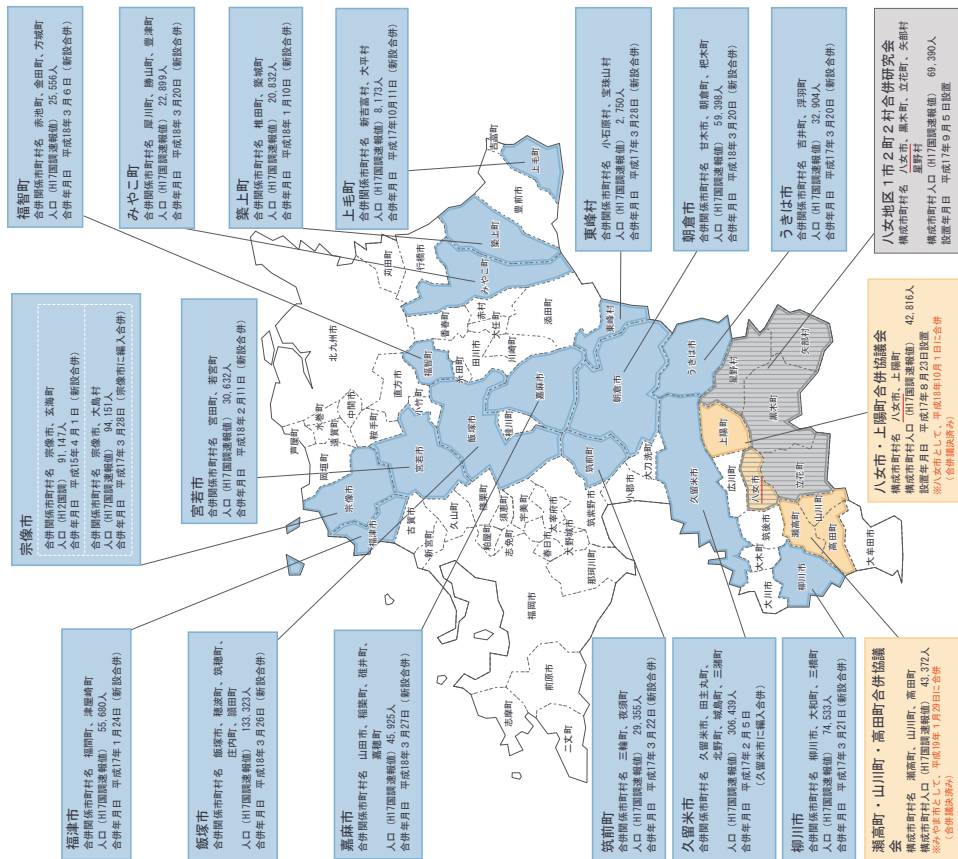
区分	H11.3.31	H18.3.27	H18.3.31
全国	3,232	1,849	1,821(予定)
福岡県	97	69	69(予定)
合計			

※注：() 内の市町村数は案数です

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の時点
※H18.3.27は、旧合併特例法の平成18年改正の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.154) 平成18年 4 月 1 日現在



※注: 横線の合併協議の枠組みに加えている市町村には、下線を引いています。

旧市町村

新市町村

合併した地域

16 地域

7市 32町5村

市町村数

市町村合併の進捗状況

市町村数

市町村合併の進捗状況

市町村数

市町村合併の進捗状況

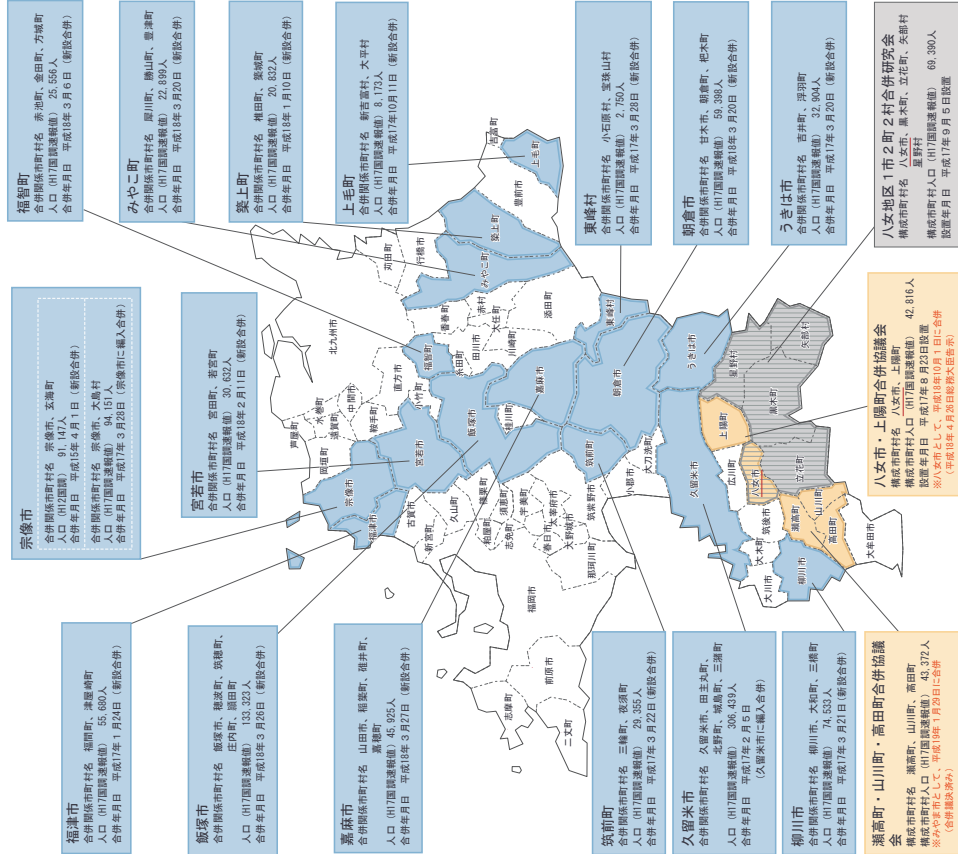
市町村数

市町村合併の進捗状況

市町村数

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.155) 平成18年 4 月 28 日現在



※注: 横線の合併協議の枠組みに加えている市町村には、下線を引いています。

旧市町村

新市町村

合併した地域

16 地域

7市 32町5村

市町村数

市町村合併の進捗状況

市町村数

市町村合併の進捗状況

市町村数

市町村合併の進捗状況

市町村数

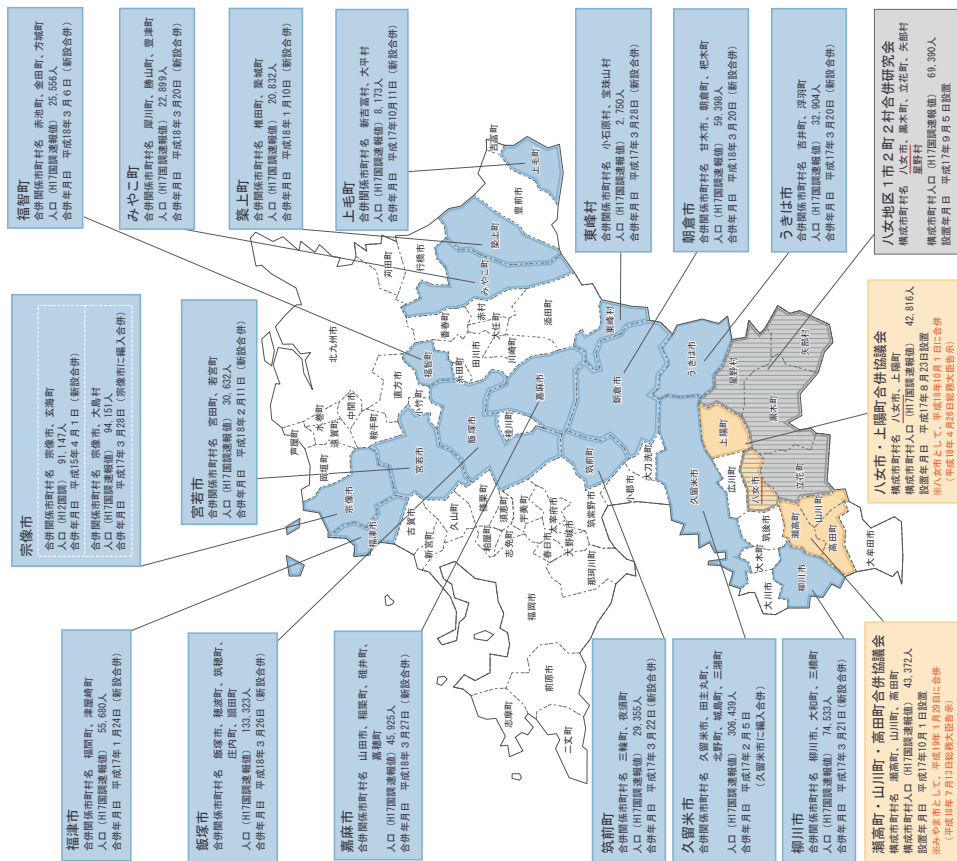
市町村合併の進捗状況

市町村数

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.156)

平成18年7月13日現在



※注：横数の合併協議の枠組みに加入している市町村には、工機を引いています。

市町村合併の進捗状況

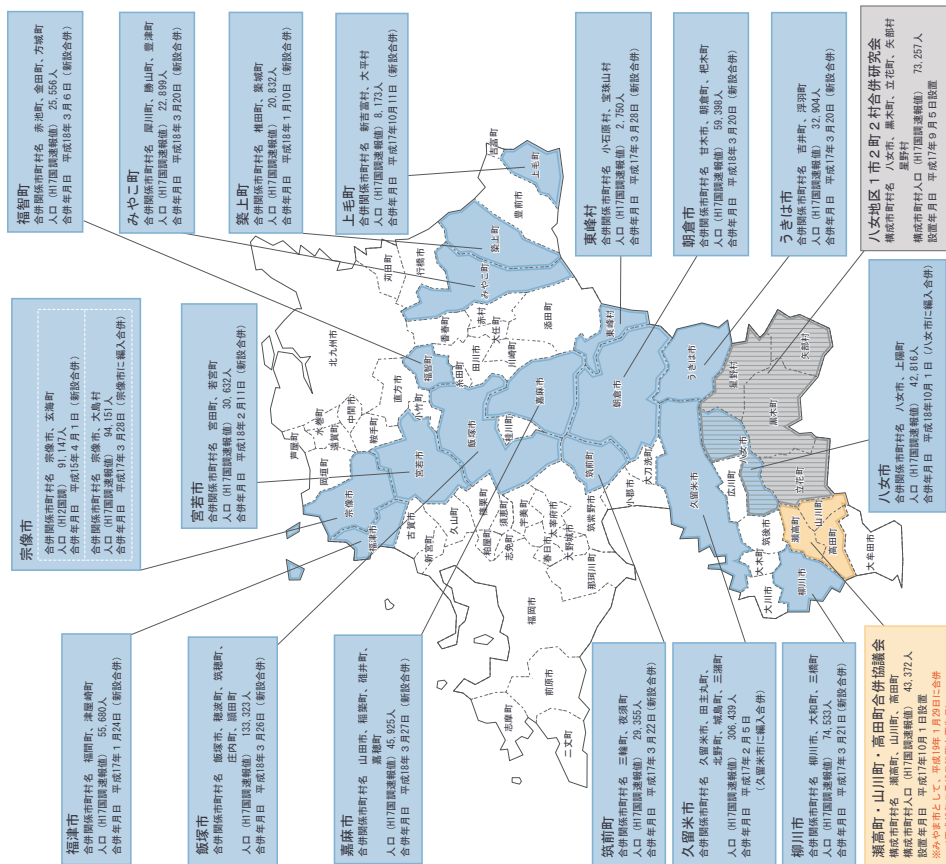
市町村数			
区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H18. 4. 1
全国	3,232	1,821	1,820
福岡県	(24市65町4村)	(27市38町4村)	(27市38町4村)
合計			

※注：() 内の市町村数は実数です

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.157)

平成18年10月1日現在



※注：横数の合併協議の枠組みに加入している市町村には、工機を引いています。

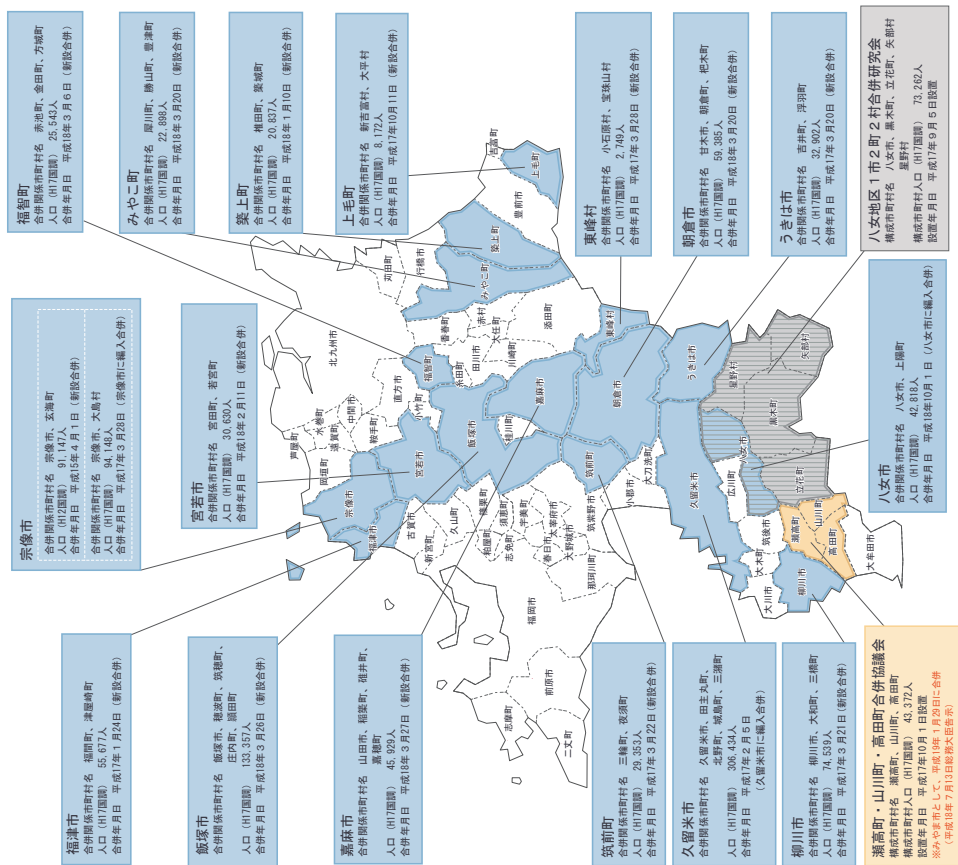
市町村合併の進捗状況

市町村数			
区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H18. 10. 1
全国	3,232	1,821	1,817
福岡県	(24市65町4村)	(27市38町4村)	(27市37町4村)
合計			

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点
※H18. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.58) 平成18年10月31日現在



●市町村合併の進捗状況

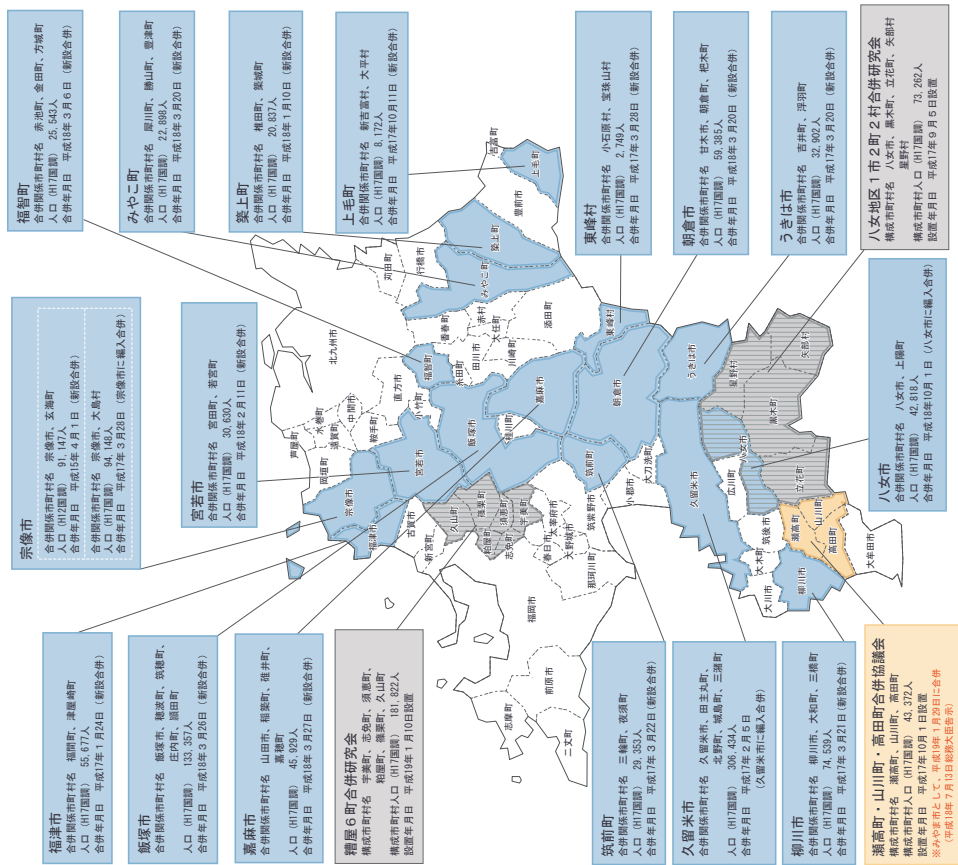
合併した地域	8市 33町 5村
合併協議した地域	3町
合併関係の協議が 進められている地域	1町 2町 2村

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H18. 10. 1
全国	3,232	1,821	1,817
福岡県	97	69	68
	(24市65町4村)	(27市38町4村)	(27市37町4村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1.59) 平成19年1月10日現在



●市町村合併の進捗状況

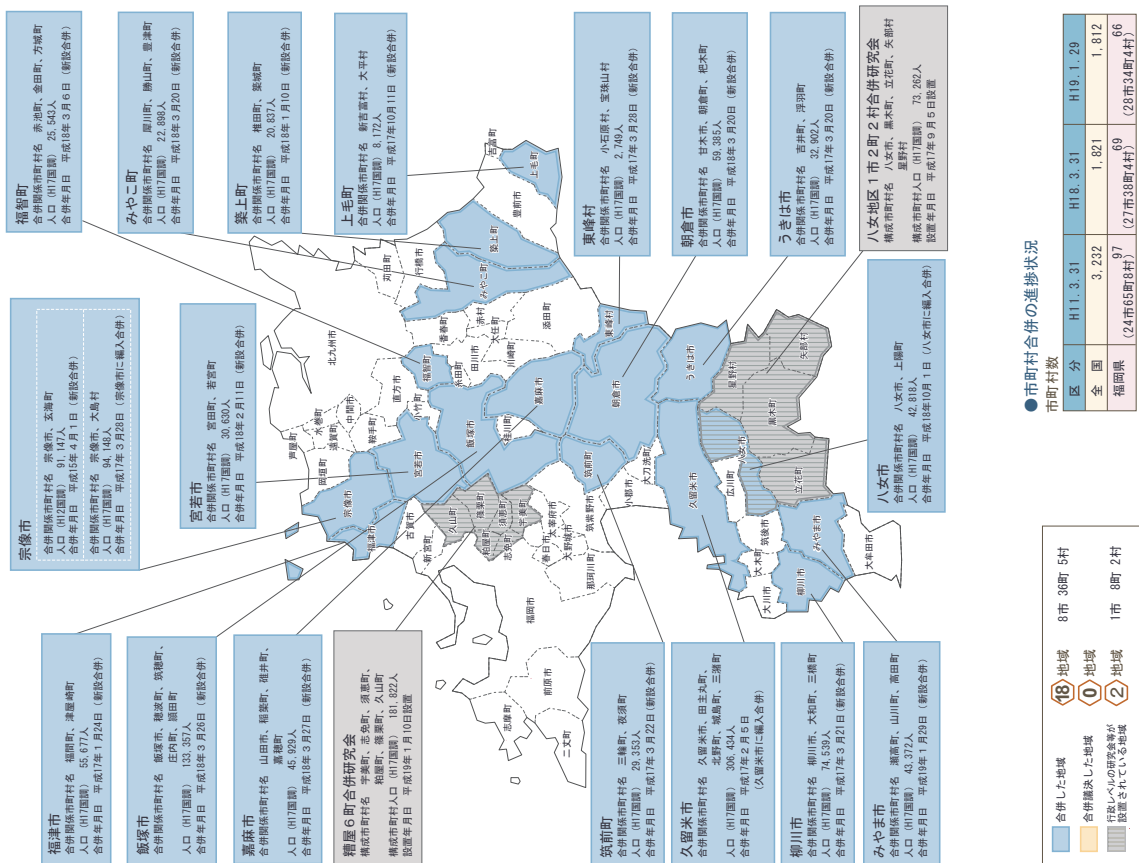
合併した地域	8市 33町 5村
合併協議した地域	3町
合併関係の協議が 進められている地域	1町 2町 2村

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H18. 10. 1
全国	3,232	1,821	1,817
福岡県	97	69	68
	(24市65町4村)	(27市38町4村)	(27市37町4村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の時点

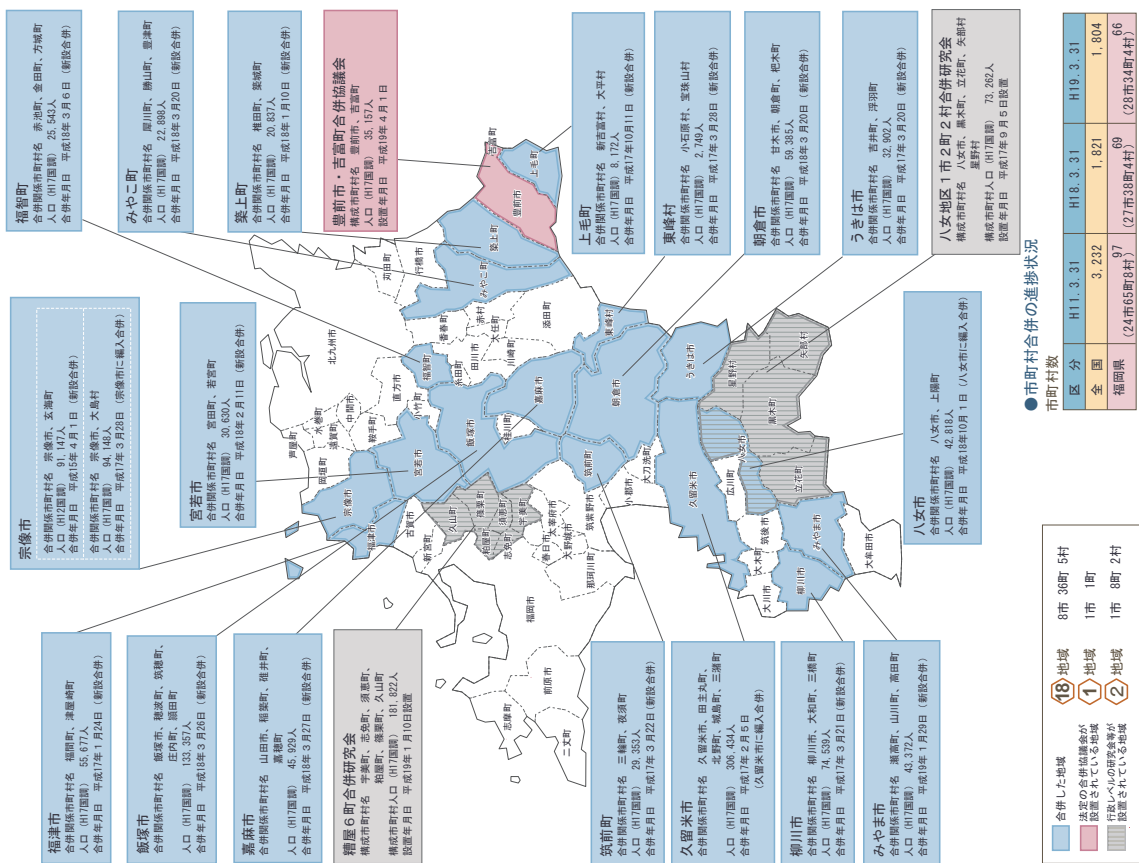
福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 60) 平成19年1月29日現在



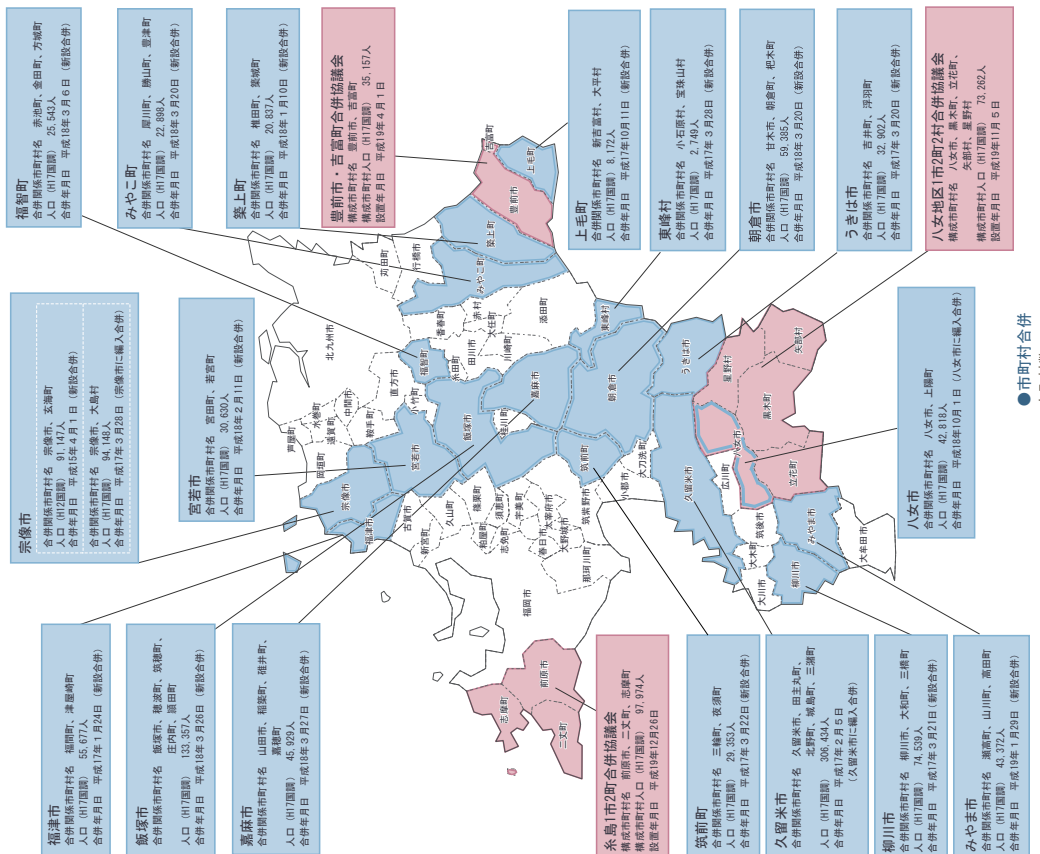
福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 61) 平成19年4月1日現在



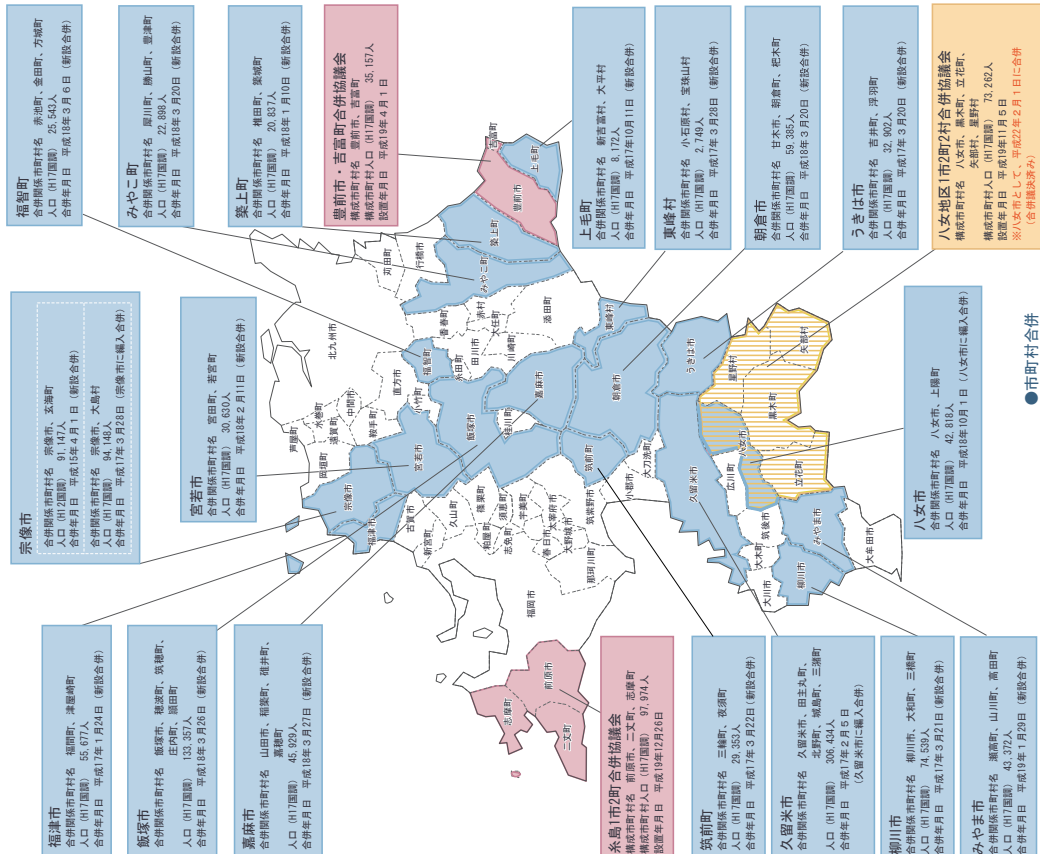
福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1: 64) 平成20年4月1日現在



福岡県市町村合併マップ

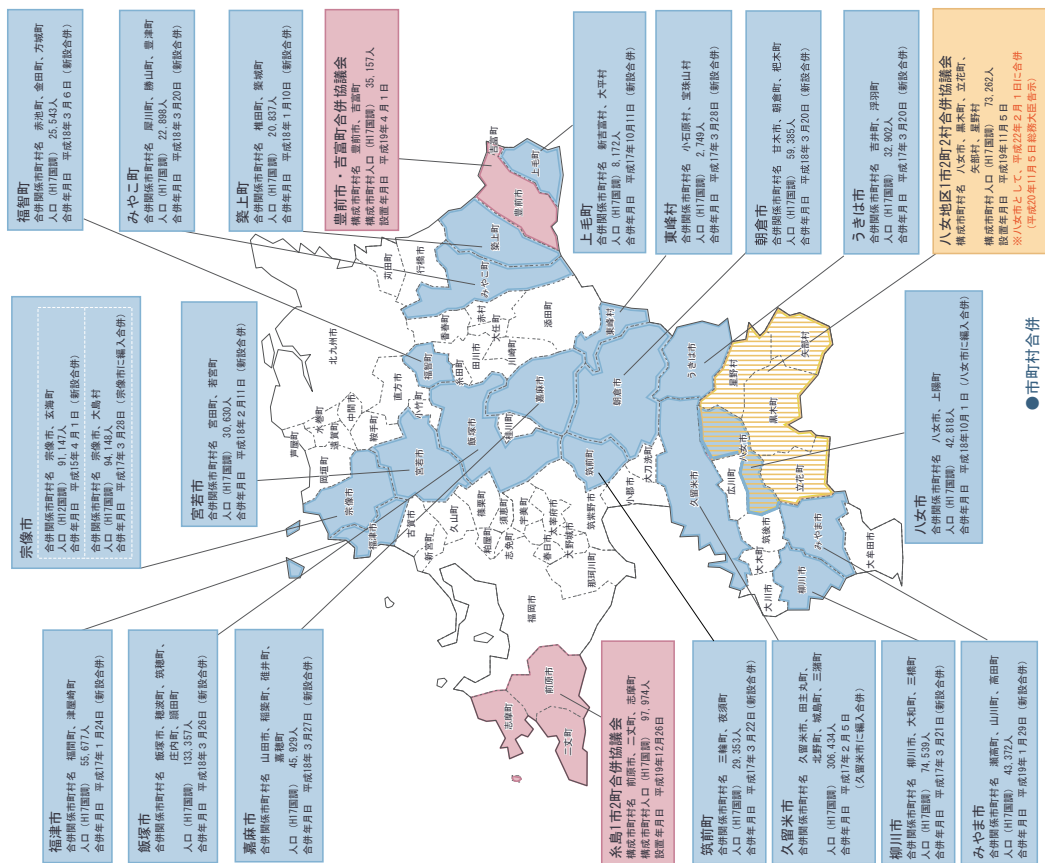
(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol.1: 65) 平成20年8月1日現在



福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 66)

平成20年11月5日現在



区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H20. 11. 5
全国	3,232	1,821	1,792
福岡県	(24市65町8村)	69 (27市38町4村)	66 (28市34町4村)

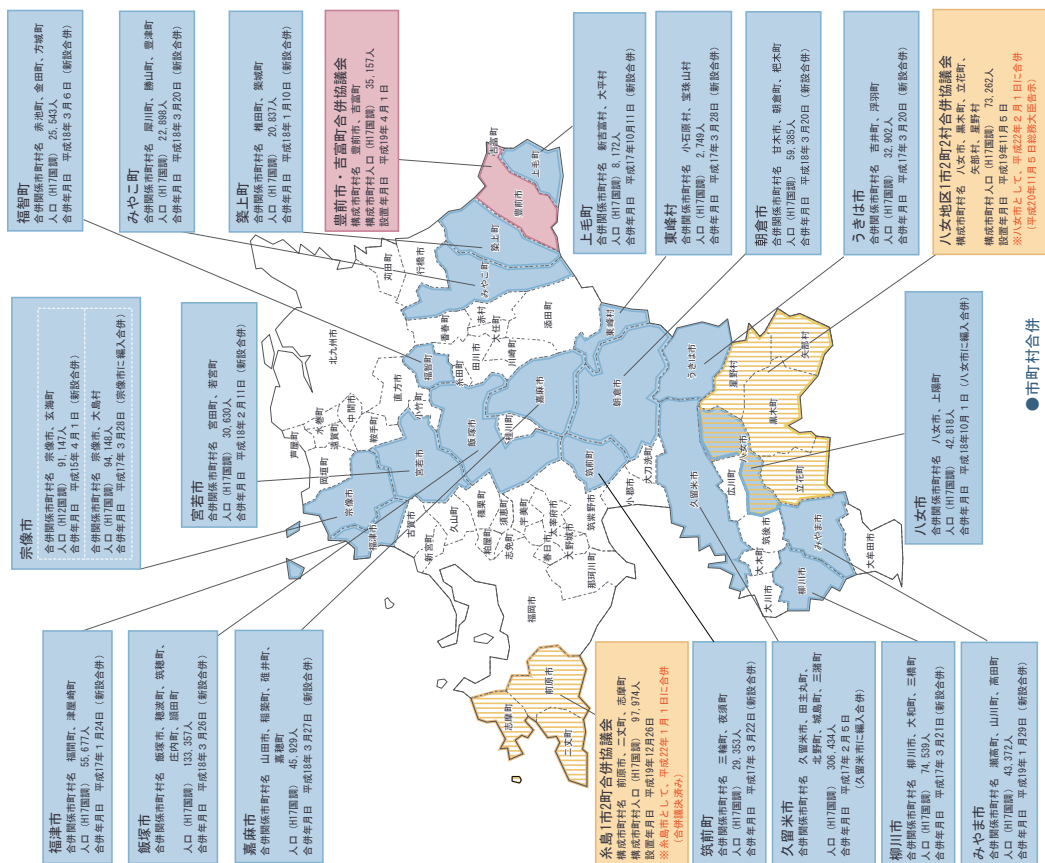
※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

合併した地域	18地域	8市 38町 5村
合併解決した地域	1地域	1市 2町 2村
法定の合併協議会が設置されていく地域	2地域	2市 3町

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 67)

平成20年12月19日現在



区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H20. 12. 19
全国	3,232	1,821	1,792
福岡県	(24市65町8村)	69 (27市38町4村)	66 (28市34町4村)

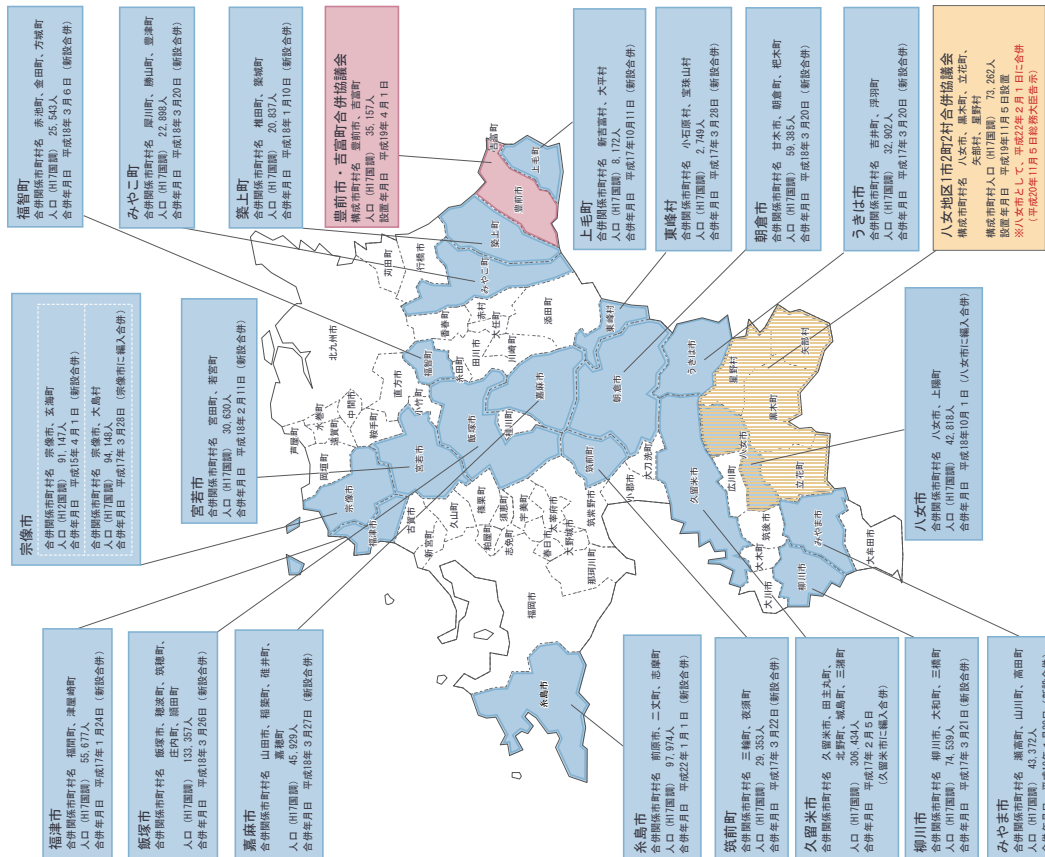
※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成17年改正の時点

合併した地域	18地域	8市 38町 5村
合併解決した地域	2地域	2市 4町 2村
法定の合併協議会が設置されていく地域	1地域	1市 1町

福岡県市町村合併マップ

平成22年 1月1日現在

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 69)



●市町村合併の進捗状況

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H22. 1. 1
全国	3,232	1,821	1,761
福岡県	97	69	64

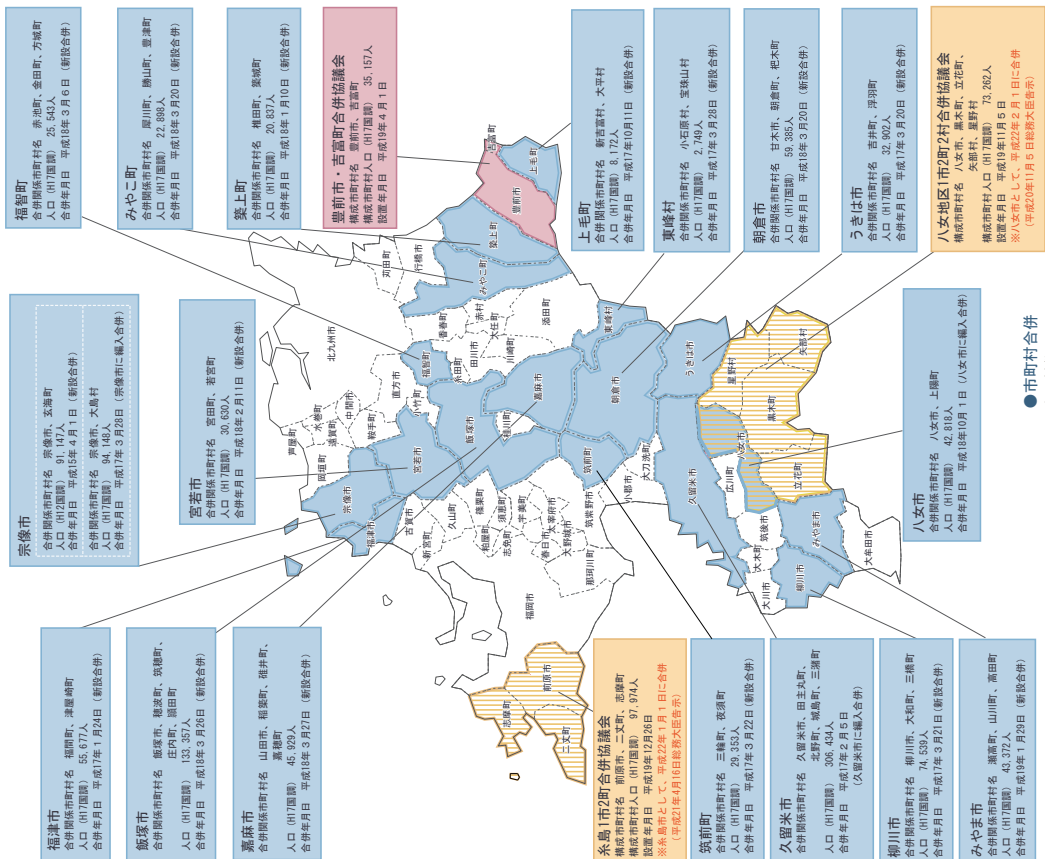
(24市55町8村) (27市38町4村) (28市32町4村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の時の時点

福岡県市町村合併マップ

平成21年 4月16日現在

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 68)



●市町村合併の進捗状況

区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H21. 4. 16
全国	3,232	1,821	1,777
福岡県	97	69	66

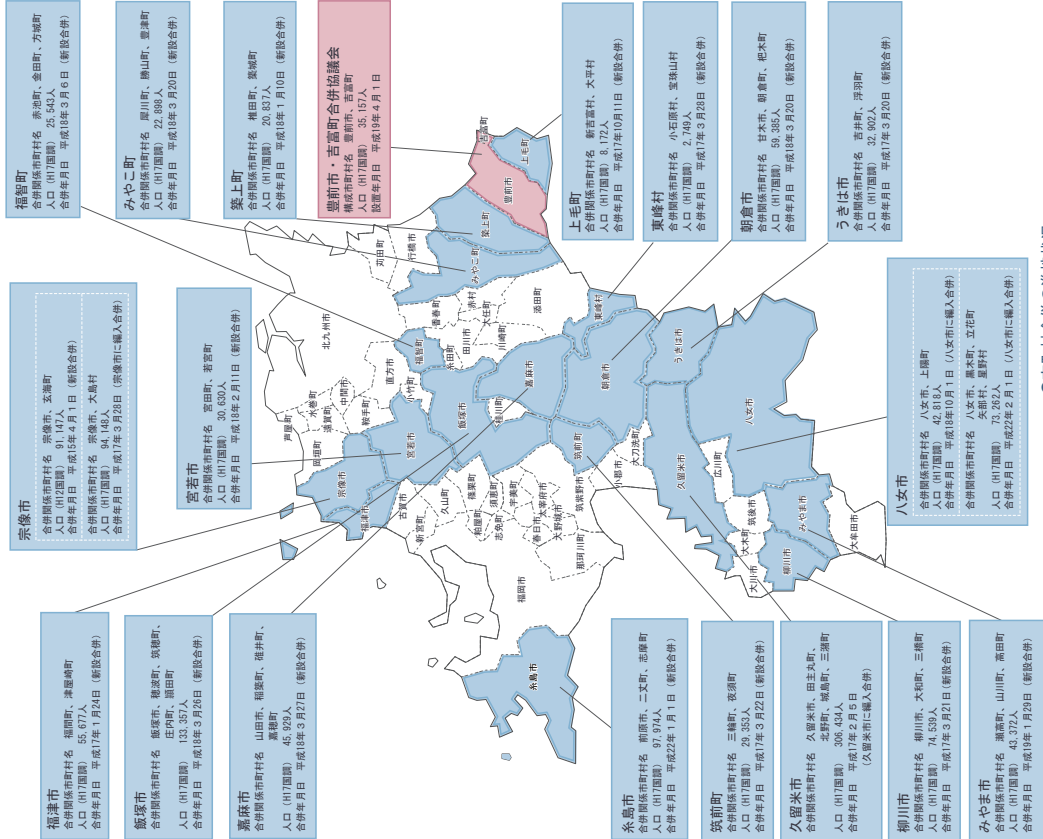
(24市55町8村) (27市38町4村) (28市34町4村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の時の時点

福岡県市町村合併マップ

(福岡県内市町村の合併の取組状況及び動向 vol. 70)

平成22年 2 月 1 日現在



●市町村合併の進捗状況

市町村数		市町村数		
区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H22. 2. 1	
全国	3,232	1,821	1,755	
福岡県	97	69	60	(24市65町8村) (27市38町4村) (28市30町2村)

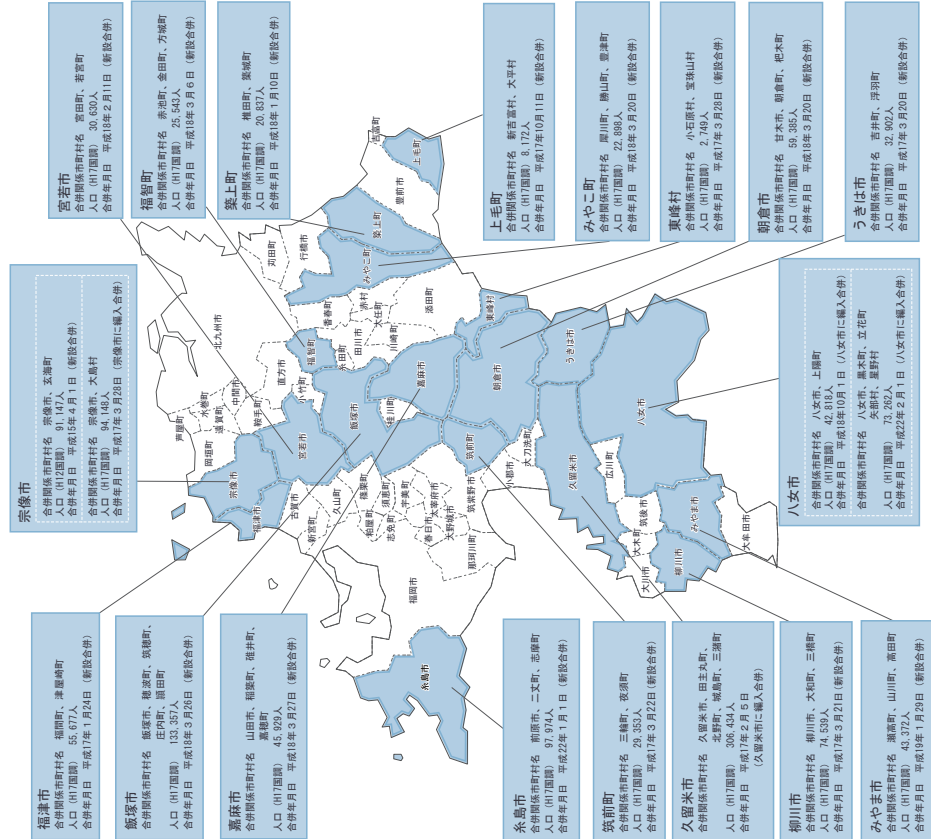
※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

福岡県の合併市町村

(平成15年度～平成21年度までの福岡県内市町村の合併の状況)

平成22年 3 月31日現在

平成11年度からの全国的な合併推進運動のもと、本県も自主的な市町村の合併が行われました。平成11年3月末に97であった市町村数は、合併推進運動が一区切りとなった平成22年3月31日現在で60になりました。



●市町村合併の進捗状況

市町村数		市町村数		
区分	H11. 3. 31	H18. 3. 31	H22. 3. 31	
全国	3,232	1,821	1,727	
福岡県	97	69	60	(24市65町8村) (27市38町4村) (28市30町2村)

※H11. 3. 31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

2 平成の合併以前の福岡県の実組関係

福岡県広域行政研究会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県第二次行政改革大綱に基づき、望ましい広域行政の在り方に関する調査研究を実施するため、福岡県広域行政研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域的行政課題の調査研究
- (2) 広域行政推進方策の研究
- (3) 市町村の自主的合併推進方策の研究
- (4) その他広域行政の推進に資する事項

(組織)

第3条 研究会は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる職員以外の者を任命することができる。

4 研究会に、顧問を置くことができる。

(会議)

第4条 研究会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代行する。

(ワーキングチーム)

第5条 研究会に、行政分野別にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部地方課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

別表第1（第3条関係） 研究会の会長、副会長及び委員

	部 課 名	職 名
会 長	総 務 部	次 長 (地方課担当)
副 会 長	総 務 部 地 方 課	課 長
委 員	総 務 部 総 務 課	課 長
	企画振興部企画調整課	課 長
	保健福祉部企画課	課 長
	環境生活部環境政策課	課 長
	商工部商工政策課	課 長
	農政部農政課	課 長
	水産林務部林政課	課 長
	労働部労働福祉課	課 長
	土木部土木管理課	課 長
	建築都市部建築都市管理課	課 長

顧 問	久留米大学経済学部助教授	世利 洋介
-----	--------------	-------

福岡県広域行政研究会

「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子

第1章 市町村行政の広域的展開の必要性

第1節 市町村を取り巻く時代潮流への対応

- 1 市町村行政サービスの広域的対応の必要性
日常生活圏の拡大や高度情報化社会の進展など、市町村行政サービスの広域的対応の必要性の高まりをもたしている潮流

2 市町村行政体制の充実強化の必要性

少子高齢社会の到来や地方分権の推進への対応など、市町村行政体制の充実強化を図るために、市町村の規模によっては市町村行政の広域的展開が必要とされる潮流

3 地方財政の危機的状况

根本的な行政改革のため市町村合併を含めた広域行政の展開が必要とされている潮流

第2節 市町村行政の広域的展開と県による広域行政の現状

市町村 … 一部事務組合等による事務の共同処理や広域行政圏の設定による広域行政の展開
県 … 市・郡を単位とする出先機関の管轄区域の編成

第2章 市町村行政の広域的展開の手段

- ・一部事務組合、広域連合及び市町村合併のメリットとデメリットの分析

人材確保・地域課題の包括性の観点からは、市町村合併により、総合的な行政主体として、意思決定・事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的である。

第3章 福岡県の地理的条件と市町村の歴史的形形成過程

福岡県の地理的条件と北九州市、福岡市、久留米市及び17の旧郡単位による市町村の沿革の整理

第4章 アンケート及び市町村長面談調査結果

市町村の自主的合併等の推進方策を検討するための参考として、「県民」（有効回答数1,641通）、「市町村長・市町村議会議長」（同162通）及び「有識者」（同184通）に対するアンケート調査を実施し、また、県内97市町村長中、14市長及び16町長、計30名の首長への面談調査を行った。

第1節 県民アンケート

- ・市町村合併の必要性
「すぐにも必要」「将来は必要」を合わせると53.3% 「不要」27.4%
- ・市町村合併の推進主体
「住民」（48.8%）「市町村議会」（19.4%）「県」（14.8%）

第2節 市町村長・市町村議会議長アンケート

- ・行政課題への対応策
「合併は将来課題・当面は広域行政」（75.8%）「合併は考えていない」（5.6%）
「合併を検討中又は検討予定」（13.6%）

・合併の検討主体

「住民」（41.4%）「市町村長」（28.4%）「市町村議会」（19.1%）

第3節 有識者アンケート

- ・行政課題への対応策

「合併は将来課題・当面は広域行政」（48.4%）「合併不要」（5.4%）
「合併の検討に着手すべき」（43.5%）

・合併の検討主体

「住民」（37.5%）「市町村長」（17.9%）「市町村議会」（17.9%）「県」（15.2%）

第V章 市町村合併の類型化と類型ごとのケーススタディ

第1節 求められる市町村の適正規模

事務事業ごとの適正規模、人口規模と事務権限の関係を考察した上で、市町村総体としての適正規模について、効率性の観点と住民自治など効率性以外の観点から分析した結果、住民自治の観点からは一般的に規模が小さいほど望ましいものの、効率性の観点からはある程度の規模が必要であることが分かる。

1 事務事業ごとの適正規模

一般廃棄物処理（マイオキシン対策） 人口9万人弱の収集エリア
特別養護老人ホームの効率的な運営 人口2万人強
消防サービス 人口10万人以上

2 人口規模と事務権限

- ・一般の市（人口5万人（合併の場合は4万人）以上）
福祉事務所の設置、児童扶養手当の受給資格の認定（予定）
- ・特例市（人口20万人以上の市のうち指定を受けたもの（予定））
騒音、悪臭原因物の排出及び振動の規制基準の設定、水質汚濁の防止に関する事務開発審査会の設置、開発行為の許可
- ・中核市（人口30万人以上の市のうち指定を受けたもの）
保健所の設置、飲食店営業の許可、大気汚染の防止に関する事務
建築基準法の施行に関する事務（人口25万人以上の市）、屋外広告物の条例による設置制限

3 効率性（1人当たり消費的経費）からみた適正規模

昭和61年度 全国 60,000人、九州 55,000人、福岡県 51,000人
平成8年度 全国 96,000人、九州 88,000人、福岡県 87,000人

4 基礎的自治体としての適正規模

- ・行政コストと行政サービスの関係という観点からの最適規模
人口21万人～33万人程度が最適規模となる。
- ・住民の政治参加の観点からの最適規模
人口規模が小さいほど投票率が高いが、首長選挙の無投票も多くなる。

第2節 合併の類型化の基本的な考え方

1 市制移行型（行財政効率化型）

極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。
福祉分野など、より住民に身近な行政サービスの総合的な供給が可能になるとともに、地域イメージが向上し地域経済が活性化する。

2 都市機能強化型

ある程度歴史的・文化的な一体性が高い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行財政能力の確立を目指して合併するパターン。
施設配置や職員などの効率的な財政運営による自治体の体質強化や、より広域的な視点での過疎・高齢化対策や広域幹線道路の整備等ができる。

3 中核都市形成型

いくつもの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行財政能力を持つ市を目指して合併するパターン。
福祉などの権限が強化され、より一層住民に身近な行政が行えるとともに、一般の市より一段高いイメージが形成され企業や大学などの誘致が行いやすくなる。

4 政令市周辺都市自立型

上記いずれかのパターンを活用しながら、政令市に編入することなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

第3節 類型ごとのケーススタディ

市制移行型（行財政効率化型）：ケースⅠ（少数自治体による人口5万人規模）

10年後の消費的経費（注）	25.5%削減
10年後の投資余力（注）	24.5%増加

市制移行型（行財政効率化型）：ケースⅡ（多数自治体による人口10万人規模）

10年後の消費的経費	55.2%削減
10年後の投資余力	53.5%増加

都市機能強化型：ケースⅡ（多数自治体による人口15万人規模）

10年後の消費的経費	58.4%削減
10年後の投資余力	8.6%増加（5年後の投資余力は29.6%増加）

中核都市形成型：ケースⅠ（多数自治体による人口20万人規模）

10年後の消費的経費	43.7%削減
10年後の投資余力	4.4%増加（5年後の投資余力は24.9%増加）

政令市周辺都市自立型：ケースⅡ（多数自治体による人口25万人規模）

10年後の消費的経費	15.1%削減
10年後の投資余力	49.7%増加

（注）消費的経費 … 人件費、物件費、維持補修費、扶助費及び補助費
投資余力 … 総収入見込額から消費的経費を控除したもの

第Ⅵ章 福岡県における市町村の自主的合併推進のあり方

自主的な合併が前提であるが、それぞれの地域の市町村は合併の是非を含めて真摯に検討する必要がある。その際には、それぞれの市町村において「検討エリア」を設定した上で、具体的な合併のメリットや阻害要因及びその除去方法を住民の意見を反映しながら検討することが極めて重要である。

1 検討の際の留意点

・合併のメリットについて

合併の一般的メリットと言われている「人材の確保等を含めた行財政基盤の充実強化」により、どのような地域づくりをし、どのような行政サービスを向上させるのか、それぞれの「検討エリア」の中で具体的な検討が必要である。

・合併の阻害要因について

「検討エリア」の中で具体的な合併の阻害要因、例えば「中心部と周辺部での地域格差」、「住民の意見が反映されにくくなること」、「きめ細かなサービスがでなくなること」などを明らかにし、問題を克服するための方法について検討することが必要である。

・住民の意見の反映について

「検討エリア」における具体的な地域づくりや、向上させることができる行政サービスの具体的な内容などについて、行政が住民に対して「たたき台」を提示し、議論を公開しながら意見を集約していくことが必要である。

2 市町村合併の「検討エリア」の設定

市町村合併の「検討エリア」を旧郡単位などに設定することが、地理的・歴史的な面からも、財政効率上要求される規模の大きさからも、現在の行政上の一体性からも極めて有益である。福岡県内の市町村は、この旧郡単位を基本として、それぞれの地域で適切な「検討エリア」を設定し、早急に合併の是非を含めた検討を始めるべきであると考ええる。

福岡県広域行政研究会

「福岡県における市町村の自主的合併等の推進方策に関する調査報告書」の骨子
～市町村合併の阻害要因への対応策～

第1章 福岡県における市町村合併の検討

第1節 福岡県広域行政研究会の報告書（平成10年度調査）の要旨

1. 広域行政の必要性

①市町村行政サービスの広域的対応の必要性

日常生活圏の拡大や高度情報化社会の進展など、市町村行政サービスの広域的対応の必要性の高まりをもたらしている潮流

②市町村行政体制の充実強化の必要性

少子高齢社会の到来や地方分権の推進への対応など、市町村行政体制の充実強化を図るために、市町村の規模によっては市町村行政の広域的展開が必要とされる潮流

③地方財政の危機的状況

抜本的な行政改革のため市町村合併を含めた広域行政の展開が必要とされている潮流

2. 広域行政の手法としての市町村合併の優位性と市町村の適正規模

3. 福岡県における市町村合併の類型

①市制移行型（行財政効率化型）

②都市機能強化型

③中核都市形成型

④政令市周辺都市自立型

4. 旧郡単位による合併の検討

(1)「検討エリア」設定の必要性

抽象的な議論とならないようにそれぞれの市町村において「検討エリア」を設定した上で、具体的な合併のメリットや阻害要因及びその除去方法を住民の意見を反映させながら検討することが極めて重要である。

(2) 福岡県における「検討エリア」

市町村合併の「検討エリア」を旧郡単位などに設定することが、地理的・歴史的な面、財政効率上要求される規模の大きさ、及び現在の行政上の一体性から極めて有益であり、福岡県内の市町村は、この旧郡単位を基本としてそれぞれの地域で適切な「検討エリア」を設定し、早急に合併の是非を含めた検討を始めるべきである。

第2節 市町村合併の阻害要因とその対応策の検討の重要性

市町村合併の検討においては、そのメリットとデメリットの比較考量が論点のひとつとなるが、その際には、市町村合併が地域の発展に及ぼす具体的効果を十分検討することはもちろん、合併によるデメリットをより少なくするための方策を同時に検討することが重要である。

第2章 福岡県における市町村合併の気運及び阻害要因

第1節 県内各地域の合併に関する意識 ～平成10年度アンケート結果から
平成10年度アンケート結果から①合併の必要性、②合併の阻害要因について概観。

第2節 県内各地域の合併気運及び阻害要因等

県内各地域の合併気運や合併阻害要因などの実情を把握するため、市町村職員に対するグループヒアリングを実施し、その結果を①地域の現状、②地域の一体感、③合併に向けた気運、④合併の阻害要因に分けて整理。

第3節 合併阻害要因の類型化

グループヒアリング等で指摘された合併の阻害要因を次のとおり類型化。

＜全ての地域に共通する阻害要因＞

積極的な合併推進要因の不足 行財政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足 身分喪失に対する不安
--

＜複数の地域に共通する阻害要因＞

	地域間格差の拡大	住民に密着したサービスの低下	複雑な既存の一部事務組合の構成	中心市の求心力の弱さ（中心地域の不明確さ）	地域内の交通基盤の不足	福岡市への依存	県境の存在
旧筑紫郡		○	○			○	
旧糟屋郡		○			○	○	
旧宗像郡			○			○	
旧鞍手郡				○			
旧嘉穂郡	○				○		
旧朝倉郡	○	○			○		
旧糸島郡	○	○				○	
旧浮羽郡				○			
旧三井郡			○	○			
旧三潴郡			○	○			○
旧八女郡	○			○			
旧山門郡	○		○	○			
旧三池郡	○		○	○			○
旧田川郡	○						
旧京都郡	○						
旧薬上郡				○			○

第3章 合併阻害要因への対応策

第1節 一般的な対応策

一般的に考えられる対応策として、国及び県における現在の取組状況及び合併の当事者となる市町村自らによる取組状況等を整理。

1. 国の施策

(1) 合併特例法による特例制度の創設

- ・合併協議会設置に関する住民発議制度（有権者 1/50 以上による直接請求）
- ・市となるべき要件の特例（人口 4 万人以上で市制移行可能等）
- ・地域審議会設置（旧市町村単位での意見の反映）
- ・議会議員の定数・在任、議員年金の資格に関する特例
- ・財政措置に関する特例（普通交付税算定の特例、合併特例債）

(2) 財政上の優遇措置

- ・普通交付税算定の特例（合併算定替）の期間の延長
- ・合併特例債の創設
- ・合併関係市町村間の公債費負担格差の解消のための財政措置
- ・市町村合併の推進のための補助金（法定協議会への補助金、合併市町村への補助金）

2. 県の施策

- ・市町村や民間団体等に対する補助金の交付
- ・各種研修会等への講師派遣
- ・福岡県広域行政研究会での調査研究及び報告書の公表

3. 市町村自らの取組

- ・住民意識調査、シンポジウム、研究会等
- ・各種協議会などによる各市町村間の行政水準の平準化や職員交流の拡大、施設の共同利用
- ・自治会や行政区などのコミュニティの育成

第2節 全国の合併事例における対応策の実例

過去の市町村合併事例（11 事例）の中で執られた対応策の実例について整理。

【主な実例】

○積極的な合併推進要因の不足 ～合併へのインセンティブとなる目標の設定～

- ・市制移行（鹿嶋市、篠山市）、インフラ整備による地域振興（いわき市、ひたちなか市）

○行政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足 ～合併「議論」を行う気運の醸成～

- ・首長や議会のリーダーシップ（あきる野市、篠山市）、住民意識の啓発（水戸市、あきる野市）

○身分喪失に対する不安 ～合併特例法の活用～

- ・定数特例及び在任特例の活用、審議会委員等特別職としての任用（熊本市、浜松市）

○地域間格差の拡大 ～合併前の旧市町村への配慮～

- ・施設やインフラの整備（いわき市、浜松市）
- ・旧市町村別予算の作成（いわき市、つくば市）、旧市町村ごとの選挙区の設置（いわき市）

○住民に密着したサービスの低下 ～支所機能の充実、情報通信ネットワークの活用～

- ・支所機能強化による住民サービスの向上（熊本市、いわき市、北上市）
- ・旧市町村の施策の持ち寄り（浜松市）

第3節 対応策検討の際の留意点

合併阻害要因への対応策を検討する際、留意すべき事項等を合併阻害要因の類型ごとに整理。

1. 積極的な合併推進要因の不足について

普遍的な合併推進要因を考えるのではなく、自らの地域の実情に応じた合併推進要因を、その地域のポテンシャル（発展可能性）と課題の抽出などを通じて、中・長期的視点から検討する必要がある。その際は合併の検討エリアの設定や複数の市町村による共同研究が有効である。

2. 行政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足について

住民への情報提供と住民参加のもと、首長、議員がリーダーシップをもって新たな行政システムづくりを検討すべきである。

3. 身分喪失に対する不安について

合併特例法上の特例措置の活用はもちろん、合併後の市町村における人材登用が考えられる。

4. 地域間格差の拡大について

昭和の大合併によって地域間格差が広がったと言われるが、中心部の成長が周辺地域の成長を促し、地域全体の底上げに繋がるとの視点を踏まえた上で、地域の現状を再検証する必要がある。

合併後の市町村建設計画は、地域の実情を踏まえ、広域的長期的な視野に立った方策を示す必要がある。

5. 住民に密着したサービスの低下について

住民が行政に対して真に望むサービスの提供は何かという点を踏まえ、現状の行政サービスと合併後の市町村の規模で新たに提供可能となる行政サービスの内容を比較検討してみる必要がある。

住民の意見を十分吸い上げるシステムを構築するため、既存のコミュニティ機能の充実に加え、NPOや地域ボランティア等との連携強化などが重要となる。

6. 複雑な既存の一部事務組合の構成について

既存の一部事務組合の統合・複合化、合併に際しての十分な事前調整により解決可能と考えられる。

7. 中心市の求心力の弱さ（又は中心地域の不明確さ）について

合併を契機とする成長拠点づくりとこれを牽引役とする地域全体の振興の可能性について検討する必要がある。併せて、今後の都市的機能をどういう方策で提供していくのかについて検討する必要がある。

8. 地域内の交通基盤の不足について

中心地域と周辺地域の間での問題が、周辺地域間での問題かを検証した上で、後者の場合は合併を契機として周辺地域間の基盤整備を行い、住民交流の活性化を図ることが考えられる。

9. 福岡市への依存について

財政効率及び住民の参政意識の観点から政令指定都市との合併は慎重に考えるべきである。福岡都市圏にあるという立地条件をさらに有効に活用するため、市町村合併という手段についてどう考えるかを住民に説明する責任がある。

10. 果境の存在について

まずは県内での合併の是非を十分検討することが必要である。

第4章 福岡県における市町村合併推進の留意点

第1節 旧郡を単位としない合併パターンの検討

旧郡単位で実施したグループヒアリングでは、旧郡単位の合併パターンに加えて、旧郡単位以外の合併パターンとして、①旧郡の一部が先行合併する場合（旧郡内先行合併パターン）、②旧郡間をまたがる市町村が合併する場合（旧郡間合併パターン）の必要性が指摘された。

第2節 市町村合併を推進するための県の役割

1. 情報提供・啓発

福岡県広域行政研究会報告書の周知や「市町村の合併の推進についての要綱」の策定などを通じて更なる情報提供に努める必要がある。

2. 市町村の具体的取組に対する支援

（1）市町村の研究会への支援

研究会等を設け、合併に関して具体的な取組を自ら行おうとする住民や市町村に対して、県は積極的な支援を行う必要がある。

（2）合併協議会等への支援

合併の論議が深まり、具体的に合併協議会が設置されるに至った場合は、県はこの合併協議会に対して、財政的な面はもちろん人面的な面を含めて積極的な支援を行うことが求められる。

3. 合併後の市町村に対する支援

国の施策による優遇措置に加え、合併後の市町村の地域に対する県事業の優先的な実施や既存の補助金、交付金の優先的な採択などが効果的と考えられる。

福岡県広域行政推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、広域行政の推進に向けた地域の取組を支援するため、第2条に定める団体が実施する第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において福岡県広域行政推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象団体は、福岡県内に事務所等を有する団体で次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体（市町村、一部事務組合等）
- (2) 複数の市町村により要綱等に基づき設置された研究会、独自の規約等に基づき運営されるいわゆる任意協議会等の団体
- (3) 農業協同組合、商工会議所その他の公共的団体等
- (4) 地域づくり団体等で広域行政又は地域づくりの推進に係る事業について活動実績があると市町村長が認めるもの
- (5) 前号に準ずる団体で市町村長が推薦するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該事業に要する経費が500千円以上の事業で次に掲げるもの（前条第2号の団体については第4号の事業に限る。）とする。ただし、この補助金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としないものとする。

- (1) 市町村合併等（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市との合併を目指すものを除く。以下本条において同じ。）広域行政に関する研究会、懇話会、検討会、研修会等の実施事業
- (2) 市町村合併等広域行政を推進するための次に掲げる調査研究事業（先進事例調査のみの事業は除く。）

- ア 広域的現況調査
- イ 先進事例調査
- ウ 住民意識調査
- エ 将来都市ビジョン等の策定
- (3) 市町村合併等広域行政を推進するための機運醸成につながる次に掲げる啓発事業
 - ア シンポジウム、セミナー、講演会等の開催
 - イ パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等の作成及び配布
- (4) 複数の市町村が市町村合併等広域行政に関し、前条第2号の団体を共同設置した上で行う具体的な将来構想についての調査研究事業（先進事例調査のみの事業は除く。）

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
前条第4号以外の事業	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び使用料	2分の1以内	1団体につき2,000千円以内
前条第4号の事業	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び使用料	3分の1以内	1団体につき1,500千円以内

(補助金の交付申請)

第5条 第2条に掲げる団体が補助事業を実施しようとするもの（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書（以下「申請書」という。）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、補助事業者が第2条第4号に掲げる団体である場合は当該団体の事務所等の所在する市町村の長（以下「所在市町村の長」という。）が発行した当該団体に活動実績があることを証する文書を、同条第5号に掲げる団体である場合は所在市町村の長が発行した推薦書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の申請があったときは、所在市町村の長及び当該補助事業の内容が関係する市町村の長（以下「関係市町村の長」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するとともに、所在市町村の長及び関係市町村の長にその旨を通知するものとする。

(申請内容の変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費ごとの配分額の20%を超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、規則第10条に定める書類、帳簿等を、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月16日から施行し、平成11年度の事業に適用する。

3 合併旧法下での福岡県の取組関係

福岡県市町村合併推進要綱策定会議設置要綱

(設置)

第1条 福岡県における自主的な市町村合併の推進を図るため、市町村の合併の推進についての要綱(以下「推進要綱」という。)を策定することを目的として、福岡県市町村合併推進要綱策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、推進要綱の策定に関する事務とし、その具体的内容は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の合併パターンの検討及び作成
- (2) 県の市町村合併に対する支援策の検討
- (3) その他推進要綱の策定に関する事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、別表第1に掲げる職員以外の者を委嘱することができる。

4 策定会議に、顧問を置くことができる。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長に事故がある場合は、副会長がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 策定会議の庶務は、総務部地方課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 策定会議の会長、副会長及び委員

区 分	職 名
会 長	総 務 部 次 長
副会長	総 務 部 地 方 課 長
委 員	総 務 部 総 務 課 長
	企画振興部企画調整課長
	保健福祉部企画課長
	環境部環境政策課長
	生活労働部生活文化課長
	商工部商工政策課長
	農政部農政課長
	水産林務部林政課長
	土木部土木管理課長
	建築都市部建築都市管理課長

福岡県市町村合併推進要綱

目 次

福岡県市町村合併推進要綱

はじめに ～要綱策定の趣旨～	1
第1章 市町村を取り巻く現状と今後の見通し	2
1 市町村行政サービスの広域的対応の必要性	
2 市町村行政体制の充実強化の必要性	
3 地方財政の危機的状況	
第2章 市町村行政の広域的展開の手段と市町村合併	6
1 一部事務組合の限界	
2 一部事務組合、広域連合、市町村合併の比較	
第3章 市町村合併の効果及び市町村合併に消極的となる事項への対応策	8
1 市町村合併の一般的效果	
2 市町村合併に消極的となる事項への対応策	
第4章 市町村合併の推進方策	14
1 市町村の適正な規模	
2 市町村合併の類型	
3 市町村の合併パターン	
第5章 市町村合併に関する支援策	23
1 国の施策	
2 本県の取組	
資料編	29

平成12年12月

福岡県

第 1 章 市町村を取り巻く現状と今後の見通し

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、これからの時代に対応した十分な行政サービスを提供し続けるという重要な責務を有しているところであるが、近年の市町村を取り巻く状況は大きく変化し、市町村においては、次のような時代潮流への対応が急務となっている。

1 市町村行政サービスの広域的対応の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

情報通信基盤の整備に加え、交通手段の発達により、経済社会活動や通勤・通学・通院・買物をはじめ、文化・スポーツ活動など住民の日常生活の行動範囲は広域化し、従来の生活圏域を越えて人や物の交流が進んでいる。これに伴い、公共施設の広域的な利用や施設建設の広域的な調整など、新たな行政ニーズが生じてきている。

公共施設の広域的な利用については、住民と住民以外の利用条件の格差をなくし、広域的な予約システム等をつくることにより住民の利便は大きく改善する。

また、公共施設建設の広域的な調整については、広域行政圏計画などで調整されることになっているが、現実にはどの市町村にも体育館、図書館、音楽ホールなど同じようなスポーツ施設、文化施設が建設され、住民の多様なニーズに対応できていない。より強力な広域的調整を行える仕組みを作り、地域の特徴を活かした他にない施設やより充実した機能を有する施設など、住民の多様なニーズに対応できる公共施設の適正配置に努める必要がある。

福岡県の都市圏における通勤依存の状況

中心都市	周辺都市／通勤依存率					
	40%以上	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満	
北九州市 4市12町	水巻町 (46.4)	速賀町 (37.6)	芦屋町 (26.5)	行橋市 (19.1)	鞍手町 (18.3)	直方市 (14.7)
福岡市 8市17町	春日市 (48.5)	篠栗町 (37.6)	宗像市 (26.7)	夜須町 (19.3)	筑穂町*	玄海町*
	前原市 (46.6)	筑紫野市 (36.6)	津屋崎町 (26.1)	筑穂町*	三輪町	
	那珂川町 (45.9)	二丈町 (36.6)	基山町 (23.7)			
	大野城市 (45.8)	久山町 (35.9)				
	新宮町 (43.9)	福岡町 (34.5)				
	志免町 (43.3)	須恵町 (34.3)				
	太宰府市 (42.7)	宇美町 (33.9)				
	粕屋町 (42.0)	志摩町 (33.2)				
		古賀市 (30.9)				
大牟田市 1市2町			荒尾市 (22.3)	高田町 (18.2)	南郷町 (11.7)	城島町 (15.7)
久留米市 2市9町				北野町 (27.5)	三井町 (14.1)	二瀬町 (26.5)
				北井安町 (23.1)	筑後市 (13.9)	大木町 (13.1)
				広川町 (22.0)	田主丸町 (12.1)	大刀洗町 (11.9)
					小郡市 (11.0)	

はじめに ～要綱策定の趣旨～

市町村の自主的合併は、市町村の行財政基盤の強化が図られ、地方分権の推進にも資するという観点から、促進すべきものと考ええる。

もとより、市町村合併は、市町村及びその住民の主體的な判断が尊重されるべきものであるが、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が平成17年3月末に失効することを考慮すると、市町村や地域において、自らの将来に関する重要な課題として、これまで以上に積極的に取り組むことが強く望まれる。

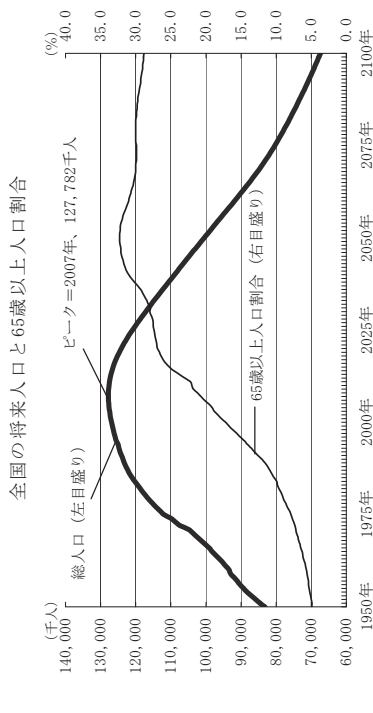
よって、県においては、本要綱を策定し、公表することにより、地域における合併の機運の醸成が図られ、市町村における具体的な取組が行われるよう期待する。

2 市町村行政体制の充実強化の必要性

(1) 少子高齢社会の到来

これからの日本社会は成熟化の度合いを深め、とりわけ、高齢化の進展と少子化による人口の減少は、社会の活力を維持しながら介護サービスなど新たな行政ニーズに対応しなければならぬという難しい問題を提起している。

こうした少子高齢社会の到来に的確に対応していくためには、保健・医療・福祉やその他の行政サービスを総合的に提供できる体制の整備が必要となってくる。



(2) 地方分権の推進

- 自主的で責任ある行政
機関連任事務制度の廃止による条例制定権の拡大など、市町村の自主性が高まり、住民の意思をより尊重した行政施策の展開が可能になるとともに、その責任も重くなる。
- 創意と工夫による行政
権限委譲や国の関与の縮減によって、迅速かつ総合的な行政や地域の個性を活かした多様な施策の展開が容易になるとともに、市町村はより質の高い行政サービスを提供することが求められる。
- 地域の実情にあった行政組織
全国一律の必置規制の廃止や緩和により、市町村の自主的な判断と責任のもと、地域の実情に応じた事務所の設置や職員の配置等、より柔軟で効率的な組織づくりが求められる。

これらの期待に応え、地方分権の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を図るためには、総合的な行政主体として、行財政能力を引き上げ、市町村の機能を高めていくことが重要となる。

直方市 3町			小竹町 (15.9)
飯塚市 1市9町			赤池町 (15.0)
			宮田町 (12.4)
		庄内町 (28.3)	小竹町 (19.0)
		穂波町 (27.4)	桂川町 (18.7)
		瀬田町 (23.0)	権井町 (15.9)
		稲森町 (20.3)	筑前町 (14.4)
			嘉穂町 (13.6)
			山田市* (11.8)
田川市 7町1村		米田町 (26.9)	赤井 (19.0)
		大任町 (24.9)	方城町 (18.1)
		香春町 (22.8)	添田町 (17.8)
		川崎町 (20.7)	金田町 (17.1)
甘木市 2町		三輪町 (20.4)	朝倉町 (16.5)
八女市 3町			立花町 (15.1)
			上陽町* (12.5)
			黒木町* (10.5)
大川市 1市3町			唐富町 (14.3)
			城島町* (13.1)
			柳川市* (10.9)
			大木町* (10.9)

注1) ()内は1995年の中心都市に対する通勤依存率 (%)
2) *印は1975年から1995年の間に新たに都市圏に含まれた市町村
資料) 総務庁「国勢調査報告」

(2) 高度情報化社会の進展

パソコンをはじめとする情報機器の普及と通信手段の発達によって、遠隔地間の双方向通信技術は飛躍的に向上しつつあり、従来市町村が共同で試みてきた行政サービスの広域的展開を容易にし始めている。

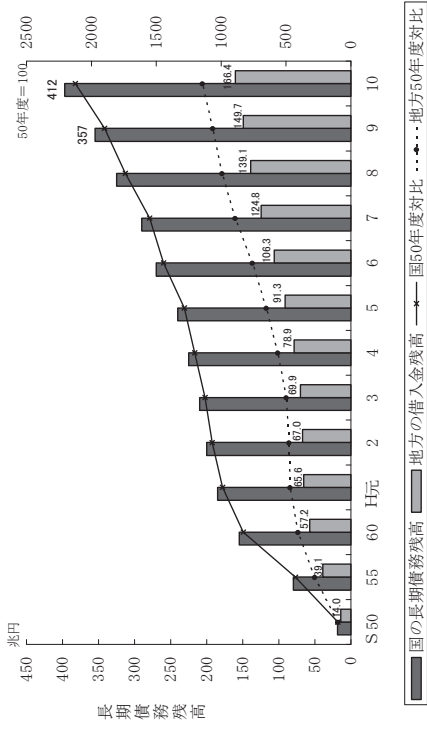
また、一方では、市役所や町村役場などのセンター機能の必要性に影響を与えるようになってきている。つまり、既に民間部門では在宅勤務やS O H O (Small Office Home office) 等の新しい勤務形態が普及しつつあるが、行政部門においても、本所と支所・出張所、公共施設間を、場合によっては民間施設間をも高連ネットワークで結ぶことによって、そのサービス拠点を市役所や町村役場など1カ所に集中する必然性については再検討が求められる。

高度情報化社会の進展は、市町村行政の広域的展開を容易にすると同時に、既存の市町村単位での行政サービスの広域的・総合的な展開を迫る要因ともなっている。

3 地方財政の危機的状況

地方財政は、恒久的な減税が実施されたことに加えて、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込む一方で、当面の緊急課題である経済再生や様々な行政ニーズに対応する必要性等から巨額の財源不足状態となっており、国と地方の借入金残高は急速に増加している。

国と地方の長期債務残高



注) 国の長期債務残高は、内国債残高、一般会計及び特別会計の借入金の残高を合計したもの。
地方の借入金残高は、地方債残高（普通会計分）、交付税特金借入金残高（地方負担分）、企業債残高（普通会計負担分）を合計したもの。
交付税特金借入金地方負担分の残高は国と地方の両方に計上している。
計数は、9年度までは実績、10年度は補正後見込み。
出典) 自治省資料等

一方で市町村は、地方分権の進展によって、地域における行政を総合的に広く担うこととされており、少子高齢社会の中においても地域福祉などの重要政策の推進に伴って財政需要が益々増大するものと見込まれている。こうした厳しい状況の中にあつて市町村は、基幹的行政サービスの提供に支障がないようすることが望まれており、地方分権の時代に相応しい簡素で効率的な行政体制を確立する必要がある。

このためには、いわゆる事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、民間委託の推進など行財政運営全般にわたる改革を積極的に推進することはもちろん、広域行政や自主的な市町村合併の推進など、抜本的な行財政改革が強く求められている。

第2章 市町村行政の広域的展開の手段と市町村合併

市町村行政にとって代表的な広域的展開の手段として考えられるのは、一部事務組合、広域連合及び市町村合併である。

1 一部事務組合の限界

ごみ処理やし尿処理など様々な事務事業を効率的に処理するため、また、住民ニーズの高度化・多様化による新たな行政課題の発生に対応するため、一部事務組合等による事務の共同処理、広域行政圏の設定による市町村の枠を超えた広域行政が展開されてきた。しかし、一部事務組合については、次のような問題が生じている。

- 同じ広域行政圏内に、同じ種類の事務を共同処理する一部事務組合が複数並存していること及び構成市町村が重なる複数の一部事務組合が並存することなどにより、効率的な管理、運営がなされていない場合があること。
- 広域行政圏を越えた共同処理が多いため、広域行政圏の一体性が見えにくくなっている場合があること。
- 構成市町村間の利害の調整が困難な場合があること。

福岡県内の市町村別一部事務組合加入状況

市町村名	地域的組合	全県的組合	市町村名	地域的組合	全県的組合	市町村名	平成8年6月1日現在
県計	523	426	宗像郡(4)		65	大刀洗町	8
市計	142	70	33 福岡市	10	5	三浦郡(3)	5
市町村平均	381	356	34 津屋崎町	10	5	66 城島町	5
	5.3	4.3	35 玄海町	9	5	67 久木町	6
			36 大島町	4	5	68 三浦市	5
市(9.4)			37 八女市	2	4	69 八女市(6)	7
1 北九州市	2	2	38 小倉市	2	4	70 上野市	6
2 福岡市	5	2	39 本郷町	2	4	71 佐野町	8
3 大田原市	3	2	40 藤原町	3	4	72 広川町	8
4 久寿岐市	5	2	41 小竹町	3	4	73 矢部村	6
5 度方市	3	2	42 鞍手町	3	4	74 鳥野村	6
6 飯塚市	2	2	43 宮田町	3	4	75 瀬高町	7
7 田川市	6	2	44 宮宮町	3	5	76 大和町	7
8 柳川市	8	2	45 桂川町	3	5	77 三橋町	7
9 山田市	4	2	46 福寿町	4	5	78 山川町	5
10 甘木市	3	3	47 磯井町	4	5	79 高田町	6
11 八女市	10	3	48 基徳町	3	5	80 香春町	4
12 飯後市	7	3	49 筑波町	3	5	81 添田町	4
13 大川市	7	3	50 龍波町	3	4	82 金田町	5
14 行橋市	4	3	51 庄内町	3	5	83 糸田町	5
15 豊前市	8	3	52 瀬田町	3	5	84 川崎町	5
16 中津市	4	3	53 肥前町	2	5	85 赤池町	6
17 小郡市	9	4	54 朝倉町	2	5	86 万寿町	4
18 筑紫野市	9	4	55 三橋町	3	5	87 大任町	4
19 春日市	7	3	56 三橋町	3	5	88 赤井村	4
20 大野城市	7	4	57 赤井村	3	5	89 赤井村	4
21 宗像市	9	4	58 赤井村	3	5	90 赤井村	4
22 大牟田市	8	4	59 赤井村	3	5	91 赤井村	4
23 前原市	4	3	60 赤井村	3	5	92 赤井村	4
24 前原市	4	3	61 赤井村	3	5	93 赤井村	4
25 前原市	4	3	62 赤井村	3	5	94 赤井村	4
26 前原市	4	3	63 赤井村	3	5	95 赤井村	4
27 前原市	4	3	64 赤井村	3	5	96 赤井村	4
28 前原市	4	3	65 赤井村	3	5	97 赤井村	4
29 前原市	4	3	66 赤井村	3	5	98 赤井村	4
30 前原市	4	3	67 赤井村	3	5	99 赤井村	4
31 前原市	4	3	100 赤井村	3	5	101 赤井村	4
32 前原市	4	3	102 赤井村	3	5	103 赤井村	4
33 前原市	4	3	104 赤井村	3	5	105 赤井村	4
34 前原市	4	3	106 赤井村	3	5	107 赤井村	4
35 前原市	4	3	108 赤井村	3	5	109 赤井村	4
36 前原市	4	3	110 赤井村	3	5	111 赤井村	4
37 前原市	4	3	112 赤井村	3	5	113 赤井村	4
38 前原市	4	3	114 赤井村	3	5	115 赤井村	4
39 前原市	4	3	116 赤井村	3	5	117 赤井村	4
40 前原市	4	3	118 赤井村	3	5	119 赤井村	4
41 前原市	4	3	120 赤井村	3	5	121 赤井村	4
42 前原市	4	3	122 赤井村	3	5	123 赤井村	4
43 前原市	4	3	124 赤井村	3	5	125 赤井村	4
44 前原市	4	3	126 赤井村	3	5	127 赤井村	4
45 前原市	4	3	128 赤井村	3	5	129 赤井村	4
46 前原市	4	3	130 赤井村	3	5	131 赤井村	4
47 前原市	4	3	132 赤井村	3	5	133 赤井村	4
48 前原市	4	3	134 赤井村	3	5	135 赤井村	4
49 前原市	4	3	136 赤井村	3	5	137 赤井村	4
50 前原市	4	3	138 赤井村	3	5	139 赤井村	4
51 前原市	4	3	140 赤井村	3	5	141 赤井村	4
52 前原市	4	3	142 赤井村	3	5	143 赤井村	4
53 前原市	4	3	144 赤井村	3	5	145 赤井村	4
54 前原市	4	3	146 赤井村	3	5	147 赤井村	4
55 前原市	4	3	148 赤井村	3	5	149 赤井村	4
56 前原市	4	3	150 赤井村	3	5	151 赤井村	4
57 前原市	4	3	152 赤井村	3	5	153 赤井村	4
58 前原市	4	3	154 赤井村	3	5	155 赤井村	4
59 前原市	4	3	156 赤井村	3	5	157 赤井村	4
60 前原市	4	3	158 赤井村	3	5	159 赤井村	4
61 前原市	4	3	160 赤井村	3	5	161 赤井村	4
62 前原市	4	3	162 赤井村	3	5	163 赤井村	4
63 前原市	4	3	164 赤井村	3	5	165 赤井村	4
64 前原市	4	3	166 赤井村	3	5	167 赤井村	4
65 前原市	4	3	168 赤井村	3	5	169 赤井村	4
66 前原市	4	3	170 赤井村	3	5	171 赤井村	4
67 前原市	4	3	172 赤井村	3	5	173 赤井村	4
68 前原市	4	3	174 赤井村	3	5	175 赤井村	4
69 前原市	4	3	176 赤井村	3	5	177 赤井村	4
70 前原市	4	3	178 赤井村	3	5	179 赤井村	4
71 前原市	4	3	180 赤井村	3	5	181 赤井村	4
72 前原市	4	3	182 赤井村	3	5	183 赤井村	4
73 前原市	4	3	184 赤井村	3	5	185 赤井村	4
74 前原市	4	3	186 赤井村	3	5	187 赤井村	4
75 前原市	4	3	188 赤井村	3	5	189 赤井村	4
76 前原市	4	3	190 赤井村	3	5	191 赤井村	4
77 前原市	4	3	192 赤井村	3	5	193 赤井村	4
78 前原市	4	3	194 赤井村	3	5	195 赤井村	4
79 前原市	4	3	196 赤井村	3	5	197 赤井村	4
80 前原市	4	3	198 赤井村	3	5	199 赤井村	4
81 前原市	4	3	200 赤井村	3	5	201 赤井村	4
82 前原市	4	3	202 赤井村	3	5	203 赤井村	4
83 前原市	4	3	204 赤井村	3	5	205 赤井村	4
84 前原市	4	3	206 赤井村	3	5	207 赤井村	4
85 前原市	4	3	208 赤井村	3	5	209 赤井村	4
86 前原市	4	3	210 赤井村	3	5	211 赤井村	4
87 前原市	4	3	212 赤井村	3	5	213 赤井村	4
88 前原市	4	3	214 赤井村	3	5	215 赤井村	4
89 前原市	4	3	216 赤井村	3	5	217 赤井村	4
90 前原市	4	3	218 赤井村	3	5	219 赤井村	4
91 前原市	4	3	220 赤井村	3	5	221 赤井村	4
92 前原市	4	3	222 赤井村	3	5	223 赤井村	4
93 前原市	4	3	224 赤井村	3	5	225 赤井村	4
94 前原市	4	3	226 赤井村	3	5	227 赤井村	4
95 前原市	4	3	228 赤井村	3	5	229 赤井村	4
96 前原市	4	3	230 赤井村	3	5	231 赤井村	4
97 前原市	4	3	232 赤井村	3	5	233 赤井村	4
98 前原市	4	3	234 赤井村	3	5	235 赤井村	4
99 前原市	4	3	236 赤井村	3	5	237 赤井村	4
100 前原市	4	3	238 赤井村	3	5	239 赤井村	4
101 前原市	4	3	240 赤井村	3	5	241 赤井村	4
102 前原市	4	3	242 赤井村	3	5	243 赤井村	4
103 前原市	4	3	244 赤井村	3	5	245 赤井村	4
104 前原市	4	3	246 赤井村	3	5	247 赤井村	4
105 前原市	4	3	248 赤井村	3	5	249 赤井村	4
106 前原市	4	3	250 赤井村	3	5	251 赤井村	4
107 前原市	4	3	252 赤井村	3	5	253 赤井村	4
108 前原市	4	3	254 赤井村	3	5	255 赤井村	4
109 前原市	4	3	256 赤井村	3	5	257 赤井村	4
110 前原市	4	3	258 赤井村	3	5	259 赤井村	4
111 前原市	4	3	260 赤井村	3	5	261 赤井村	4
112 前原市	4	3	262 赤井村	3	5	263 赤井村	4
113 前原市	4	3	264 赤井村	3	5	265 赤井村	4
114 前原市	4	3	266 赤井村	3	5	267 赤井村	4
115 前原市	4	3	268 赤井村	3	5	269 赤井村	4
116 前原市	4	3	270 赤井村	3	5	271 赤井村	4
117 前原市	4	3	272 赤井村	3	5	273 赤井村	4
118 前原市	4	3	274 赤井村	3	5	275 赤井村	4
119 前原市	4	3	276 赤井村	3	5	277 赤井村	4
120 前原市	4	3	278 赤井村	3	5	279 赤井村	4
121 前原市	4	3	280 赤井村	3	5	281 赤井村	4
122 前原市	4	3	282 赤井村	3	5	283 赤井村	4
123 前原市	4	3	284 赤井村	3	5	285 赤井村	4
124 前原市	4	3	286 赤井村	3	5	287 赤井村	4
125 前原市	4	3	288 赤井村	3	5	289 赤井村	4
126 前原市	4	3	290 赤井村	3	5	291 赤井村	4
127 前原市	4	3	292 赤井村	3	5	293 赤井村	4
128 前原市	4	3	294 赤井村	3	5	295 赤井村	4
129 前原市	4	3	296 赤井村	3	5	297 赤井村	4
130 前原市	4	3	298 赤井村	3	5	299 赤井村	4
131 前原市	4	3	300 赤井村	3	5	301 赤井村	4
132 前原市	4	3	302 赤井村	3	5	303 赤井村	4
133 前原市	4	3	304 赤井村	3	5	305 赤井村	4
134 前原市	4	3	306 赤井村	3	5	307 赤井村	4
135 前原市	4	3	308 赤井村	3	5	309 赤井村	4
136 前原市	4	3	310 赤井村	3	5	311 赤井村	4
137 前原市	4	3	312 赤井村	3	5	313 赤井村	4
138 前原市	4	3	314 赤井村	3	5	315 赤井村	4
139 前原市	4	3	316 赤井村	3	5	317 赤井村	4
140 前原市	4	3	318 赤井村	3	5	319 赤井村	4
141 前原市	4	3	320 赤井村	3	5	321 赤井村	4
142 前原市	4	3	322 赤井村	3	5	323 赤井村	4
143 前原市	4	3	324 赤井村	3	5	325 赤井村	4
144 前原市	4	3	326 赤井村	3	5	327 赤井村	4
145 前原市	4	3	328 赤井村	3	5	329 赤井村	4
146 前原市	4	3	330 赤井村	3	5	331 赤井村	4
147 前原市	4	3	332 赤井村	3	5	333 赤井村	4
148 前原市	4	3	334 赤井村	3	5	335 赤井村	4
149 前原市	4	3	336 赤井村	3	5	337 赤井村	4
150 前原市	4	3	338 赤井村	3	5	339 赤井村	4
151 前原市	4	3	340 赤井村	3	5	341 赤井村	4
152 前原市	4	3	342 赤井村	3	5	343 赤井村	4
153 前原市	4	3	344 赤井村	3	5	345 赤井村	4
154 前原市	4	3	346 赤井村	3	5	347 赤井村	4
155 前原市	4	3</					

2 一部事務組合、広域連合、市町村合併の比較

一部事務組合、広域連合及び市町村合併のメリットとデメリットをまとめると、次の図表のようになる。

一部事務組合、広域連合及び市町村合併のメリットとデメリット

	一部事務組合	広域連合	市町村合併
	・共同処理することにより、単独で処理できない事務が処理できる（例：中学校）。 ・共同処理することにより、より高度な事務が処理できる（例：病院）。 ・共同処理する（例：ごみ）。 ・異なる事務でも共同処理は可能（複合的一部事務組合）。 ・設立手続が比較的容易である。	・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・国又は都道府県から直接に権限の委譲を受けることができる。 ・構成団体の対し、規約の変更を要請できる。 ・広域計画の作成及びこれに基づく勧告を行うことができる。 ・直接請求を行うことができる者を常に有し、広域連合の議会の議員などの選挙の方法を間接選挙又は直接選挙に設定。	・統一した迅速な意思決定が可能。 ・高度で専門的な事務処理が可能。 ・スケールメリットにより行政効率が向上。 ・公共施設の広域的な配置調整が容易になる。
メ リ ッ ト	【制度的限界】 ・国又は都道府県から直接に権限の委譲を受けることができない。 ・単独事務を含む規約の変更には目らのイニシアティブが発揮できない。 ・広域計画の作成が案件でなく、仮に作成したとしても実効性が担保されていない。 ・住民が直接関与しにくい。	・広域連合の長や議員が直接選挙によって選ばれる場合、同一地域の住民が平等に広域連合、市町村二段階の代表者を持つることになり、住民が戸惑う恐れがある。 ・中間団体の存在により、行政効率が低下するおそれがある。	・合併に至るまでの合意形成に時間がかかる。 ・合併後の規模が大きすぎれば、地域の一体性の確保が難しい場合がある。 ・合併後の規模が小さすぎれば、行政効率の向上が限定される場合がある。
デ メ リ ッ ト	【運用上の限界】 ・構成団体間での利害調整が困難な場合がある。 ・共同処理する事務に対する市町村の関心が薄れる場合がある。 ・財政基盤の確立が困難（構成団体からの分賦金に依存。）。 ・専任職員が少ないなど事務局が弱体な場合がある。	【運用上の限界】 ・同左 ・同左 ・同左	

いずれの制度も、広域的視点に立ったまちづくりや行政組織の合理化、高度化する行政ニーズへの対応などを実現するための「手段」であり、それぞれの状況に応じて選択をすべきものであるが、人材確保や地域課題の包括性の観点からは、市町村合併により、総合的な行政主体として意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的である。

第3章 市町村合併の効果及び市町村合併に消極的となる事項への対応策

市町村合併の検討においては、市町村合併が地域の発展に及ぼす具体的効果と合併によるデメリットをより少なくするための方策とを同時に検討することが重要である。

1 市町村合併の一般的效果

市町村合併の効果としては、次のようなことが挙げられる。

(1) 広域的な観点からの地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

〔例〕

- ・ 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。
- ・ 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。
- ・ より大きな市町村の誕生が、地域の存在感やイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

(2) 住民サービスの維持、向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

〔例〕

- ・ 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。
- ・ 小規模市町村では設置困難な都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。
- ・ 専門スタッフの配置や財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。

(3) 行財政の運営の効率化と基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

〔例〕

- ・ 総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができ。
- ・ 三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。
- ・ 事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。
- ・ 広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

2 市町村合併に消極的となる事項への対応策

市町村合併に消極的となる事項への対応策を検討する際の留意点について、合併の是非を検討する段階での留意点と合併後の市町村の行政運営上の留意点に分けてまとめると、次のようなことが挙げられる。

(1) 合併の是非を検討する際の留意点

○ 積極的な合併推進要因の不足について

普遍的な合併推進要因を考えるのではなく、自らの地域の実情に応じた合併推進要因を、その地域のポテンシャル（発展可能性）と課題の抽出などを通じて、中・長期的観点から検討する必要がある。

また、その際は、合併の検討エリアの設定や複数の市町村による共同研究が有効と考えられる。

〔実例〕

- ・ 市となることのイメージアップ（茨城県鹿嶋市、兵庫県篠山市、岩手県和賀町・江釣子村=岩手県北上市）
- ・ 地域中核都市（10万都市）となることによるイメージアップ（長野県飯田市）
- ・ 都市基盤（駅周辺、水資源、道路・下水道等）の整備（篠山市、静岡県可美村=静岡県浜松市）
- ・ 大規模プロジェクトの効果的推進（茨城県ひたちなか市）
- ・ 高速道インターチェンジの有効活用（茨城県水戸市、北上市）
- ・ 新産業都市指定による優遇措置の活用（福島県いわき市）

○ 行財政基盤強化（財政面・人材面）の必要性に対する認識の不足について

現在市町村に求められていることは、正確な現状認識の上に立ち、将来にわたって地方自治を安定的に運営していくことが可能な行政システムの構築である。この点については、地域の将来に大きな責任を有する首長、議員がリーダーシップをもって取り組むことが重要である。

また、その際には、住民への情報提供と住民参加に十分配慮しながら、取り組んでいく必要がある。

〔実例〕

- ・ 首長又は議会の積極姿勢（東京都あきる野市、北上市、篠山市）
- ・ 校区集落単位での説明会の開催（茨城県常陸村=水戸市）
- ・ 自治会を通じての住民意見の汲み上げ（長野県上郷町=飯田市）
- ・ スポーツ文化サークル単位での気運醸成（茨城県勝田市=ひたちなか市）
- ・ マスコミを通じての情報提供（あきる野市）
- ・ 地元経済団体からの積極的な働きかけ（岩手県盛岡市）

○ 地域間格差の拡大について

市町村合併を地域全体の底上げに繋げる視点、つまり、中心部の成長の波及効果が周辺地域の成長を促し地域全体の底上げに繋がる可能性、中心地の存在が地域全体の疲弊を防止する可能性などを踏まえて、もう一度地域の現状を検討する必要がある。

〔実例〕

- ・地域全体での生き残りを賭けた中核都市の形成（北上市）
- ・市域の拡大による大規模な工業団地・住宅団地の造成や地域特性（海・山・工業地帯・港湾・観光地などフルセットの地域資源）を活かした総合的まちづくりの実施（いわき市）

○ 住民に密着したサービスの低下について

合併の大きな効果の1つに、従来各市町村のみが行っていた行政サービスを合併後の市町村がその実情に応じて取り込み全地域で実施したり、単独の市町村では難しかった高度で専門的な行政サービスを新たに提供したりすることが可能となる点がある。

住民が行政に対して真に望むサービスは何かという点を踏まえ、現状の行政サービスと合併後に新たに提供可能となる行政サービスとの比較検討する必要がある。

〔実例〕

- ・旧町村での水不足を解消し、水道料金を半額に引き下げ（岩手県都南村=盛岡市）
- ・強化された財政力により道路、下水道等の都市基盤整備を実施（可美村=浜松市）
- ・旧町村で行われていた3歳児教育を市の全域に拡充（浜松市）
- ・従前居住地に限られていた住民票の交付が新市の全支所（旧役場）に拡大（篠山市）

○ 中心市の求心力の弱さ（又は中心地域の不明確さ）について

合併を契機とする成長拠点づくりとこれを牽引役とする地域全体の振興の可能性について検討する必要がある。

併せて、今後ますます激しくなると考えられる地域間競争、都市間競争の中での地域振興の方策や住民に対して今後の都市的機能をどういう方策で提供していくのかについて検討する必要がある。

〔実例〕

- ・周辺地域に移転・分散した都市機能の再結合・再集積による拠点都市化（盛岡市）

○ 福岡市への依存について

福岡都市圏にあるという立地条件をさらに有効に活用するため、市町村合併という手段について積極的に検討する必要がある。

(2) 合併後の市町村の行政運営に関する留意点

○ 地域間格差の拡大について

地域間格差の拡大に配慮するためには、市町村建設計画の中で、今後のまちづくりの方向性を明らかにし、地域の実情を踏まえ、広域的長期的な視野に立った方策を示す必要がある。具体的には、成長拠点の位置や箇所数、成長拠点以外の地域の位置付けなどについて、各地域の特色や地域資源等を十分踏まえた上で、策定することが重要となる。

なお、こうした市町村建設計画に掲げられた事業については、国の財政上の優遇措置が講じられることとなっている。

また、合併特例法に基づく地域審議会を有効に活用し、旧市町村ごとの意見を十分に汲み上げ、新市町村の行政運営に反映させていくことが重要となる。

〔実例〕

- ・財政力の強化による重点投資（道路網、上下水道などの生活環境の整備、体育館や図書館等の生涯学習のための拠点整備など）（可美村=浜松市）
- ・地域の伝統を活かした文化施設の建設（上郷町=飯田市）
- ・旧市町村の地域が有する特性やアイデンティティを活かし、充実した施設を各地域に配置（いわき市）
- ・旧市町村で行われていた事業の継続性等に配慮するため、一定の期間は旧市町村別に予算を編成（いわき市、茨城県つくば市）
- ・人口が少ない地域において地域選出の議員がいなくなるのではないかと心配なことに配慮するため、旧市町村別選挙区を設定（いわき市）
- ・旧市町村単位で各種行事（運動会、スキー大会、文化祭、祭り等）を実施
- ・旧市町村毎に自治協議会を設置し、要望を取りまとめ

○ 住民に密着したサービスの低下について

住民票等の各種証明書、税金・福祉関係の各種申請・届出など、住民の日常的な行政ニーズに支障がでないように旧市町村の庁舎等を活用した支所・出張所機能の充実強化を図るとともに、IT（情報技術）を活用し、より高度で効率的な新たな行政システムの構築を検討する必要がある。

また、行政サービスの維持・向上においては、市町村規模の拡大に伴い懸念される行政と住民との物理的・心理的な隔たりを埋めるため、住民の意見を十分吸い上げるシステムを構築する必要がある。このためには、地域審議会の活用に加えて、自治会や行政区、小学校区等の既存のコミュニティ機能の充実、NPO（民間非営利団体）や地域ボランティア組織等との連携強化などが重要となる。

[実例]

- ・旧町の各役場を総合支所と設置付け、窓口業務に加えて経済課（農業・商工業関係所管）と建設課（土木関係所管）を設置し、地区住民のニーズや実情に応じた事業を展開（熊本県熊本市）
- ・各支所の機能強化、複数の福祉事務所の設置によって市民生活に身近な業務は支所限りで処理できる体制を構築（いわき市）
- ・本庁と支所・各種施設間の情報通信ネットワークの積極的活用（北上市）
- ・旧町村毎の支所を自治協議会、交通安全協会、社会福祉協議会等の支援拠点と位置付け

第4章 市町村合併の推進方策

市町村合併の是非を検討する際には、合併後の市町村をより具体的にイメージするため、市町村の規模に応じて市町村合併の類型化を行い、そのうえで、地域の実情等を考慮し、具体的な市町村の組合せ（以下「合併パターン」という。）を設定することが有効である。

1 市町村の適正な規模

(1) 事務事業ごとの適正規模

特別養護老人ホームの効率的な運営	人口2万人強
消防サービス	人口10万人以上

(2) 人口規模と事務権限

① 一般の市（通常人口5万人以上）

福祉事務所の設置、児童扶養手当の受給資格の認定（平成14年8月1日から）

② 特例市（人口20万人以上の市のうち指定を受けたもの）

騒音、悪臭原因物の排出及び振動の規制基準の設定

水質汚濁の防止に関する事務、開発審査会の設置、開発行為の許可

③ 中核市（人口30万人以上の市のうち指定を受けたもの）

保健所の設置、飲食店の営業許可、大気汚染の防止に関する事務

建築基準法の施行に関する事務（人口25万人以上の市）

屋外広告物の条例による設置制限

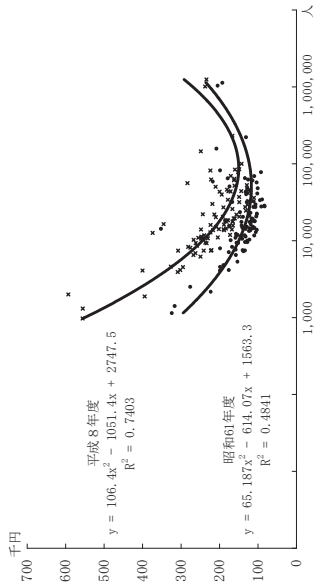
(3) 効率性（1人当たりの消費的経費）からみた適正規模

人口1人当たりの消費的経費を指標とした場合、最も効率的な人口規模は次のとおり。

昭和61年度 全国 60,000人、九州 55,000人、福岡県 51,000人

平成8年度 全国 96,000人、九州 88,000人、福岡県 87,000人

福岡県97市町村の1人当たり消費的経費の分布



2 市町村合併の類型

福岡県の場合、地理的・歴史的条件や社会経済構造の現状から判断すると、合併後の人口規模及び政令指定都市との地理的關係により次の4つの類型化が可能である。

(1) 市制移行型（行財政効率化型）（人口5万人程度）

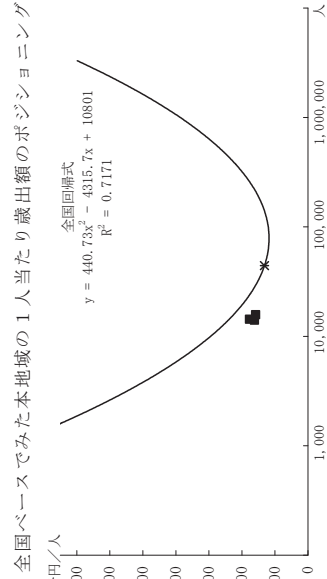
極めて歴史的・文化的な一体性の強い地域が、より権限の大きい市への移行を目指して合併するパターン。

【期待される一般的効果】

福祉事務所や社会福祉主事の配置などの権限が与えられ、福祉分野など、より住民に身近な行政サービスの総合的な供給が可能になる。

地域イメージが向上し、都市型産業の進出が期待されるなど、地域経済の活性化に資する。

市制移行型（人口5万人規模の合併）のケーススタディ 注）資料編P46参照



■：合併前の各自治体のポジションニング ＊：合併後のポジションニング

合併10年後までのシミュレーション結果

	合併10年後までのシミュレーション結果			
	合併想定 年度	合併 5年後	合併 10年後	合併 10年後
歳出合計	100.0	105.9	105.8	110.8
消費的経費	100.0	115.3	126.7	143.8
人件費	100.0	95.6	109.8	124.2
職員給	100.0	97.3	108.3	111.1
議員報酬	100.0	81.1	122.4	103.6
その他	100.0	95.5	109.9	143.0
その他の消費的経費	100.0	125.1	135.1	164.1
投資余力	100.0	90.9	72.2	57.6

10年後の消費的経費（注） 25.5%削減

10年後の投資余力（注） 24.5%増加

（注）消費的経費・・・人件費、維持補修費、扶助費及び補助費等
投資余力・・・総収入見込み額から消費的経費を控除したもの

(2) 都市機能強化型（人口10万人程度）

ある程度歴史的・文化的な一体性が高い地域が、地域で共有する課題の解決や都市的機能の強化のため、より充実した行政能力の確立を目指して合併するパターン。

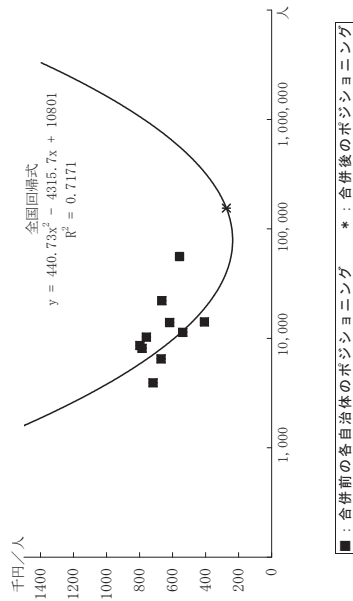
【期待される一般的効果】

公共的施設の配置や職員の再配置など、効率的な財政運営による自治体の体質強化が期待できる。

より広域的な視点で、過疎・高齢化対策や広域幹線道路（高速道路インターチェンジまでのアクセス道路等）の整備等が実施できる。

都市機能強化型（人口15万人規模の合併）のケーススタディ

全国ベースでみた本地域の1人当たり歳出額のポジションニング



■：合併前の各自治体のポジションニング ＊：合併後のポジションニング

合併10年後までのシミュレーション結果

	合併10年後までのシミュレーション結果			
	合併想定 年度	合併 5年後	合併 10年後	合併 10年後
歳出合計	100.0	102.1	102.2	109.1
消費的経費	100.0	103.7	128.6	116.4
人件費	100.0	90.4	108.7	94.9
職員給	100.0	96.1	107.8	111.7
議員報酬	100.0	23.0	118.5	100.6
その他	100.0	90.3	108.8	134.2
その他の消費的経費	100.0	109.8	137.7	94.8
投資余力	100.0	100.1	70.4	38.8

10年後の消費的経費 58.4%削減

10年後の投資余力 8.6%増加（5年後の投資余力は29.6%増加）

(3) 中核都市形成型（人口20万人又は30万人以上）

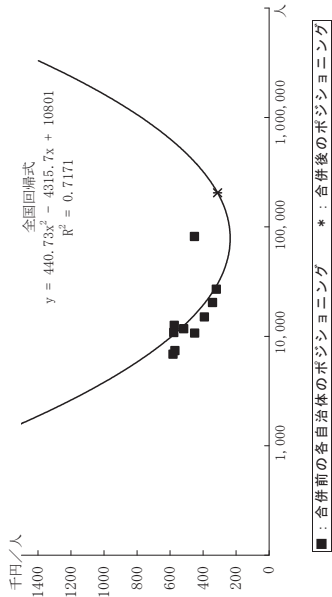
いくつかの歴史的・文化的な一体性のある地域が、地方自治法上の中核市・特例市など、より一層大きな行政財能力を持つ市を目指して合併するパターン。

【期待される一般的効果】

環境、都市計画、保健衛生などの行政分野における権限が強化されることにより、一層住民に身近な行政が行える。
一般の市より一段高いイメージが形成され、企業や大学などの誘致が行いやすくなり、高度な都市経営が可能となる。

中核都市形成型（人口20万人規模の合併）のケーススタディ

全国ベースでみた本地域の1人当たり歳出額のポジションニング



合併10年後までのシミュレーション結果

	合併5年後		合併10年後	
	合併	非合併	合併	非合併
歳出合計	100.0	107.5	98.1	121.5
消費的経費	100.0	107.8	-0.3	-23.3
人件費	100.0	123.9	-18.8	-43.7
職員給	100.0	92.9	-16.4	-16.1
議員報酬	100.0	109.2	-11.3	-10.6
その他	100.0	111.2	-86.1	-88.9
その他の消費的経費	100.0	93.0	-16.1	-16.0
投資余力	100.0	111.6	131.6	-58.3

10年後の消費的経費 43.7%削減

10年後の投資余力 4.4%増加（5年後の投資余力は24.9%増加）

(4) 政令市周辺都市自立型

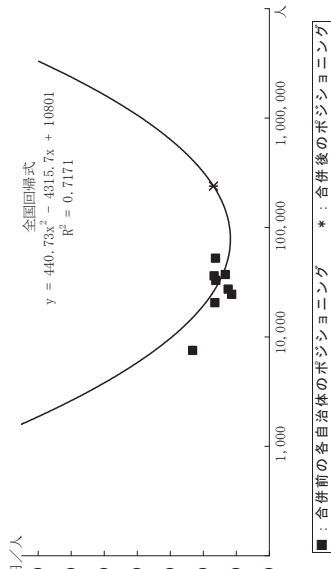
上記いずれかのパターンを活用しながら、政令指定都市に編入することなく、むしろその活力を取り込みつつ自立した新都市として機能を強化するパターン。

【期待される一般的効果】

グレードの高い施設は隣接する政令指定都市と機能分担しつつ、身近な施設は新都市内に均等に配置することが可能となる。
財政基盤と政策立案能力が強化されることにより、政令指定都市とは異なる個性的な施設整備や行政サービスが可能となる。
政令市指定都市への一極集中は、混雑コストの増大や、水不足等を助長しかねないため、隣接地に新都市が形成されることは一極集中がもたらす弊害の何よりの解決策となり得る。

政令市周辺都市自立型（人口25万人規模の合併）のケーススタディ

全国ベースでみた本地域の1人当たり歳出額のポジションニング



合併10年後までのシミュレーション結果

	合併5年後		合併10年後	
	合併	非合併	合併	非合併
歳出合計	100.0	110.3	109.8	126.4
消費的経費	100.0	116.2	0.4	18.4
人件費	100.0	124.1	-7.9	-15.1
職員給	100.0	95.4	-15.6	-6.8
議員報酬	100.0	111.4	-11.7	-2.6
その他	100.0	104.3	-71.4	-67.7
その他の消費的経費	100.0	95.3	-15.8	-6.9
投資余力	100.0	127.0	130.9	-19.3

10年後の消費的経費 15.1%削減

10年後の投資余力 49.7%増加

パターンB

地域における一体感や既存の一部事務組合等による取組状況をより重視したものであり、地域の実情、市町村の意向等により、次の地域について設定。

①旧松本郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	篠原市	90,776	87.73
	飯岡市	104,627	14.15
	大野城市	88,005	26.88
	太宰府市	64,674	29.61
計		392,882	233.36
②旧津島郡 (8団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	古賀市	55,330	42.11
	藤沢市	37,106	30.22
	藤沢市	29,064	38.90
	藤沢市	38,036	8.70
③旧赤松郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	藤沢市	25,125	16.33
	新宮町	21,968	18.87
	久山町	7,724	37.43
	相模町	34,629	14.12
計		245,922	206.68
④旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	宗像市	80,541	76.82
	津島町	41,624	29.41
	津島町	14,183	23.28
	津島町	10,039	34.68
計		147,351	172.31
⑤旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	中間市	49,428	15.98
	青島町	16,122	11.42
	水巻町	31,890	11.03
	水巻町	30,631	48.51
計		147,766	109.08
⑥旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	直方市	61,113	61.78
	小竹町	10,107	14.18
	鞍手町	19,803	35.58
	富田町	21,638	52.49
計		112,761	141.01
⑦旧津島郡 (10団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	飯塚市	80,905	71.80
	山田町	12,195	22.05
	桂川町	15,127	20.07
	桂川町	19,984	17.34
⑧旧津島郡 (7団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	藤沢市	6,810	8.45
	藤沢市	10,617	87.34
	藤沢市	11,716	74.81
	藤沢市	26,861	25.23
計		723,204	291.53
⑨旧津島郡 (7団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	甘木市	43,439	167.19
	朝朝市	9,138	44.98
	朝朝市	10,690	34.56
	夜須町	12,364	21.71
計		202,169	369.38
⑩旧津島郡 (3団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	前原市	64,563	104.50
	二丈町	13,845	57.07
	志摩町	17,671	54.52
	計	96,079	216.09

(平成12年3月住民基本台帳人口、平成11年10月国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)

⑪旧津島郡 (3団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	吉井町	17,580	28.29
	津島町	21,588	50.99
	津島町	17,482	89.36
計		56,650	168.64
⑫旧津島郡 (4団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	小野市	54,289	45.50
	北野町	17,835	20.49
	大津町	15,396	22.83
	計	87,520	88.82
⑬旧津島郡 (4団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	大川市	42,794	33.61
	城島町	14,322	17.58
	大木町	14,175	18.43
	三浦町	15,706	16.10
計		87,097	85.72
⑭旧津島郡 (8団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	八女市	39,768	39.34
	筑後市	47,173	41.85
	黒木町	15,398	135.49
	上陽町	4,415	59.32
⑮旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	立花町	13,104	86.64
	広川町	19,598	37.91
	矢部村	1,900	80.46
	豊野村	3,927	81.28
計		145,282	562.29
⑯旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	柳川市	42,698	37.23
	瀬高町	25,291	37.73
	瀬高町	17,971	22.78
	三橋町	18,351	16.89
計		110,261	141.01
⑰旧津島郡 (2団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	太宰府市	141,739	81.55
	高田町	15,652	41.01
	計	157,391	122.56
⑱旧津島郡 (10団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	田川市	54,751	54.52
	香春町	13,844	44.56
	添田町	13,499	132.10
	金田町	8,550	7.46
⑲旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	川崎町	21,626	36.12
	赤池町	10,318	16.20
	方城町	8,040	18.38
	大任町	6,298	14.24
計		157,676	363.65
⑳旧津島郡 (5団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	行橋市	70,776	69.83
	行橋市	34,621	46.24
	勝山町	7,926	98.00
	豊津町	7,418	33.94
計		129,965	267.35
㉑旧津島郡 (6団体)	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	豊前市	29,829	111.13
	権吉町	12,456	51.70
	築城町	7,470	5.60
	新宮村	10,205	67.64
計		68,571	298.47

(平成12年3月住民基本台帳人口、平成11年10月国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)

①赤松市・玄海町・三浦町	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	赤松市	80,541	76.82
	玄海町	10,039	34.68
計		90,580	111.50
②津島市・大津町・三浦町・三浦町	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	津島市	16,122	11.42
	水巻町	31,890	11.03
	岡垣町	30,631	48.51
	津島市	19,695	22.14
計		98,338	93.10
③津島市・大津町・三浦町・三浦町	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	津島市	14,332	17.58
	大木町	14,175	18.43
	三浦町	15,796	16.10
	計	44,303	52.11
④津島市・大津町・三浦町・三浦町	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	柳川市	42,698	37.23
	大和町	17,971	22.78
	三橋町	18,351	16.89
	計	79,020	76.90
⑤津島市・山川町・高田町・高田町	市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
	瀬高町	25,291	37.73
	山川町	5,950	26.38
	高田町	15,652	41.01
	計	46,893	105.12

(平成12年3月住民基本台帳人口、平成11年10月国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)



第5章 市町村合併に関する支援策

市町村及びその地域の住民が市町村合併の検討を進めていくための国及び県の支援策について、合併の検討段階に応じてまとめると、次のようになる。

1 国の施策

(1) 合併に向けた機運づくり

○ 合併協議会設置に関する住民発議制度

- ・ 有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置を直接請求することができる。
- ・ 全ての関係市町村長に対して同一内容の直接請求が行われた場合には、各関係市町村長は合併協議会の設置協議について議会に付議しなければならない。

(2) 合併を検討する市町村に対する支援

○ 合併準備補助金

法定合併協議会の構成市町村に対して、市町村建設計画の作成及びその準備経費として、1 関係市町村につき500万円を上限とする定額補助を行う。

○ 合併協議会設置経費等の合併準備経費に対する特別交付税措置

法定又は任意の合併協議会を設置した市町村に対して、合併の準備に要する経費について、5 か年度にわたり特別交付税措置を行う。

(3) 合併後の市町村に対する支援

○ 普通交付税算定の特例（合併定替）の期間の延長

合併後10か年度（従来は5 か年度）は、合併しなかった場合の普通交付税を全額保障し、その後5 か年度は、漸次緩和措置を講じる。

○ 合併特例債の創設

合併後10か年度は、市町村建設計画に基づき実施する一体性の確立・均衡ある発展のための公共的施設の整備事業等及び地域住民の連帯の強化・旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立に対して、合併特例債を充当することができる。（充当率95%、元利償還金に対する普通交付税措置置率70%）

○ 合併直後の随時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）

行政の一体化（基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）や行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）など、合併直後に必要となる随時的な経費について、5 か年度にわたり普通交付税による包括的な財政措置を行う。

○ 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、3 か年度にわたり特別交付税による包括的な支援措置を講ずる（「合併市町村支援」）。

また、合併前においては、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」を特別交付税により個別に措置する。

○ 過疎地域における過疎債の特例等

合併により過疎地域から外れた場合でも、過疎市町村であった地域については過疎債の活用など財政上の特例措置を受けることができる。

○ 合併市町村補助金

合併関係市町村毎にその人口規模に応じて算出される額の合算額を上限として、合併成立年度から3 か年度を限度として定額補助を行う。

関係市町村人口（人）	年 額
～ 5,000	2 千万円
5,001～ 10,000	3 千万円
10,001～ 50,000	5 千万円
50,001～100,000	7 千万円
100,001～	10 千万円

(4) その他合併に伴う特例措置

○ 市となるべき要件の特例

- ・ 合併する場合に限り、地方自治法上の人口要件が緩和され、4 万人以上で市となることができる。注）平成16年3 月31日までの間は市制施行に関する要件は人口3 万人以上のみ。
- ・ 市を含む新設合併については、地方自治法上の要件を満たさない場合にも、市となることができる。

○ 地域審議会の設置

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、合併前の市町村の協議により、合併関係市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会を設置し、合併市町村の長の諮問により審議又は意見を述べることができる。

○ 議会議員の定数・在任に関する特例

一定の範囲内で、合併市町村の議会の議員の定数を増加するか、または合併関係市町村の議会の議員が合併市町村の議会の議員として在任することができる。

○ 議員年金の資格に関する特例

合併がなかったならば、当該任期中に議員共済年金の受給資格（在職期間12年以上）を満たすことになる者に対しても、受給資格を付与する。

○ 議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるように、市町村合併特例法や公職選挙法による選挙区の特例に関する規定（旧市町村単位等での選挙区の設置）を積極的に活用する。

2 本県の取組

本県においては、市町村合併の促進に関して、次のような取組を行う。

(1) 情報提供、広報・啓発

○ 市町村、各種団体等が行う講演会や研修会等に対する講師派遣、資料提供等

市町村、住民団体、民間団体等が行う市町村合併の推進に関する講演会や研修会に対する講師の派遣等を通じて、更なる情報提供に努める。

○ 各種広報媒体やシンポジウム、セミナー等を通じた広報・啓発

自主的な市町村合併に対する市町村や住民の理解を深めるため、各種広報媒体やシンポジウム、セミナー等を通じて、更なる情報提供、広報・啓発に努める。

(2) 住民・民間団体に対する支援

○ 市町村合併の推進のための取組に対する財政的な支援

住民団体、民間団体が実施する市町村合併に関する研究会や講演会等の開催、住民意識調査の実施など、市町村合併の推進のための取組に対して、財政的な支援を行う。

補助金の額	100万円以内	補助率	50%以内
-------	---------	-----	-------

(3) 合併を検討する市町村に対する支援

市町村合併の検討において、地域経営の包括的責任者たる市町村が果たすべき役割は極めて重要である。よって、市町村に対しては、今後、更なる情報提供や啓発に努めるとともに、以下のような支援措置を講じる。

○ 市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対する財政的な支援

単独の市町村や複数の市町村が共同で行う市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対して、財政的な支援を行う。

補助金の額	100万円以内	補助率	50%以内
-------	---------	-----	-------

○ 合併協議会（任意のものを含む）への財政的な支援

市町村において合併協議会（任意のものを含む）が設置された場合には、合併協議会が行う市町村合併に関する調査・研究事業、啓発事業等に対して、より積極的な財政支援を行う。

交付金の額	500万円以内	補助率	100%以内
-------	---------	-----	--------

○ 法定合併協議会への委員としての参画等

市町村において法定合併協議会が設置された場合には、財政的な支援に加えて、合併協議会委員としての参画等、人的な支援を強化する。

(4) 合併後の市町村に対する支援

○ 県独自の財政支援制度の創設

市町村合併に伴い発生する緊急の財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、合併市町村を対象とする特例交付金を交付する（P 28参照）。

○ 市町村建設計画を実現するための県事業の実施

市町村建設計画の策定過程に積極的に参画するとともに、計画に位置付けられた県事業の重点的な実施に努める。

従来市町村単位で実施されてきた各種施策について、合併後当分の間、旧市町村の実情を考慮した施策の実施(補助金採択等)に配慮する。

○ 各種圏域設定等の見直し

合併市町村の一体性を確保するため、県の各種広域計画における区域や県の出先機関の所管区域等について必要に応じて適切な見直しを行う。

(5) 合併支援のための県の体制づくり

市町村における合併検討を総合的に支援するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、市町村建設計画の策定等に関して、助言、情報提供を行う。

【福岡県市町村合併推進特例交付金（仮称）】

ア 交付対象市町村

平成17年3月31日（現行の合併特例法の期限）までに合併した市町村。ただし、政令指定都市を含む合併を除く。

イ 交付限度額

(7) 基本額

合併関係市町村が2つの場合5億円、関係市町村が1団体増えるごとに1億円を加算する。

(イ) 増加人口加算

上記基本額を超える財政需要があると認められるときは、増加人口別に次表の額を限度として加算する。ただし、2団体合併の場合を除く。

合併による増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

増加人口＝合併市町村の人口－人口が最も多い合併関係市町村の人口

(ウ) 特別加算

地域の特殊な事情等により合併に際して特別の配慮が必要であると認められるときは、1 合併関係市町村につき5千万円を限度に特別に加算することができる。ただし、2 団体合併の場合は、1 合併につき5千万円を限度とする。

ウ 交付対象経費

市町村建設計画に掲げられた事業及び合併日までに実施する必要がある事業（電算システムの統一化事業等）に要する経費。ただし、特別加算は合併の阻害要因を除去するための事業に限る。

エ 交付期間

合併の議決から10か年度以内

1 県内市町村の主要財政指標

(平成10年度決算)

市町村名	標準財政規模 (百万円)	歳出決算 倍率	経常収支 比率(%)	財政力指数 (8～10年度)	実収収支 比率(%)	公債負担 率比率(%)	起債制限 比率(%)	地方債現 在率倍率	財源等	特定項目	積立金現在高(百万円)	積立金現在 高比率(%)
北九州市	266,860	2.07	84.6	0.63	0.3	138	10.0	2.12	40,677	30,250	26.6	
福岡市	347,597	2.19	86.4	0.76	1.1	179	14.6	3.24	29,244	37,207	19.1	
大牟田市	29,353	2.05	96.2	0.51	-0.6	14.0	11.3	1.50	202	1,469	5.7	
久留米市	43,942	1.78	85.2	0.76	1.8	12.1	9.9	1.53	5,627	6,157	27.3	
唐津市	12,580	2.17	88.5	0.52	3.1	15.8	11.5	1.78	2,409	3,315	46.5	
藤沢市	17,508	1.78	90.1	0.53	2.6	16.0	9.9	2.07	1,728	4,166	33.8	
田川市	13,606	2.57	92.5	0.39	0.6	19.1	14.2	2.60	2,524	6,353	65.3	
柳川市	8,304	1.71	88.3	0.42	2.5	13.7	10.5	1.51	886	2,043	35.3	
山田市	3,321	2.35	96.4	0.18	0.9	12.9	7.7	1.47	388	1,187	44.2	
甘木市	9,400	1.76	83.3	0.67	4.6	15.9	13.0	1.64	1,195	4,196	57.4	
八安市	8,062	1.65	92.1	0.48	5.3	15.1	11.9	1.52	556	750	15.7	
筑後市	9,099	1.66	87.4	0.62	4.3	19.3	14.2	2.06	549	3,218	41.4	
大川市	8,346	1.87	90.4	0.58	5.2	18.0	15.6	1.95	24	895	11.0	
行橋市	12,967	1.88	80.1	0.54	0.5	15.3	7.9	1.52	2,957	6,122	70.0	
豊前市	6,524	1.80	88.9	0.47	2.5	15.3	12.6	1.82	1,287	989	33.4	
中間市	9,706	1.85	92.2	0.42	0.3	13.5	8.1	1.88	1,217	2,360	36.9	
小郡市	10,860	1.56	85.5	0.55	2.2	19.9	13.1	1.98	1,147	1,472	24.1	
筑紫野市	16,450	1.73	79.0	0.70	1.3	19.2	7.2	2.04	2,272	8,959	68.3	
春日市	18,324	1.61	84.0	0.61	2.1	19.6	10.7	2.20	1,382	2,881	22.9	
大野城市	16,880	1.64	78.3	0.65	1.0	19.6	4.6	1.35	4,866	6,691	68.5	
宗像市	15,408	1.46	77.6	0.56	4.8	11.2	5.6	1.21	7,626	1,550	58.6	
太宰府市	12,907	1.63	87.7	0.60	1.4	16.3	11.8	1.85	1,295	1,801	23.5	
前原市	11,957	1.79	78.3	0.52	2.1	11.2	6.6	1.57	1,917	2,350	36.7	
古賀市	10,647	1.46	80.4	0.64	4.5	11.6	6.9	1.37	1,325	2,902	39.7	
那珂川町	9,009	1.34	76.0	0.57	3.1	15.9	3.4	0.99	2,430	4,407	75.9	
宇美町	6,722	1.53	72.3	0.51	4.6	16.1	9.7	1.78	462	2,998	50.1	
篠栗町	5,474	1.59	73.5	0.50	4.3	17.8	4.0	0.74	1,632	4,310	108.5	
志免町	6,777	1.31	77.7	0.67	9.1	9.3	5.7	0.94	1,670	1,416	45.5	
須恵町	4,799	1.37	77.2	0.54	4.9	13.7	9.1	1.44	1,991	148	44.8	
新宮町	4,963	1.52	75.2	0.74	4.4	13.4	9.7	1.19	1,456	4,097	111.9	
久山町	2,515	1.51	80.6	0.48	7.1	14.3	12.4	1.57	527	237	30.4	
新藤町	6,781	1.57	70.5	0.73	8.0	9.9	4.3	1.90	1,899	1,423	46.8	
福岡町	7,476	1.49	80.8	0.58	4.1	14.4	9.5	1.22	3,463	1,897	72.0	
津屋崎町	3,498	1.41	71.5	0.34	4.9	22.8	6.6	1.05	3,216	1,497	134.7	
玄海町	2,877	1.39	76.5	0.32	4.5	12.4	8.7	1.22	989	814	62.7	
大島村	765	1.54	77.6	0.09	4.5	14.7	5.3	1.79	751	845	208.6	
芦屋町	3,579	2.50	105.8	0.36	7.8	3.1	1.8	0.93	1,719	18,041	552.1	
水巻町	5,867	1.61	80.7	0.44	2.2	16.1	3.3	1.22	1,695	1,044	46.7	
岡垣町	5,912	1.32	70.7	0.47	4.9	12.7	5.7	0.77	2,389	4,011	108.3	
遠賀町	4,058	1.72	76.7	0.51	3.4	8.0	3.6	1.03	2,633	3,600	153.6	
小竹町	2,688	2.04	94.5	0.28	4.3	14.6	10.5	1.53	417	1,938	87.6	
鞍手町	4,006	1.76	85.2	0.42	1.2	14.4	11.0	1.36	716	1,345	44.7	
宮田町	5,437	1.78	94.3	0.63	1.9	16.0	10.5	1.79	897	2,048	54.2	
若宮町	3,178	1.89	90.7	0.33	2.8	15.4	9.2	1.78	642	1,813	77.2	
桂川町	3,938	1.95	94.3	0.31	3.7	22.1	13.5	2.01	434	1,635	53.9	
福智町	4,163	2.11	90.4	0.32	3.7	12.7	9.0	1.64	920	1,646	61.6	
榑井町	2,120	1.92	88.4	0.19	5.2	30.2	8.0	2.35	552	1,307	87.7	
素戔町	3,216	1.78	80.5	0.24	5.2	20.5	9.0	2.09	906	1,983	88.8	
筑穂町	3,133	1.77	82.7	0.34	5.7	12.3	5.8	1.78	1,480	1,625	99.1	
藤波町	5,439	1.66	90.1	0.46	2.4	11.0	7.0	1.18	859	1,419	41.9	
庄内町	2,829	1.98	95.7	0.43	5.0	16.6	13.9	1.95	580	991	55.5	
洲田町	2,217	2.05	94.3	0.27	5.8	13.5	12.2	1.15	452	1,298	78.9	
杷木町	2,581	2.03	87.7	0.30	5.5	20.1	9.8	2.20	969	523	57.8	
新井町	3,095	1.58	79.8	0.31	4.8	13.0	7.8	1.18	1,016	1,414	79.5	
三輪町	2,933	2.12	69.6	0.41	6.6	6.7	3.2	1.61	672	2,284	100.8	
夜須町	3,736	1.56	76.5	0.47	3.3	10.2	5.4	1.23	1,300	2,542	102.8	

1 県内市町村の主要財政指標 30

2 県内市町村の人口及び高齢化率 32

3 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要 34

4 国による財政措置の詳細 37

5 ケーススタディに関する補足説明 46

3 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要

昭和40年法律第 6 号
最終改正：平成12年法律第138号

1 趣旨(第 1 条)

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第 3 条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他の合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。

3 住民発議制度（第 4 条、第 4 条の 2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる（第 4 条）。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない（第 4 条の 2）。

4 市町村建設計画（第 5 条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

5 市となるべき要件の特例（第 5 条の 2、第 5 条の 3）

平成17年3月31日までに合併する場合に限り、市制施行に関する人口要件は、4 万以上とする（第 5 条の 2）。注）平成16年3月31日までの間は市制施行に関する要件は人口3 万人以上のみ。

市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす（第 5 条の 3）。

6 地域審議会（第 5 条の 4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

市町村名	国勢調査人口(人)			住民基本台帳人口(人)			高齢化(65歳以上)率(%)	
	S35.10.1	H2.10.1	H7.10.1	H7.3.31	H12.3.31	増減率(%) (H7～H12)	H7国勢調査 基準	H12住民基本 台帳基準
穂波町	36,857	26,704	26,874	0.64	27,007	26,861	▲ 0.54	18.6
庄内町	17,944	10,853	11,290	4.03	10,774	10,725	▲ 0.45	16.1
藤田町	10,275	7,615	7,460	▲ 2.04	7,588	7,229	▲ 4.73	18.8
杷木町	12,709	9,439	9,023	▲ 4.41	9,469	9,138	▲ 3.50	22.0
朝倉町	13,895	11,251	10,868	▲ 3.40	11,212	10,690	▲ 4.66	22.9
三輪町	9,234	10,680	11,706	9.61	11,306	12,364	9.36	19.9
夜須町	10,150	13,892	15,372	10.65	15,452	16,458	6.51	15.1
小石原村	2,063	1,379	1,292	▲ 6.31	1,321	1,259	▲ 4.69	29.7
宝珠山村	4,289	1,992	1,825	▲ 8.38	1,907	1,816	▲ 4.77	28.1
二丈町	12,438	11,457	13,148	14.76	13,441	13,845	3.01	17.8
志摩町	15,649	15,903	17,599	10.66	17,500	17,671	0.98	18.0
吉井町	19,794	17,568	17,545	▲ 0.13	17,845	17,580	▲ 1.49	19.9
田主丸町	25,979	22,230	21,775	▲ 2.05	22,009	21,588	▲ 1.91	21.1
淳羽町	20,634	18,342	17,634	▲ 3.86	17,974	17,492	▲ 2.74	20.0
北野町	13,048	15,294	17,133	12.02	17,387	17,835	2.58	14.7
大力洗町	13,371	14,093	14,755	4.66	14,830	15,396	3.82	16.7
城島町	15,557	14,063	13,994	▲ 0.49	14,274	14,332	0.41	17.3
大木町	14,136	13,232	13,525	2.21	13,823	14,175	2.55	17.2
三瀬町	12,777	14,731	15,406	4.58	15,618	15,796	1.14	16.4
黒木町	23,037	16,616	15,691	▲ 5.57	16,380	15,398	▲ 6.00	22.6
上関町	7,076	4,953	4,508	▲ 8.98	4,780	4,415	▲ 7.64	23.6
立花町	17,316	14,055	13,430	▲ 4.45	13,878	13,104	▲ 5.58	21.0
広川町	15,833	18,629	19,437	4.34	19,074	19,598	2.75	16.7
矢部村	5,313	2,145	1,942	▲ 9.46	2,092	1,900	▲ 9.18	30.6
星野村	7,636	4,310	4,103	▲ 4.80	4,204	3,927	▲ 6.59	30.1
瀬高町	29,260	26,633	25,768	▲ 3.25	26,092	25,291	▲ 3.07	20.1
大和町	20,710	18,699	18,134	▲ 3.02	18,673	17,971	▲ 3.76	16.7
三穂町	17,487	18,041	18,427	2.14	18,511	18,351	▲ 0.86	16.8
山川町	7,672	6,318	6,122	▲ 3.10	6,350	5,950	▲ 6.30	22.4
高田町	21,142	17,053	16,038	▲ 5.95	16,515	15,652	▲ 5.23	21.9
香春町	18,115	14,476	13,892	▲ 4.03	14,414	13,844	▲ 3.95	20.7
添田町	25,170	14,632	13,763	▲ 5.94	14,359	13,499	▲ 5.99	24.5
金田町	10,047	8,915	8,741	▲ 1.95	8,670	8,550	▲ 1.38	16.8
糸田町	12,398	11,308	10,915	▲ 3.48	11,473	10,959	▲ 4.48	20.0
川崎町	38,974	22,046	21,276	▲ 3.49	22,374	21,626	▲ 3.34	19.6
赤池町	15,150	9,851	10,023	1.75	10,380	10,318	▲ 0.60	20.0
方城町	14,304	8,275	8,267	▲ 0.10	8,167	8,040	▲ 1.56	21.7
大任町	8,940	6,628	6,196	▲ 6.52	6,630	6,298	▲ 5.01	20.1
赤村	4,810	3,971	3,726	▲ 6.17	3,934	3,791	▲ 3.63	21.3
刈田町	22,430	33,732	35,072	3.97	34,126	34,621	1.45	13.0
犀川町	12,190	8,660	8,182	▲ 6.10	8,508	7,926	▲ 6.84	25.6
勝山村	6,707	7,587	7,602	0.20	7,460	7,418	▲ 0.56	21.8
豊津町	8,250	9,176	8,955	▲ 2.41	9,265	9,224	▲ 0.44	17.1
椎田町	14,238	13,497	12,754	▲ 5.50	13,124	12,456	▲ 5.09	18.8
吉富町	7,152	7,364	7,223	▲ 1.91	7,464	7,470	0.08	17.5
築城町	12,743	10,886	10,316	▲ 5.24	10,736	10,205	▲ 4.95	20.2
新吉村	4,580	4,066	4,034	▲ 0.30	4,143	4,208	1.57	21.8
大平村	6,606	4,570	4,389	▲ 3.96	4,599	4,403	▲ 4.26	25.2
計	3,971,436	4,811,050	4,933,393	2.54	4,873,171	4,967,686	1.94	14.8

(平成12年度福岡県市町村要覧、平成12年度住民基本台帳要覧より)

- 7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第6条、第7条）**
- (1) 新設合併の場合**
- ア 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）
- イ 合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）
- イ 在任特例を活用する場合
- 合併前の議員が2年までの期間在任が可能
- (2) 編入合併の場合**
- ア 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）
- 増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
- 定数増：（編入先の旧定数）×（被編入の旧人口）／（編入先の旧人口）
- 増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間
- イ 在任特例を活用する場合
- 編入先の議員の任期まで在任が可能
- さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能
- 8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例（第7条の2）**
- 関係市町村の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。
- 9 農業委員会の委員の任期等に関する特例（第8条）**
- 選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。
- 10 議員の身分の取扱い（第9条）**
- 一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。
- 11 地方税の不均一課税（第10条）**
- 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一の課税を行うことができない。
- 12 地方交付税の額の算定の特例（第11条）**
- 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併前の合算額を下らないように算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。
- 13 地方債の特例等（第11条の2）**
- (1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。**
- ア 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- イ 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
- (2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。**
- 14 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第13条）**
- 災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。
- 15 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第14条）**
- 一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。
- 16 国、都道府県等の協力等（第16条）**
- (1) 国の役割**
- ア 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- イ 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
- (2) 都道府県の責務**
- ア 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- イ 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- ウ 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置
- 17 合併協議会設置の勧告（第16条の2）**
- 都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。
- 【参考】過疎地域自立促進特別措置法(新過疎法)(平成12年法律第15号)上の合併特例**
(平成12年4月1日から平成22年3月31日まで)
- 市町村の合併があった場合の特例（新過疎法第33条第2項）**
- 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち、旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

4 国による財政措置の詳細

市町村は、合併することにより諸経費の節約が可能になるなど、より効率的な行財政運営が可能となりますが、一方で、合併直後は、合併市町村の一体性の確立やまちづくりなどのため、一時的に多くの経費を要することが予想されます。

そのため、合併市町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るため、国は、合併市町村に対して次のような特例的な財政措置を講じています。

1	普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長
2	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置等（合併特例債）
3	合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）
4	合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）
5	市町村合併に対する新たな特別交付税措置
6	過疎地域における地方債の特例等
7	合併市町村補助金

1 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長

(1) 合併算定替の意義

市町村の合併が行われた場合、長や議会の議員の数が減少することに象徴されるように、理屈の上では、財政需要が減り、地方交付税（普通交付税）を算定する場合の基準財政需要額も減少することとなります。したがって、一般的に、合併市町村に対して交付される普通交付税の額は、当該合併関係市町村が合併せずに存続したと仮定した場合に、それらの市町村に交付されるであろう普通交付税の額の合算額よりも減少すると考えられます。

しかし、合併をしたからといって、すぐに実際の財政需要が合併を経験しなかった同規模の市町村並みに減少できるわけではなく、むしろ合併の過程においては財政負担が増大することが考えられます。

そこで、合併後一定の期間は、合併市町村に対して当該関係市町村が存続したものとして計算した普通交付税の合算額を保証するという特例措置が、この「合併算定替」の制度です。

(2) 制度の概要

合併算定替の制度は、具体的には、合併市町村について、次の①及び②の方法により財源不足額を算定し、合併算定替で算定した①による額と合併市町村一本で算定した②による額を比較して、①による額の方が大きいときには、①の財源不足額をもって当該合併市町村の財源不足額とするというものです。

① 合併関係市町村のすべてが、当該年度（普通交付税の算定を行う年度）の4月1日現在において、なお合併前の区域をもって存続したと仮定して各合併関係市町村について算定した財源不足額の合算額

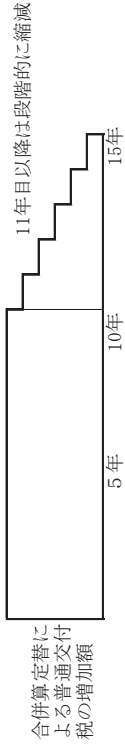
② 当該合併市町村について地方交付税法10条の規定により算定したいわゆる一本算定による財源不足額

合併算定替の適用期間は、合併が行われた日の属する年度（合併年度）及びこれに続く15年度間とされており、合併年度から10年度間については①による額を保障し、10年度目以降については①による額を連続させながら保障していくことになります（平成11年7月の合併特例法の改正により激変緩和措置として、適用期間が10年度間から15年度間に延長されています）。

合併算定替は、合併市町村が合併後直ちに適正な財政構造をもつことは困難であることを考慮し、一定の期間に限り特例を認めるものであるため、合併市町村は、その間に節減可能な経費はできるだけ節減して、しっかりと財政基盤を確立することが必要です。

なお、合併算定替は、合併関係市町村ごとの財源不足額のみを合算して合併市町村の財源不足額を算定するものであるため、当該合併関係市町村の中にいわゆる不交付団体である市町村がある場合についても、当該不交付団体に係る財源超過額は、それ以外の合併関係市町村の財源不足額の合計額と相殺しないものとされています。

【合併算定替】



(3) 合併算定替と合併補正との適用関係

合併補正は、市町村の合併に伴い臨時的に生じる投資的経費に係る財政負担に対する特例措置であり、合併算定替は、主として経常経費について市町村の合併に伴い財源不足が生じないようにするための特例措置であるといえます。

したがって、合併市町村に対しては、合併補正と合併算定替のそれぞれの趣旨を考慮し、両者を同時に適用することとされています。具体的には、合併関係市町村ごとに財源不足額を算定する場合、合併補正による増加需要額についても合併関係市町村ごとに分別して加算することとされたのです。

2 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置等（合併特例債）

(1) 事業の趣旨

合併市町村のまちづくりについては、ハード事業・ソフト事業ともに合併協議会において検討が行われ、重要な事業については市町村建設計画に位置づけられています。合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については合併年度及びこれに続く10年度に限り地方財政法5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるようになりました。

(2) 対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができます。

① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備
例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備
- ・合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備
例：住民が集う運動公園等の整備

② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

- ・合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備
例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備
- ・同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備
例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る。

③ 合併後の市町村の建設を総合的・効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

- ・類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

(3) 標準全体事業費

(2) について、①から③までの事業に係る標準的な全体の事業費（以下「標準全体事業費」という。）を設定し、その事業量の目安とします。

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口（合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口）及び合併関係市町村数の多寡に応じ、次の算式により算出します。

(算式)

$$180 \text{ 億円} \times \left(\frac{\text{合併後人口}}{10 \text{ 万人}} \times a + b \right) \times \left(\frac{\text{増加人口}}{1 \text{ 万人}} \times c + d \right) \times \left(2 - \frac{2}{\text{合併関係市町村数} + \text{合併関係市町村数補正}} \right)$$

※ 180億円は、合併後人口が10万人であり、かつ、増加人口が1万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の事業を行うことのできる地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定しています。

また、算式中の係数は次のとおりです。

- ・ a と b は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分	a の数値	b の数値
30,000人以下	1.000	0.200
30,000人を超え100,000人以下	0.714	0.286
100,000人を超える	0.000	1.000

- ・ c と d は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

増加人口数による区分	c の数値	d の数値
10,000人以下	0.333	0.667
10,000人を超え50,000人以下	0.167	0.833
50,000人を超え100,000人以下	0.083	1.250
100,000人を超え200,000人以下	0.042	1.667
200,000人を超え400,000人以下	0.021	2.083
400,000人を超える	0.000	2.917

(4) 充当事及び普通交付税措置

合併特例債は、地方単独事業のみならず、国庫補助金事業の地方負担分（いわゆる補助裏）についても充当することができ、その充当率は対象事業費のおおむね95%とされています。また、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

3 合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が行う一定の基金の積立に要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をその財源とすることができます。

(1) 基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等（当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。）のために設ける基金（以下「合併市町村振興基金」という。）に対する積立のうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起こすことができます。

・新市町村の一体感の醸成に資するもの

例：イベント開催、新市町村のC I、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等

・旧市町村単位の地域の振興（旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。）

例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等

(2) 標準基金規模

(1)の合併市町村振興基金の標準的な規模（標準基金規模）を設定し、基金積立額の目安とします。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ 3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口} \\ \text{(市町村数均等割)} \qquad \qquad \qquad \text{(増加人口割)} \qquad \qquad \qquad \text{(合併後人口割)} \end{array}$$

ただし、合併市町村振興基金の積立に際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね5割増まで積立てを行うことができますが、いずれの場合においても、40億円を合併市町村振興基金の上限とします。

(3) 充当率及び交付税措置

充当率は対象事業費のおおむね95%とし、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される予定です。

4 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行うものとし、その他の諸費（人口を測定単位とするもの・経常経費）に新たに合併補正が新設されました。

- ・行政の一体化（基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）に要する経費
- ・行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）に要する経費

具体的には、次の算式により算出した額を5か年度間にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

$$\begin{array}{l} \text{(算式)} \\ \left(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口} \right) \times \left(1 + \left(\text{合併関係市町村数} - 2 \right) \div 4 \right) \\ \text{(固定経費)} \quad \text{(合併後人口に応じた経費)} \qquad \qquad \text{(合併関係市町村数補正)} \end{array}$$

ただし、30億円を算入額の上限とします。

5 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成17年3月までに合併を行う市町村に対し、平成12年度から特別交付税による包括的な支援措置が講じられます（「合併市町村支援」）。

また、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」が特別交付税により個別に措置されます。

合併市町村支援（詳細）

(1) 対象団体

平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度又はその翌年度から3ヶ年にわたり特別交付税措置を講ずる。

(2) 算定方法

4億円 + 4千円 × 増加人口) × 補正係数
[1年目 : 5割、2年目 : 3割、3年目 : 2割]

増加人口 : 合併後人口－旧市町村人口のうち最大のもの

補正係数 : 人口の増加程度に応じた係数。

小規模町村による対等合併的な合併、大同団結的な合併を手厚く支援。

増加人口／合併後人口	補正係数
20%未満	1.0
20%以上40%未満	1.25
40%以上	1.5

(3) 支援内容

- ア 新しいまちづくり
合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置。
(例) 施設間ネットワーク化、コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定、個性ある学校づくり、医療・福祉ネットワークシステム 等
- イ 公共料金格差是正
合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置。
- ウ 公債費負担格差是正
合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置。
- エ 土地開発公社の経営健全化
土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取り組みを包括的に支援。

6 過疎地における地方債の特例等

過疎地域自立促進特別措置法第2条1項に定める過疎地域の要件に該当する市町村（過疎市町村）は、同法第12条の規定により過疎地域自立促進のための地方債を起すことができますが、過疎市町村が他の市町村と合併した場合には、合併市町村が過疎地域の要件を満たさない場合でも、同法第33条に該当するときには過疎地域とみなされ、過疎債を含め、同法上の特例措置が適用されることとなります。

7 合併市町村補助金

市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに市町村の合併を円滑に推進するため、合併に伴い市町村が実施するモデル事業に対する補助金制度が創設されました。

(1) 対象団体

平成17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っている市町村

(2) 対象事業

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別に定める事業のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業

(3) 補助額

下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助（定額補助）

関係市町村人口（人）	年 額
～ 5,000	2千万円
5,001～ 10,000	3千万円
10,001～ 50,000	5千万円
50,001～100,000	7千万円
100,001～	10千万円

※ 国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて補助をすることが可能。

<注>

合併市町村補助金を受けた市町村は、当該補助金に係る事業に関する実績報告書を国に提出し、国は、全国の市町村の合併の参考にするよう、当該報告書を公表。

合併市町村補助金の対象事業(詳細)

合併した市町村（以下「合併市町村」という）において次に掲げるような地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要となるものであり、かつ、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に対して補助する。

1 合併市町村の統一した事業の遂行上、付加的に必要となり、かつ、行財政運営の合理化、効率化に資する事業に要する経費

- 合併による出納、税務等の電算システムの変更
- 合併市町村の統一業務マニュアルの作成

2 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業に要する経費

- 議場、庁舎、支所等の改修等

3 公共施設のネットワーク化等に要する経費（本庁・支所間、図書館、文化ホール、体育施設等）

- 電話・防災行政無線の統一
- ネットワーク回線増設に伴うLAN間接続器の改良
- 図書館貸出システムの統一
- 体育施設予約管理システムの統一

4 域内の人的・物的交流の促進に必要な経費

- 地域間連絡バス等の購入

5 合併市町村のアイデンティティを高め、一体感を醸成するための経費

- 合併記念式典開催事業
- 合併記念碑の建立
- 旧市町村単位のふるさと景観顕彰事業

<注>

国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業については除く。

5 ケーススタディに関する補足説明

○ 1人当たり歳出額のポジショニング（静態的なモデル）

全国ベースでの一人当たり歳出額の回帰曲線に合併後の市町村をプロットし、同じ図に合併前の構成市町村をプロットして比較を行っている。この比較により合併後瞬時に全国の平均的な市町村になったと仮定した場合、どのようなメリットが生じるかを示すことができる。

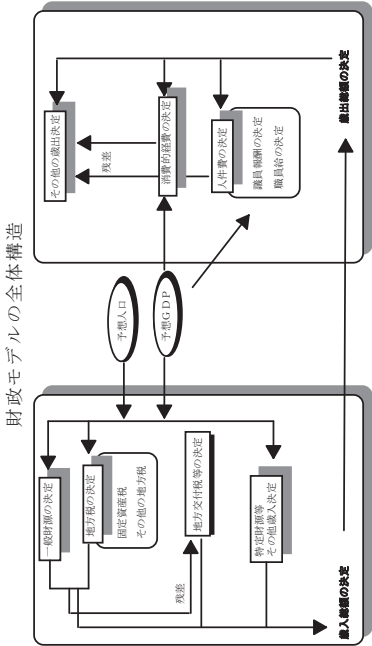
○ 合併10年後までのシミュレーション結果（動態的なモデル）

合併後10年間合併前の交付税額が維持されるという前提のもとで、歳入や歳出についていくつかの仮定を置いて、5年後と10年後に消費的経費や投資余力がどのようなことになるかを分析している。

《参考》市町村合併後の財政シミュレーションモデルの概要

（1）モデルの全体構造

財政モデルの全体構造は以下のとおり。



外生変数である将来推計人口については「福岡県計量モデル」での将来値に従う。また、予想GDPについては5年間の伸びをそれぞれ想定する。

平成8～13年度の伸び : 0%

平成13～18年度の伸び : 5%

平成18～23年度の伸び : 10%

(2) 歳入の算出式

今回の算定にあたり、「歳入総額」は「一般財源」と「特定財源その他」の2つに分け、さらに「一般財源」は「地方税」と「地方交付税その他」に、「地方税」は「固定資産税」と「その他の地方税」にそれぞれ分けて算定を行なった。

歳入の算定式				
歳入総額	一般財源	内訳	合併想定年度まで、及び「算定替え」を想定した場合	
			A	
			$\Sigma \{ \text{前期の一人当たり額} \times (1 + \text{伸び率}_{(a11)}) \times (1 + \text{予想名目経済成長率}_{(a1)}) \} \times \text{当該年度の予想人口}$	
		B 固定資産税 _(a4)	$\Sigma \{ \text{前期の一人当たり額} \times (1 + \text{伸び率}_{(a11)}) \}$	
	地方税	C その他の地方税 _(a4)	前期の一人当たり額 $\times (1 + \text{伸び率}_{(a1)}) \times (1 + \text{予想名目経済成長率}_{(a1)}) \times \text{当該年度の予想人口}$	
地方交付税その他				
特定財源	合併想定年度まで		$A - B - C$	
	合併想定年度の次年度以降		$\Sigma \{ \text{前期の収入額} \times (1 + \text{伸び率}_{(a3)}) \}$	
	その他	前期の収入額 $\times (1 + \text{伸び率}_{(a3)})$		

- 注1) 平成3年度から平成8年度までの当該事項の実績値、あるいは実績成長率より算出。
- 注2) 「一般財源」の伸び率と一致。
- 注3) 合併想定年度から、合併5年後までの「一般財源」の伸び率と、合併5年後から10年後までの「一般財源」の伸び率からそれぞれ算出。
- 注4) 合併後は不均一課税を是正。

なお、一般財源における「一本算定」を想定した場合の「伸び率」は、県下97市町村の「人口」を説明変数として、平成3年度及び8年度の「1人当たり一般財源」についてそれぞれ回帰式を導き、これを基に算出した。回帰式は以下のとおり。

人口をPとおくと

$$\text{平成3年度の1人当たり一般財源} = 147.8 \times (\log P)^2 - 1464.8 \times \log P + 3769$$
$$\text{平成8年度の1人当たり一般財源} = 164.4 \times (\log P)^2 - 1639.8 \times \log P + 4241$$

(3) 歳出の算出式

次に、「歳出総額」は「人件費」、「その他の消費的経費」及び「投資余力」の3つに分け、さらに「人件費」については「職員給」と「議員報酬」に分けて算定を行なった。

歳出の算定式		
歳出総額	人件費	職員給
		$\sum \left\{ \text{前期の職員一人当たり額} \times (1 + \text{伸び率}_{(a11)}) \times (1 + \text{予想名目経済成長率}_{(a1)}) \times (1 + \text{過去の名目平均経済成長率}_{(a11)}) \right. \\ \left. \times \text{当該年度の職員数}_{(a2)} \right\}$
	その他の消費的経費 _(a6)	報酬
		$\sum \left\{ \text{職員一人当たり額} \times (1 + \text{伸び率}_{(a11)}) \times (1 + \text{予想名目経済成長率}_{(a1)}) \times (1 + \text{過去の名目平均経済成長率}_{(a11)}) \right. \\ \left. \times \text{当該年度の定数}_{(a3)} \right\}$
		$\sum \left\{ \text{前期の一人当たり額} \times (1 + \text{伸び率}_{(a11)}) \times (1 + \text{予想名目経済成長率}_{(a1)}) \times (1 + \text{過去の名目平均経済成長率}_{(a11)}) \right. \\ \left. \times \text{当該年度の職員数}_{(a2)} \right\}$
投資余力	合併想定年度から5年後まで	
	合併想定年度から5年後以降	
投資余力		歳出総額－(職員給＋報酬＋人件費を除く消費的経費)

- 注1) 平成3年度から平成8年度までの当該事項の実績値、あるいは実績指数より算出。
- 注2) 合併想定年度までは、平成8年度の現行の職員数を想定する。合併想定年度以降は、合併想定年度における構成市町村の総職員数から1/40の半数が、毎年削減されていくものとする。
- 注3) 合併想定年度までは、平成8年度時点の構成市町村の総議員数を想定し、合併以降は「地方自治法」による法定数を用いる。
- 注4) 平成8年度の県下97市町村の1人当たり額を回帰分析により推計し、これを基準として各年度の「前期の1人当たり額」を算出。
- 注5) 平成3年度、8年度の県下97市町村の1人当たり額を回帰分析により推計し、これを基準として各年度の「前期の1人当たり額」を算出。
- 注6) 「その他の消費的経費」は、物件費、維持管理費、補助費等。

なお、「その他の消費的経費」の「伸び率」は県下97市町村の「人口」を説明変数として、平成3年度及び8年度の「1人当たり消費的経費」についてそれぞれ回帰式を導き、これを基に算出した。回帰式は以下のとおり。

人口をPとおくと

$$\text{平成3年度の1人当たり消費的経費} = 74.7 \times (\log P)^2 - 742.3 \times \log P + 1936.7$$
$$\text{平成8年度の1人当たり消費的経費} = 94.0 \times (\log P)^2 - 942.0 \times \log P + 2469.7$$

福岡県市町村合併外部講師派遣要綱

(目的)

第1条 知事は、市町村合併に関する市町村や住民の理解を深め、合併の機運の醸成を図るため、外部講師派遣制度を設けるものとする。

(派遣対象団体)

第2条 外部講師の派遣対象団体は、福岡県内に事務所等を有する団体で市町村合併に関する取組を行う市町村及び各種団体等とする。

(任務)

第3条 外部講師は、派遣対象団体の申請に基づき、自主的な市町村の合併の推進等に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の形式は、概ね次のとおりとする。

- (1) 研修会、セミナー等における講演
- (2) シンポジウムでの基調講演
- (3) パネルディスカッションでのパネラーとしての参加

(派遣申請)

第4条 第2条に掲げる団体で外部講師の派遣を希望するもの（以下「派遣申請者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(外部講師の選任)

第5条 知事は、前条の規定による申請（以下「申請」という。）があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、市町村合併の推進に必要な専門分野について知識と経験を有する者の中から、申請の内容に応じた外部講師を選任するものとする。

(派遣の方法等)

第6条 知事は、前条の規定により選任した外部講師に対して派遣依頼を行うとともに、当該外部講師の同意を得た後、派遣申請者に対して派遣決定の通知を行うものとする。

2 派遣決定の通知を受けた派遣申請者は、外部講師との日程調整等の外部講師派遣に係る事務を処理するとともに、派遣日から起算して14日前までに様式第2号による実施計画書を知事に提出しなければならない

(報告)

第7条 派遣決定の通知を受けた派遣申請者は、事業が完了した日から起算して10日以内に様式第3号による実施報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による実施報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、速やかにその結果を公表するものとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 外部講師に対する報償費及び旅費は、予算の範囲内で県が負担する。

2 前項の規定により県が負担する報償費は、1時間当たり6千円を限度とする。

3 第1項の規定により県が負担する旅費は、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）及び福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年福岡県規則

第64号）の規定に基づき算定する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行し、平成13年度及び平成14年度の事業に適用する。

福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村合併の推進に向けた地域の取組を支援するため、第2条に定める団体が実施する第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において福岡県市町村合併推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象団体は、福岡県内に事務所等を有する団体に次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体（市町村、一部事務組合等）
- (2) 複数の市町村により要綱等に基づき設置された研究会等
- (3) 農業協同組合、商工会議所その他の公共的団体等
- (4) 地域づくり団体等で広域行政又は地域づくりの推進に係る事業について活動実績があると市町村長が認めるもの
- (5) 前号に準ずる団体に市町村長が推薦するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該事業に要する経費が500千円（前条第3号から第5号までに規定する団体にあっては200千円）以上の事業で、次に掲げるものとする。ただし、この補助金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としないものとする。

- (1) 市町村合併（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市との合併を除く。以下本条において同じ。）に関する研究会、懇話会、検討会、研修会等の実施事業
- (2) 市町村合併を推進するための次に掲げる調査研究事業（先進事例調査のみの事業は除く。）

- ア 広域的現況調査
- イ 先進事例調査
- ウ 住民意識調査
- エ 将来都市ビジョン等の策定
- (3) 市町村合併を推進するための機運醸成につながる次に掲げる啓発事業
- ア シンポジウム、セミナー、講演会等の開催
- イ パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等の作成及び配布

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業主体	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
第2条第1号及び第2号に規定する団体	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び使用料	2分の1以内	1 団体につき 1,000千円以内
第2条第3号から第5号までに規定する団体	補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料及び使用料	4分の3以内	1 団体につき 1,000千円以内

(補助金の交付申請)

第5条 第2条に掲げる団体の補助事業を実施しようとするもの（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書（以下「申請書」という。）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、補助事業者が第2条第4号に掲げる団体である場合は当該団体の事務所等の所在する市町村の長（以下「所在市町村の長」という。）が発行した当該団体に活動実績があることを証する文書を、同条第5号に掲げる団体である場合は所在市町村の長が発行した推薦書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の申請があったときは、所在市町村の長及び当該補助事業の内容が関係する市町村の長（以下「関係市町村の長」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者には通知するとともに、所在市町村の長及び関係市町村の長にその旨を通知するものとする。

2 第2条第3号から第5号に掲げる補助事業者が、交付の決定を受けた補助金について概算払を受けようとするときは、様式第1号の2による請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求書の提出があった場合において、補助事業の実施上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況を勘案して、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容の変更若しく

は補助事業に要する経費の配分の変更をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費ごとの配分額の20％を超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

（状況報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、速やかにその結果を公表するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、規則第10条に定める書類、帳簿等を保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行し、平成12年度から平成15年度までの事業（平成15年度においては、合併協議会や合併に関する研究組織が設置されていないなど、合併の機運が希薄な地域における事業に限る。）に適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月14日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月27日から施行する。

福岡県合併協議会支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村合併に向けた市町村の取組を支援するため、第2条に定める団体が実施する第3条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において福岡県合併協議会支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象団体は、福岡県内の市町村が設置する法定の合併協議会及びそれに準ずる要件を備える任意の合併協議会（以下「合併協議会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、この交付金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としないものとする。

- (1) 市町村合併（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市との合併を目指すものを除く。以下本条において同じ。）の是非を検討し、又は市町村合併を実現するために行う調査研究事業
- (2) 市町村合併を推進するための機運醸成につながる啓発事業

(交付対象経費及び交付限度額)

第4条 交付金の交付対象経費及び交付金の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象経費
交付事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料
- (2) 交付金の限度額
ア 合併協議会等を構成する市町村の数が3以上の場合
1 協議会につき5,000千円
イ 合併協議会等を構成する市町村の数が2の場合
1 協議会につき3,000千円。ただし、当該協議会に新たに市町村が加わったときは、2,000千円を追加して交付することができる。
2 前項第2号の規定にかかわらず、交付金の限度額は交付対象経費の総額以下とする。

(交付金の交付申請)

第5条 第2条に掲げる団体で交付事業を実施しようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書（以下「申請」という。）を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは速やかに交付金の交付を決定し、交付事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた交付事業者は、交付金の支払を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求があったときは、交付額の全部について概算払するものとする。

(交付事業の変更等)

第7条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付事業の内容の変更若しくは交付事業に要する経費の配分の変更をし、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の各経費ごとの配分額の20%を超えない額の変更その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第4号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、速やかにその結果を公表するものとする。

(交付金の額の確定)

第10条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 交付事業者は、交付事業が完了した年度の翌年度から5年間、規則第10条に定める書類、帳簿等を保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行し、平成12年度から平成16年度までの間に最初の交付金の交付申請が行われたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

福岡県市町村合併推進特例交付金の概要

交付対象（平成17年3月までに合併した市町村（政令市を含む合併を除く。）
 団 体（ただし、合併前交付は合併議決した合併関係市町村（合併重点支援地域のみ））

交付対象事業 (交付時期)	合併前：合併後の速やかな行政サービスを提供するために必要な事業 (合併議決日から合併日の前日まで)		
	合併後：市町村建設計画等に基づいて実施する事業 (合併日の属する年度及びこれに続く10年間)		
← 各交付対象事業の総事業費 →			
交付対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、 公有財産購入費、負担金補助及び交付金		交付対象外経費 職員給など人件費等
財源構成上の控除財源	国庫支出金、県支出金、 地方債、その他特定財源		一般財源 一般財源

a：単年度交付限度額

① 基本額：5億円＋ 1億円×(市町村数－2)
② 増加人口加算額 ^{※1} 区分に応じ1～5億円

÷ 4
= a

b：各年度の交付事業における交付金充当額の和

交付金 充 当 額	(交付事業例) ○ 基幹系電算統合事業 ○ 県道整備事業（負担金） ○ 庁舎・支所改修事業 ○ 新市記念イベント事業
--------------	--

各交付年度の交付額：a ≥ b の場合は b
 (原則) a < b の場合は a

○ 交付金の交付限度額の特例

(1) **全体の交付限度額の特例**

当該地域の特殊な事情等により特別の配慮が必要と認められる場合に、全体の交付限度額（＝①基本額＋②増加人口加算額）にさらに**特別加算^{※2}**の額を交付することができる。

(2) **単年度の交付限度額の特例**

財政需要の面で特に緊急性の高い交付申請年度に集中して交付金を配分する必要がある場合に、単年度交付限度額を超える必要額を交付することができる。

a < b の場合でも、b とする。

^{注1} 増加人口加算額（2団体合併を除く。）

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

増加人口＝合併後人口－関係市町村の最大人口

^{注2} **特別加算**：1市町村につき5千万円を限度に特別に加算することができる。ただし、2団体合併の場合は、1合併につき5千万円を限度とする。

福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下「合併」という。）に伴い発生する緊急の財政需要について、合併市町村（法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、予算の範囲内において福岡県市町村合併推進特例交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象市町村は、平成17年3月までに合併した市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市を含む合併を除く。以下同じ。）とする。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、合併日の属する年度及びこれに続く10年度までの間に、法第5条第1項に規定する市町村建設計画等に基づいて実施する事業とする。

2 交付金の交付対象経費は、交付事業に要する総事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金として支出する経費とする。

(交付金の限度額)

第4条 交付の期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき5億円を限度額とする。ただし、合併関係市町村（法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）の数が2を超える場合には、5億円にその超える数が1を増すごとに1億円を加えた額とする。

2 前項に定める額（以下「基本額」という。）を超える財政需要があると認められ、かつ、合併関係市町村の数が2を超える場合には、増加人口（合併関係市町村の人口（合併議決日において官報で公示された直近の国勢調査による当該市町村の人口。以下同じ。）の合計から人口の最も多い合併関係市町村の人口を差し引いたものとする。）別の次表の額を限度として加算する。

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

3 交付金は、交付事業が実施される期間において年度毎に交付するものとする。ただし、交付した額の累計額が前2項に規定する限度額に到達する年度までとする。

4 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付事業の交付対象経費（当該額に充当する国庫支出金、県支出金、地方債、その他特定財源等がある場合には、当該交付対象経費から当該特定財源を控除した額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）の額以内とする。ただし、当該額が前2項の規定による交付金の交付総額の限度額を4で除いた額（以下「単年度交付限度額」という。）を超える場合は、この額をもって交付金の額とする。

(交付金の交付限度額の特例措置)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する交付限度額以上に、さらに当該地域の特殊な事情等により特別の配慮が必要と認められる場合には、特別加算として1市町村につき5千万円を限度に特別に加算することができる。ただし、2団体合併の場合は、1合併につき5千万円を限度とする。

2 前条第4項の規定にかかわらず、各交付申請年度において単年度交付限度額を超える財政需要があり、特に緊急性の高い場合は、その額を超えて交付することができる。

(交付金の交付申請)

第6条 第2条に掲げる市町村で交付金を受けようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請があつた場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたとときは、予算の範囲内で速やかに交付金の交付を決定し、その旨を交付事業者に通知するものとする。

(交付事業の内容変更等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付事業の内容の変更若しくは交付事業に要する経費の配分を変更し、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各交付対象事業に係る交付対象経費の額の30%を超えない額の変更その他事業の執行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式

第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、当該年度の交付事業が完了した後に交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(再合併の取扱い)

第14条 合併市町村がこの交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併した場合（以下「再合併」という。）においては、既に交付金の交付対象となった合併と再合併を合わせて1件の合併とみなして、本要綱の規定を適用する。

(合併前交付の特例)

第15条 第3条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村（知事が合併重点支援地域に指定した市町村に限る。）が合併議決日から合併日までに、合併後の速やかな行政サービスを提供するために必要な事業がある場合においては、当該事業を交付対象事業として交付することができ、この場合において、本要綱中「合併市町村」とあるのは「合併関係市町村」と読み替えて適用する。

2 前項の規定により合併関係市町村が交付金の交付を受けて合併した場合、本要綱における合併関係市町村の地位を合併市町村が承継するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年2月17日から施行し、平成14年度の事業から適用する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた合併については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の経過措置が適用される合併市町村に係る
福岡県市町村合併推進特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下「合併」という。）に伴い発生する緊急の財政需要について、合併市町村（法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援するため、予算の範囲内において福岡県市町村合併推進特例交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象市町村は、平成17年3月31日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項又は第3項の規定による申請を行い、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に合併した市町村とする。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、合併が行われた日（以下「合併日」という。）の属する年度及びこれに続く10年度までの間に、法第5条第1項に規定する市町村建設計画等に基づいて実施する事業とする。

2 交付金の交付対象経費は、交付事業に要する総事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金として支出する経費とする。

(交付金の限度額)

第4条 交付の期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき5億円を限度額とする。ただし、合併関係市町村（法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）の数が2を超える場合には、5億円にその超える数が1を増すごとに1億円を加えた額とする。

2 前項に定める額（以下「基本額」という。）を超える財政需要があると認められ、かつ、合併関係市町村の数が2を超える場合には、増加人口（合併関係市町村の人口（合併議決日において官報で公示された直近の国勢調査による当該市町村の人口。以下同じ。）を集計したものから人口の最も多い合併関係市町村の人口を差し引いたものとする。）別の次の表の額を限度として加算する。

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

3 交付金は、交付事業が実施される期間において年度毎に交付するものとする。ただし、交付した額の累計額が前2項に規定する限度額に到達する年度までとする。

4 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付事業の交付対象経費（当該額に充当する国庫支出金、県支出金、地方債、その他特定財源等がある場合には、当該交付対象経費から当該特定財源を控除した額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）の額以内とする。ただし、当該額が第1項及び第2項の規定による交付金の交付総額の限度額を5で除した額（以下「単年度交付限度額」という。）を超える場合は、この額をもって交付金の額とする。

(交付金の交付限度額の特例措置)

第5条 前条第4項の規定にかかわらず、各交付申請年度において単年度交付限度額を超える財政需要があり、特に緊急性の高い場合は、その額を超えて交付することができる。

(交付金の交付申請)

第6条 第2条に掲げる市町村で交付金を受けようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請があつた場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で速やかに交付金の交付を決定し、その旨を交付事業者に通ずるものとする。

(交付事業の内容変更等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付事業の内容の変更若しくは交付事業に要する経費の配分を変更し、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ様式第2号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各交付対象事業に係る交付対象経費の額の30%を超えない額の変更その他事業の執行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3

号による実績報告書を知事に提出しななければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、当該年度の交付事業が完了した後に交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(再合併の取扱い)

第14条 合併市町村がこの交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併した場合（以下「再合併」という。）においては、既に交付金の交付対象となった合併と再合併を合わせて1件の合併とみなして、本要綱の規定を適用する。

(合併前交付の特例)

第15条 第3条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村（知事が合併重点支援地域に指定した市町村に限る。）が合併議決日から合併日までに、合併後の速やかな行政サービスを提供するために必要な事業がある場合においては、当該事業を交付対象事業として交付することができる。この場合において、本要綱中「合併市町村」とあるのは「合併関係市町村」と読み替えて適用する。

2 前項に規定する交付対象事業を実施する合併関係市町村が合併した場合、本要綱における当該合併関係市町村の地位を合併市町村が承継するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年5月24日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた合併については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県市町村合併支援本部設置要綱

(目的)

第1条 市町村の自主的な合併の円滑化を図り、合併に向けた取組への支援等を総合かつ効果的に実施するため、福岡県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村合併の支援方策に係る企画、立案に関すること。
- (2) 合併市町村に係る総合的支援に関すること。
- (3) その他市町村合併の円滑化に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、会務を総理し、支援本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は知事を、副本部長は企画・地域振興部（市町村支援課）を担当する副知事を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第4条 支援本部に支援本部の事務を補助させるため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会議を招集し、これを主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 幹事長は企画・地域振興部長を、副幹事長は企画・地域振興部次長を、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第5条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 支援本部の庶務は、企画・地域振興部市町村支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年6月5日から施行する。
- 2 福岡県市町村合併支援連絡会議設置要綱等の廃止
福岡県市町村合併支援連絡会議設置要綱（平成13年1月31日施行）及び福岡県市町村合併支援連絡会議ワーキングチーム設置要綱（平成13年2月9日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

教育長	警察本部長	総務部長	企画・地域振興部長	新社会推進部長
保健医療介護部長	福祉労働部長	環境部長	商工部長	農林水産部長
建築都市部長				

別表2（第4条関係）

総務部行政経営企画課長	企画・地域振興部総合政策課長
企画・地域振興部市町村支援課長	
新社会推進部社会活動推進課長	保健医療介護部保健医療介護総務課長
福祉労働部福祉総務課長	環境部環境政策課長 商工部商工政策課長
農林水産部農林水産政策課長	県土整備部企画交通課長 建築都市部建築都市総務課長
教育庁教育企画部企画調整課長	警察本部総務部総務課長 警察本部警務部警務課長

福岡県市町村合併支援連絡調整会議設置要綱

別表（第3条関係）

所 属		職 名
企 画 ・ 地 域 振 興 部	市 町 村 支 援 課	課長補佐 企画主幹
総 務 部	行 政 経 営 課	企画主幹又は これに相当する 職の職員 (各1名)
企 画 課	企 画 策 進 課	
新 保 福 商 農 林 県 建 教 警	社 会 推 進 部	
健 康 社 会 推 進 部	医 療 保 健 部	
祉 境 工 水 産 部	福 境 工 水 産 部	
境 工 水 産 部	環 境 部	
林 土 産 部	商 業 部	
県 土 産 部	農 業 部	
建 築 部	企 画 部	
教 育 庁	都 道 市 町 村 企 画 部	
警 察 本 部	警 務 部	

- (設置)
- 第1条 県内市町村における合併の取組への支援が円滑に実施されるように、県各部各課間の連絡調整を行う組織として、福岡県合併支援本部設置要綱第5条の規定に基づき福岡県市町村合併支援連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。
- (所掌事務)
- 第2条 連絡調整会議の所掌事務は、以下に掲げるとおりとする。
- (1) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第3項に規定する合併市町村基本計画の作成又は変更に係る協議及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項に規定する市町村建設計画の変更に係る協議における内容の調整
- (2) 合併に関する各種相談への対応その他市町村合併支援についての連絡調整
- (組織)
- 第3条 連絡調整会議は、別表の所属欄に掲げる課の職名欄に掲げる職の職員をもって構成する。
- 2 連絡調整会議に総括者及び副総括者を置き、それぞれ市町村支援課の構成員をもって充てる。
- (会議)
- 第4条 連絡調整会議は、総括者が招集し、これを主宰する。
- 2 会長に事故がある場合は、副総括者がその職務を代行する。
- (専門部会)
- 第5条 連絡調整会議は、必要に応じて、所掌事務の一部について協議するための専門部会を設置することができる。
- (庶務)
- 第6条 連絡調整会議の庶務は、企画・地域振興部市町村支援課において処理する。
- (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が別に定める。
- 附 則
この要綱は、平成15年8月8日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成18年4月6日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年5月12日から施行する

市町村合併支援本部等の開催状況

	合併支援本部		合併支援本部幹事会		連絡調整会議	
13	H13. 6. 5 H14. 1. 29	第 1 回会議 第 2 回会議	H13. 9. 20 H14. 1. 28	第 1 回会議 第 2 回会議		
14			H14. 5. 27 H14. 11. 19	第 3 回会議 第 4 回会議		
15	H15. 11. 14 H16. 1. 19 H16. 3. 25	第 3 回会議 第 4 回会議 第 5 回会議			H15. 8. 27 H15. 9. 23 H15. 10. 23 H15. 11. 10 H15. 11. 28 H16. 1. 7 H16. 2. 24	第 1 回会議 第 2 回会議 第 3 回会議 第 4 回会議 第 5 回会議 第 6 回会議 第 7 回会議
16	H16. 4. 13 H16. 5. 27 H16. 7. 28 H16. 9. 2 H16. 10. 14 H16. 11. 29 H16. 12. 22 H17. 1. 20 H17. 2. 23	第 6 回会議 第 7 回会議 第 8 回会議 第 9 回会議 第10回会議 第11回会議 第12回会議 第13回会議 第14回会議			H16. 4. 8 H16. 5. 21 H16. 7. 22 H16. 8. 27 H16. 10. 12 H16. 11. 25 H16. 12. 17 H17. 1. 18 H17. 2. 18 H17. 3. 28	第 8 回会議 第 9 回会議 第10回会議 第11回会議 第12回会議 第13回会議 第14回会議 第15回会議 第16回会議 第17回会議
17	H17. 6. 6 H17. 12. 1	第15回会議 第16回会議			H17. 4. 19 H17. 9. 14 H17. 10. 12 H17. 11. 28 H18. 1. 16 H18. 1. 26	第18回会議 第19回会議 第20回会議 第21回会議 第22回会議 第23回会議
18	H18. 7. 31	第17回会議	H18. 7. 20	第 5 回会議	H18. 4. 21	第24回会議
19	H20. 2. 7	第18回会議			H19. 12. 13 H20. 2. 1 H20. 3. 12	第25回会議 第26回会議 第27回会議
20					H20. 5. 20 H20. 6. 30 H20. 9. 4	第28回会議 第29回会議 第30回会議

4 合併新法下での福岡県の取組関係

福岡県市町村合併推進審議会条例

平成17年 7 月 4 日

福岡県条例第45号

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数の者の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※「福岡県市町村合併推進審議会条例を廃止する条例」（平成22年6月28日福岡県条例第21号）により廃止

福岡県市町村合併推進審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県市町村合併推進審議会条例（平成17年福岡県条例第45号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、福岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議の議題又は事項を委員に通知しなければならない。

2 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合においては、年長の委員が会議を招集する。

(委員の欠席通知)

第3条 委員は、病気その他の事由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開する。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会に諮って会議を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開することにより、特定の個人情報明らかになる場合
 - (2) 会議を公開することにより、法人その他の団体の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
 - (3) 会議を公開することにより、調査審議に支障を生ずるおそれがある場合
 - (4) 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるとして認められる場合
- 2 会議の公開は、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- 3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録の作成)

第5条 会議を開いた場合は、次に掲げる事項について記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者及び欠席者の氏名
 - (3) 議題及び議事の経過
 - (4) その他必要な事項
- 2 会議録は、議事の要点を記録するものとし、会長が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第6条 第4条第1項の規定は、会議録及び会議資料の公開について準用する。

- 2 会議、会議録又は会議資料の公開・非公開にかかわらず、会議の議事の概要（以下「議事概要」という。）を公開するものとする。
- 3 会議録、会議資料及び議事概要の公開は、ホームページへの掲載等の方法により行う。
- 4 前項の規定により公開する会議録及び議事概要においては、発言者の氏名は明らかにしないものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月18日から施行する。

福岡県市町村合併推進審議会の会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県市町村合併推進審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、福岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 会議の傍聴者は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴者（以下「一般傍聴者」という。）とする。

2 会議の一般傍聴者の定員は、会議の会場の規模に応じて、会長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の30分前から、会議の会場において行う。ただし、一般傍聴者にあつては、傍聴しようとする者の数が、一般傍聴者の定員に達し次第、受付を終了する。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿（様式第1号）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を、一般傍聴者は、一般傍聴者受付簿（様式第2号）に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第6条ただし書の規定により会長の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴者に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の会場において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。

(5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(6) 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにしておくこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(録音、録画及び写真撮影等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議の会場において、録音、録画及び写真撮影等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会長の指示)

第7条 傍聴者は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、運営規程第4条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会長は、会議の会場の秩序を維持し、会議の円滑な運営を確保するため、傍聴に関し必要な措置をとることができる。

附 則

この規程は、平成17年8月18日から施行する。

福岡県市町村合併推進審議会委員名簿

氏 名	職 業 等	在任期間
かわかみ こうじろう 川上 宏二郎	(学識経験者) 西南学院大学名誉教授	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
せいいち ともこ 勢一 智子	(学識経験者) 西南学院大学法学部教授	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
やまさき りゅうじ 山崎 隆治	(学識経験者) 元西日本新聞論説委員長	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
やまもと ともこ 山本 智子	(団体推薦) 弁護士	H17.8.18～H19.8.17
ふるや よしえ 古屋 令枝	(団体推薦) 弁護士	H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
たにぐち みか 谷口 美香	(団体推薦) 公認会計士	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31
まつふじ としひこ 松藤 敏彦	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H17.8.18～H18.4.18
うえむら としみつ 植村 敏満	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H18.6.8～H19.3.20
たなか いくぞう 田中 郁三	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H19.3.20～H19.8.17 H19.9.6～H20.1.8
ふじき きとし 藤木 智	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H20.1.9～H21.9.5
かねみつ いさお 金光 功	(団体推薦) 日本青年会議所九州地区 福岡ブロック協議会会長	H21.10.28～H22.3.31
もりもと ひろし 森本 廣	(経済団体) 福岡経済同友会常任幹事 事務局長	H17.8.18～H19.8.17 H19.9.6～H21.9.5 H21.9.6～H22.3.31

福岡県市町村合併推進審議会の開催状況等

- 市町村の合併の特例等に関する法律(現行法)の施行(平成 17 年 4 月 1 日)
- **第1回審議会(平成 17 年 8 月 18 日)**
 - ・ 審議会の運営方法について
 - ・ アンケート調査の実施について
- **第2回審議会(平成 17 年 10 月 19 日)**
 - ・ アンケート調査の結果について
 - ・ 生活圏域等に関する調査について
- **第3回審議会(平成 17 年 11 月 30 日)**
 - ・ 合併推進構想に関する答申(案)の方向性について
- **第4回審議会(平成 18 年 1 月 23 日)**
 - ・ 合併推進構想に関する答申(案)の概要について
- **第5回審議会(平成 18 年 3 月 23 日)**
 - ・ 合併推進構想に関する答申(案)について
- **第6回審議会(平成 18 年 3 月 30 日) → 知事への答申**
 - ・ 合併推進構想に関する答申について
- 福岡県市町村合併推進構想策定(平成 18 年 4 月 25 日)
- 豊前市及び吉富町への合併協議会設置勧告(平成 19 年 2 月 26 日)
- 審議会委員改選(2期目)(平成 19 年 9 月 6 日))
- **第7回審議会(平成 20 年 1 月 16 日)**
 - ・ 合併推進構想の一部変更について(糸島地区の追加)
- 審議会委員改選(3期目)(平成 21 年 9 月 6 日))
- **第8回審議会(平成 22 年 3 月 29 日)**
 - ・ 福岡県の市町村合併の状況について
 - ・ 法改正後の取組について
- 市町村の合併の特例等に関する法律(現行法)の一部改正(平成 22 年 4 月 1 日)

福岡県の市町村合併推進構想に関する答申（概要）

平成 18 年 3 月 30 日

第1 市町村合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の望ましい姿

- 市町村は、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対処できる職員集団と十分な権限と財政基盤を有し、福祉やまちづくりなど住民に身近な事務については「自己決定・自己責任」によって処理できるような体制にすべき
- 市町村は、それぞれが豊かな個性をもち、多様性のある地域を形成することが必要
- 県は、市町村の規模・能力に応じて事務や権限を移譲し、住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体が処理できるような体制づくりを支援することが必要

2 市町村合併の現況と必要性

- 生活圏域に比べて行政区域が非常に狭い市町村、人口 1 万未満の市町村がある。
- 厳しい財政事情の下で、地方分権の進展、少子高齢化の進行などの課題に適切に対応し、住民サービスの維持・向上を図るために、市町村合併は極めて有効な手段
- 市町村合併は地域の将来等に大きな影響を及ぼすことから、自主的に進められることが必要

3 市町村合併の推進に当たった際の県の役割

- 地域の実情を熟知した広域自治体である県の役割は重要であり、市町村が合併協議を始めるよう機運を醸成することが必要
- 市町村における合併協議の状況等を十分踏まえつつ、合併新法に基づく知事の権限である合併協議会設置の勧告権等を積極的に活用することが求められる。

第2 本県市町村の現況及び将来の見通し

1 市町村の行政運営の現況

- 平成 17 年 4 月 1 日現在の 83 市町村（政令指定都市を除く。）の行政組織を調査
 - 市町村の組織体制
 - 人口 1 万未満の市町村は人口 3 万～5 万未満の市町村と比較して約半数の課で組織
 - 企画政策、情報化など、今後更に強化が望まれる部門については、人口規模が大きい市町村ほど専任の課、係を設置
 - 土木技師等の専門職員は、小規模な市町村ほど配置されていない。

○ 行政運営の効率性

- 人口千人当たりの職員数は、人口規模の大きい市町村の方が少なく、特に、人口 3 万～5 万未満の市町村は、人口 1 万未満の市町村と比較して半分以下の職員数

2 市町村財政の状況

- 合併旧法の下で合併をしていない 52 市町村（政令指定都市を除く。）を調査
 - 経常収支比率は人口規模に関係なく上昇し、財政構造の硬直化が進行
 - 財政力指数は人口規模が大きいほど高く、人口一人当たり歳出額は人口規模が大きいはほど少額となる傾向がある。この傾向は、人口規模が 3 万になるまでの間は特に顕著
 - 平成 17 年度から 5 年間の財政収支試算では、市町村はますます厳しい財政運営を強いられると思われる。

1 と 2 で述べたように、人口規模に着目すると、人口 3 万未満の市町村においては、組織体制、行政運営の効率性及び財政運営の観点から、合併により更に規模を拡大することが望ましい。

3 人口及び高齢化の今後の見通し

- 平成 18 年 3 月 31 日現在の 67 市町村（政令指定都市を除く。）を対象に、平成 17 年の国調人口（速報値）を基に平成 42 年の人口と高齢化率を推計
 - 人口減少社会の到来
 - 人口の少ない市町村ほど人口減少率が高い傾向があり、特に人口 1 万未満の市町村の人口減少は顕著
 - 高齢化の進行
 - 平成 12 年国調と比較するとすべての市町村で高齢化が進行するが、人口の少ない市町村ほど高齢化率が高くなる傾向がある。

4 生活圏域の状況

- 生活圏域の拡大と行政区域
 - モータリゼーションの飛躍的な進展、就業構造の変化や高校進学率の向上による通勤・通学者の増加と広域化など、住民の生活圏域が拡大
- 生活圏域の現況
 - 通勤・通学圏、こみ、し尿の処理や消防・救急の事務など住民の日常生活に密接した事務の共同処理の状況など 49 項目のデータを統計的に処理した結果や現在の郡域を考慮すると、複数の市町村から構成される 18 生活圏域が得られた。
 - 18 生活圏域は、県が平成 12 年に策定した「福岡県市町村合併推進要綱」で示した旧郡単位からなる合併パターンとほぼ一致している。

第3 合併推進が望まれる地域等

1 合併推進に当たった考え方

- ・平成12年の合併パターンや生活圏域、市町村の人口規模、事務の共同処理の状況等を考慮すると、合併推進が望まれる地域がある。
- ・県は、合併推進が望まれる地域において、人口3万未満の市町村の合併、なかでも規模・能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併を推進するとともに、合併後の市町村が、より自立した行政主体となるよう、できる限り大きな枠組みで合併が進められるようにすることが必要
- ・県は、合併推進が望まれる地域に対して、合併協議が進められるよう積極的に働きかけるようにすべき。そして、合併協議が始まるなど合併に対する熱度の高まった市町村から順次、構想対象市町村に位置付けることが適当であり、地域の実情に応じて、段階的に合併を進めていくことも考えられる。

2 合併推進が望まれる地域

合併推進が望まれる地域は、次のとおりである。

- 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
 - ・人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
 - ・生活圏の結びつきは、古賀市、新宮町と宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町に大別されており、古賀市と新宮町に関しては、JR鹿児島本線や国道3号でつながる福津市・宗像市との合併も考えられる。
- 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
- 旧鞍手郡地域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
- 旧嘉穂郡地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）
 - ・当地域では、飯塚市と嘉麻市が誕生したが、今後は、人口3万未満の桂川町の合併を推進することが望まれる。
- 旧朝倉郡地域（朝倉市、筑前町、東峰村）
 - ・当地域では、三つに分かれて合併が行われたが、なお、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
- 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であり、ごみ、し尿の処理及び消防・救急の事務を共同処理するなど、地域としての一体性が強いいため、合併を推進することが望まれる。
- 旧三井郡地域（小郡市、大刀洗町）
 - ・両市町と旧三井郡を構成していた北野町は久留米市と合併

- ・人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
- 旧三潞郡地域（大川市、大木町）
 - ・両市町と旧三潞郡を構成していた三潞町及び城島町は久留米市と合併
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であり、また、両市町の中心部を通る国道442号に沿って市街地が形成されるなど、地域的な結びつきも強いいため、合併を推進することが望まれる。
 - ・なお、国道442号に沿った地理的なつながりのある旧八女郡を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
 - ・人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが望まれる。
 - ・なお、隣接する大川市・大木町を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
- 旧京都郡地域（行橋市、荻田町、みやこ町）
 - ・一部合併が進んだが、人口3万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。
- 旧築上郡地域（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが望まれる。

第4 構想対象市町村の組合せ等

1 構想対象市町村の考え方

- ・構想対象市町村に位置付けるに当たっては、合併旧法の下で市町村の合併を行った経緯や合併に対する熱度の高まり等を総合的に勘案することが必要
- ・県は、順次、構想対象市町村を追加・変更できるよう、合併の環境を整えていくことが適当

2 合併協議会設置勧告等の積極的活用

- ・合併協議会の設置を促進し、合併協議が円滑に進み、合併の実現に至るようにするため、合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告及びあせん又は調停を必要に応じて積極的に活用する。

3 構想対象市町村の組合せ

現時点での構想対象市町村の組合せとしては、次の地域が考えられる。

- 八女市、上陽町
- 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村

- ・八女市及び上陽町は、県に対し、平成18年10月に八女市が上陽町を編入合併することを申請しており、構想対象市町村に位置付けることが適当
- ・八女市郡の1市2町2村は、2町2村から市に対して編入合併の申入れをしており、合併研究会を設置して、情報交換等を行っているため、構想対象市町村に位置付けることが適当
- ・八女地域の歴史や生活圏域等を考慮すると、これらの合併を旧八女郡の先行合併として位置付けることが適当であり、今後、旧八女郡において、合併が進められることが望ましい。また、国道442号に沿った地理的なつながりのある大川市・大木町を含む広い地域で合併が進められることも考えられる。
- 瀬高町、山川町、高田町
- ・3町は、平成19年1月に「みやま市」として新設合併することを県に申請しており、構想対象市町村に位置付けることが適当
- 豊前市、吉富町
- ・豊前市が平成17年11月に吉富町に合併協議の申し入れを行い、両市町の執行部において平成18年1月から合併に関する勉強会が実施されるなど、合併に向けた機運が高揚しつつある。
- ・生活圏域としては、豊前市、吉富町、上毛町及び築上町が一つとなっているが、上毛町及び築上町は合併を行ったばかりであり、新町としての一体性を確立することが急務であると考えられるため、現時点では、豊前市及び吉富町を構想対象市町村に位置付けることが適当

このほか、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町の地域では、一部の町から合併推進の動きが起こっており、今後、県は、6町の間で合併協議を行おうとする動きの具体化を図り、構想対象市町村に位置付けることが適当

また、特に人口1万未満の市町村が含まれる地域には、県から合併協議が進められるよう積極的に働きかけ、早期に構想対象市町村に位置付けていくことが望ましい。

第5 市町村合併を推進するために必要な措置

県においては、更に合併を推進するため、特に構想対象市町村を中心に、次のような措置を講ずることが求められる。

- 1 市町村への助言、情報提供等
- 2 市町村合併支援プランの策定
- 3 福岡県市町村合併支援本部を引き続き設置

地方分権型社会への転換、急速な少子高齢化の進行、住民の生活圏域の拡大等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中、市町村は、地方分権の担い手にふさわしい基礎自治体として、個性豊かで活力に満ちた地域を実現し得る経営基盤の構築が求められています。市町村合併は、こういった要請に応える極めて有効な手段であります。

福岡県市町村合併推進構想

平成 11 年 7 月に改正された「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号。以下「旧法」という。）の下、市町村合併は全国的に進展し、平成 11 年 3 月末に 3,232 あった市町村は、平成 18 年 3 月末には 1,821 にまで減少しました。本県におきましても、平成 15 年 3 月末に 97 あった市町村は、平成 18 年 3 月末には 69 にまで減少し、一定程度合併が進展しました。

一方、国においては、地域ごとの合併の進捗状況に差異が見られることから、市町村が地方分権や少子高齢社会等に対応し、より効果的で効率的な行財政運営を実現していくため、引き続き自主的な市町村の合併を積極的に推進する必要があるとして、平成 17 年 4 月 1 日に「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号。以下「新法」という。）が施行されました。

この新法において、都道府県は、総務大臣が定める自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定めるものとされ、市町村合併の推進に当たっては都道府県が従来にも増して重要な役割を担うことが求められています。

本県におきましても、新法に基づき「福岡県市町村合併推進審議会」を設置し、6 回にわたる調査・審議を経て行われた同審議会の答申の内容を踏まえ、このたび「福岡県市町村合併推進構想」を策定しました。

県といたしましては、今後、本構想に基づき、地域の将来のあり方について各地域で真摯な検討がなされることを期待するとともに、合併に向けた取組の推進に積極的な役割を果たしてまいります。

平成 18 年 4 月

福岡県

目 次

第 1 市町村合併の推進に関する基本的な事項	
1 市町村の望ましい姿	1
(1) 地方分権型社会における基礎自治体	2
地方分権型社会を創造していくためには、福祉やまちづくりなど住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体である市町村において、「自己決定・自己責任」によって処理していくことが求められている。	2
そのためには、市町村はより自立性を高め、高度化・多様化する行政ニーズの確に対処できる専門的な職種を含む職員集団と十分な権限と財政基盤を有する必要がある。	3
(2) 多様性のある地域の形成	4
市町村が地方分権の担い手にふさわしい高い行政能力を備え、知恵を出し、創意工夫を凝らしたまちづくりを展開することによって、それぞれの地域が豊かな個性をもち、多様性のある地域が形成されていくことになると思われる。	5
また、政令指定都市周辺の市町村においては、政令指定都市の活力を取り込みつつ自立した都市として機能を強化することが望ましい。	6
そして、それぞれの地域がお互いに競い合うことで、県全体としての活力を生み出し、新しい時代を切り開いていく原動力になると考えられる。	7
(3) 県の役割の変化	9
広域自治体である県は、市町村の規模・能力に応じて事務や権限を移譲し、住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体が処理できるような体制づくりを支援していく必要がある。	9
そして、県は、住民に身近な事務を自立的に担う基礎自治体の存在を前提として、広域にわたる事務に重点をおいて責任を果たしていくこととなり、市町村に対する補完機能が縮小していくと考えられる。	9
1 市町村への助言、情報提供等	11
2 市町村合併支援プランの策定	11
3 福岡県市町村合併支援本部による総合的かつ効果的な支援	11
資 料	12

第 1 市町村合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の望ましい姿	1
(1) 地方分権型社会における基礎自治体	2
地方分権型社会を創造していくためには、福祉やまちづくりなど住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体である市町村において、「自己決定・自己責任」によって処理していくことが求められている。	2
そのためには、市町村はより自立性を高め、高度化・多様化する行政ニーズの確に対処できる専門的な職種を含む職員集団と十分な権限と財政基盤を有する必要がある。	3
(2) 多様性のある地域の形成	4
市町村が地方分権の担い手にふさわしい高い行政能力を備え、知恵を出し、創意工夫を凝らしたまちづくりを展開することによって、それぞれの地域が豊かな個性をもち、多様性のある地域が形成されていくことになると思われる。	5
また、政令指定都市周辺の市町村においては、政令指定都市の活力を取り込みつつ自立した都市として機能を強化することが望ましい。	6
そして、それぞれの地域がお互いに競い合うことで、県全体としての活力を生み出し、新しい時代を切り開いていく原動力になると考えられる。	7
(3) 県の役割の変化	9
広域自治体である県は、市町村の規模・能力に応じて事務や権限を移譲し、住民に身近な事務については、できる限り基礎自治体が処理できるような体制づくりを支援していく必要がある。	9
そして、県は、住民に身近な事務を自立的に担う基礎自治体の存在を前提として、広域にわたる事務に重点をおいて責任を果たしていくこととなり、市町村に対する補完機能が縮小していくと考えられる。	9
1 市町村への助言、情報提供等	11
2 市町村合併支援プランの策定	11
3 福岡県市町村合併支援本部による総合的かつ効果的な支援	11

2 市町村合併の現況と必要性

(1) 市町村合併の現況

平成17年3月末に法期限を迎えた旧法の下で、県内の各地域において市町村の合併に向けた自主的な取組が行われたところである。その結果、関係者の真摯な取組により、平成15年3月31日に97あった市町村は、平成18年3月31日には69市町村となり、一定程度合併が進んだところである。

しかしながら、合併の進捗度には地域ごとに差異が生じており、住民の生活圏域に比べて行政区域が非常に狭いと思われる市町村や人口1万未満の市町村も存在する。

(2) 市町村合併の推進の必要性

市町村は、厳しい財政事情の下で、地方分権の進展、少子高齢化の進行、住民ニーズの高度化・多様化などの課題に適切に対応するとともに、住民サービスの維持・向上を図っていくことが求められている。このような要請に応えるために、広域連合等による事務の共同処理も考えられるが、意思決定の早さ、他の事務事業との連携等を考慮すると、市町村合併は極めて有効な手段である。

(3) 自主的合併の推進

市町村合併は、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼすことから、関係市町村の間で十分な議論を尽くし、合意を得ながら進められる必要がある。

3 市町村合併の推進に当たっての県の役割

市町村合併は、市町村の主體的な取組により進められるべきものであるが、その円滑な推進に当たり、地域の実情を熟知した広域自治体である県が果たす役割は重要である。

このため、合併の必要性等について、助言や情報提供・啓発に努め、市町村が合併協議を始めるよう機運を醸成するとともに、合併協議の状況等を十分踏まえつつ、新法に基づく知事の権限である合併協議会設置の勧告権等を積極的に活用することとする。

第2 本県市町村の現況及び将来の見通し

1 市町村の行政運営の現況

現行の地方自治制度では、市町村は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとして、基本的に同じ事務をどの市町村でも処理することが前提となっている。これを踏まえ、市町村の組織体制と行政運営の効率性を見ると、次のような傾向がある。

(1) 市町村の組織体制

平成17年4月1日現在の政令指定都市を除く83市町村の「課」の平均数を比較すると、人口規模が大きくなるにつれて課の数が増加しており、人口1万未満の市町村は、人口3万～5万未満の市町村と比較すると、約半数の課から構成され、同一の課で多くの業務を担当していることがうかがえる(資料1)。また、企画政策、情報化、法制執務、女性政策、介護福祉など、これから更に強化が望まれる部門について比較すると、人口規模が大きい市町村ほど専任の課・係が設置されている(資料2)。

さらに、土木技師等の専門職員については、小規模な市町村ほどその確保が難しく、人口1万未満の多くの市町村では、配置がなされていない(資料3)。

行政サービスがますます高度化・多様化する中にあって、日々生起する諸課題に的確かつ迅速に対処し、適切な政策を立案していくためには、職員の能力を高め、特定行政分野については専門職員を確保するなど、行政を支える職員集団の政策能力を高めることが不可欠であるが、小規模な市町村では組織体制の整備に限界があると考えられる。

(2) 行政運営の効率性

市町村が同じ事務を処理するために必要とされる職員の数(人口千人当たりの職員数)を比較すると、人口1万未満の市町村では10.8人、人口1万～3万未満の市町村では6.9人、人口3万～5万未満の市町村では4.9人であり、人口規模が大きくなるほど職員数が少なくなる傾向がある。また、市町村の人口規模が3万になるまでの間は職員数が大幅に減少し、人口が3万以上になると緩やかに減少する結果となっており、特に、人口3万～5万未満の市町村は、

人口 1 万未満の市町村と比較して半分以下の職員数となっている（資料 4）。

2 市町村財政の状況

（1）財政の現況

5 2 市町村（平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在の県内市町村のうち、旧法の下で合併した市町村及び政令指定都市を除く。以下同じ。）について人口規模別に比較すると、経常収支比率の推移は、人口規模に関係なく年々上昇傾向にあり、財政構造の硬直化が一段と進んでいる（資料 5）。

財政力指数は、人口規模が大きいほど高くなる傾向があり、人口 3 万以上の人口規模になると 0.5 を超える水準となる（資料 6）。人口一人当たりの歳出額は、人口規模が大きいほど少額となる傾向があり、人口 3 万～5 万未満の市町村では 3 0 万円を下回っている（資料 7）。歳入に占める地方税の割合は、人口規模が大きいほど高くなる傾向があり、人口 3 万～5 万未満の市町村では 3 0 % を超えている（資料 8）。これらの傾向は、人口規模が 3 万になるまでの間は特に顕著である。

（2）財政の将来見通し

地方交付税が平成 1 9 年度以降、毎年 5 % 減少していくことなどを前提として、平成 1 7 年度から 5 年間の財政収支について、平成 1 7 年 6 月に市町村へのヒアリング調査をした結果は、次のとおりである（資料 9）。

平成 1 6 年度末で 5 2 市町村合計の黒字が 1 0 5 億円であったものが、平成 2 1 年度末には、人件費の削減等の歳出削減対策を行ったとしても、7 0 億円の赤字が生じ、積立金現在高は、平成 1 6 年度末の 2,0 3 1 億円から、平成 2 1 年度末には 1,1 4 1 億円にまで減少するなど、市町村はますます厳しい財政運営を強いられると思われる。

市町村は、行政改革の取組を明示した集中改革プランに基づいて、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、定員管理・給与の適正化など歳出削減に取り組むことになる。今後、三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金や地方交付税のあり方が大きく見直されるなど、市町村の財政は大きな転換期を迎えており、各市町村の努力だけでは、財政状況を好転させることが困難な場合も予想され、これまでの自治体運営が維持できなくなるとも懸念される。

1 と 2 で述べたように、人口規模に着目すると、人口 3 万未満の市町村においては、組織体制、行政運営の効率性及び財政運営の観点から、合併により更に規模を拡大することが必要である。

3 人口及び高齢化の今後の見通し

平成 1 8 年 3 月 3 1 日現在の県内市町村（政令指定都市を除く 6 7 市町村）について、平成 1 2 年国勢調査及び平成 1 7 年国勢調査（速報値）を基に平成 4 2 年の人口を調査したところ、次のような傾向が見られる。なお、調査は、少子化対策等の政策効果は考慮しないなどの前提で推計した（資料 10-1）。

（1）人口減少社会の到来

市町村の人口規模別に平成 1 2 年の人口と平成 4 2 年の人口を比較すると、人口規模の小さい市町村ほど人口の減少率が高い傾向にあり、とりわけ人口 1 万未満の市町村において、この傾向が顕著である（資料 10-2）。

（2）高齢化の進行

平成 4 2 年における各市町村の人口に占める生産年齢人口（1 5 歳以上 6 5 歳未満）の割合及び老年人口（6 5 歳以上）の割合を推計し、平成 1 2 年の値と比較すると、すべての市町村において生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加しており、高齢化が更に進行すると予想される（資料 10-3、4）。

また、市町村の人口規模別に見ると、人口の少ない市町村ほど高齢化率が高くなる傾向がある（資料 10-4）。高齢化が進行すると、人口一人当たりの歳出額は高くなり、財政力指数は低くなるという傾向があり（資料 11）、高齢化の更なる進行によって、市町村財政はますます厳しい状況になると考えられる。

4 生活圏域の状況

(1) 生活圏域の拡大と行政区域

県内の市町村は、「昭和の大合併」により形成された市町村の区域をほぼ維持しながら今日に至っている。「昭和の大合併」が行われた昭和30年代から約半世紀を経た今日では、県内自動車登録台数（総数）が5万7千台（昭和30年）から30万8千台（平成14年）と約5.4倍に増加していることに象徴されるように、モータリゼーションの飛躍的な進展を中心とした交通手段の発達と交通網の整備が行われている。また、第一次産業を中心とした就業形態から第三次産業を中心とした就業形態へと就業構造が大きく変化したことや、高校進学率が向上したことによる通勤・通学者の増加と広域化など、住民の生活圏域は昭和30年代当時と比較にならないほどに広範になり、行政区域を越えたものとなっている。

現在、県境を越えた広域行政を研究している市町村もある。県境を越える市町村合併は、関係市町村だけでなく県の総合計画や財政等に大きな影響を及ぼすことがあるため、今後の道州制の議論等を踏まえて、関係する県や市町村の間で十分な議論を進める必要がある。

(2) 生活圏域の現況

通勤・通学圏、ごみ、し尿の処理や消防・救急の事務など住民の日常生活に密接した事務の共同処理の状況など49項目のデータを統計的に処理した結果や現在の郡域を考慮したところ、複数の市町村から構成される18生活圏域が得られた。この生活圏域は、県が平成12年に策定した「福岡県市町村合併推進綱」で示した旧郡単位からなる合併パターンとほぼ一致した内容となっている（資料12）。

第3 合併推進が望まれる地域等

1 合併推進に当たった際の考え方

- 平成12年の合併パターンや生活圏域、市町村の人口規模、事務の共同処理

の状況等を考慮すると、合併推進が望まれる地域がある。

- 合併推進が望まれる地域において、人口3万未満の市町村の合併、なかでも規模・能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併を推進するとともに、合併後の市町村が、より自立した行政主体となるよう、できる限り大きな枠組みで合併を進めていくこととする。
 - 合併推進が望まれる地域に対して、合併協議が進められるよう積極的に働きかけをしていく。そして、合併協議が始まるなど合併に対する熟度の高まった市町村から順次、後述の構想対象市町村に位置付け、地域の実情に応じて、段階的に合併を進めていくことも考えられる。
- #### 2 合併推進が望まれる地域
- 合併推進が望まれる地域は、次のとおりである。
- 旧糟屋郡地域（古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
 - ・人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
 - ・生活圏の結びつきは、古賀市、新宮町と宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町に大別されており、古賀市と新宮町に関しては、JR鹿児島本線や国道3号でつながる福津市・宗像市との合併も考えられる。
 - 旧遠賀郡地域（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
 - 旧鞍手郡地域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。
 - 旧嘉穂郡地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）
 - ・当地域では、飯塚市と嘉麻市が誕生したが、今後は、人口3万未満の桂川町の合併を推進することが必要である。

- 旧築上郡地域（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。

第4 構想対象市町村の組合せ等

- 1 構想対象市町村の考え方

構想対象市町村（新法第59条第1項に規定されている「自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村」）に位置付けるに当たっては、旧法の下で市町村の合併を行った経緯や合併に対する熟度の高まり等を総合的に勘案した。また、順次、構想対象市町村を追加・変更できるよう、合併の環境を整えていくこととする。
- 2 合併協議会設置勧告等の積極的活用

合併協議会の設置を促進し、合併協議が円滑に進み、合併の実現に至るようにするため、合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告及びあせん又は調停を必要に応じて積極的に活用することとする。
- 3 構想対象市町村の組合せ

現時点での構想対象市町村の組合せは、次の地域とする。

- 八女市、上陽町
- 合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村
 - 八女市及び上陽町は、平成18年10月に八女市が上陽町を編入合併することとされているため、構想対象市町村に位置付ける。
 - 八女市郡の1市2町2村は、2町2村から市に対して編入合併の申入れしており、合併研究会を設置して、情報交換等を行っているため、構想対象市町村に位置付ける。

- 旧朝倉郡地域（朝倉市、筑前町、東峰村）
 - ・当地域では、三つに分かれて合併が行われたが、なお、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。
- 旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であり、ごみ、し尿の処理及び消防・救急の事務を共同処理するなど、地域としての一体性が強いいため、合併を推進することが必要である。
- 旧三井郡地域（小郡市、大刀洗町）
 - ・両市町と旧三井郡を構成していた北野町は久留米市と合併した。
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
- 旧三潴郡地域（大川市、大木町）
 - ・両市町と旧三潴郡を構成していた三潴町及び城島町は久留米市と合併した。
 - ・人口3万未満の市町村を含む地域であり、また、両市町の中心部を通る国道442号に沿って市街地が形成されるなど、地域的な結びつきも強いいため、合併を推進することが必要である。
 - ・なお、国道442号に沿った地理的なつながりのある旧八女郡を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧八女郡地域（八女市、筑後市、黒木町、上陽町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
 - ・人口1万未満の市町村を含む地域であるため、合併を推進することが必要である。
 - ・なお、隣接する大川市・大木町を含む広い地域で合併することも考えられる。
- 旧田川郡地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
 - ・一部合併が進んだが、人口1万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。
- 旧京都郡地域（行橋市、荻田町、みやこ町）
 - ・一部合併が進んだが、人口3万未満の市町村を含む地域であるため、更に合併を推進することが必要である。

なお、八女地域の歴史や生活圏域等を考慮すると、これらの合併を旧八女郡の先行合併として位置付けるものであり、今後、旧八女郡において、合併が進められることが望ましい。また、国道442号に沿った地理的なつながりのある大川市・大木町を含む広い地域で合併が進められることも考えられる。

○ 瀬高町、山川町、高田町

3町は、平成19年1月に「みやま市」として新設合併することを県に申請しており、構想対象市町村に位置付ける。

○ 豊前市、吉富町

豊前市が平成17年11月に吉富町に合併協議の申し入れを行い、両市町の執行部において平成18年1月から合併に関する勉強会が実施されるなど、合併に向けた機運が高揚しつつある。

生活圏域としては、豊前市、吉富町、上毛町及び築上町が一つとなっており、上毛町及び築上町は合併を行ったばかりであり、新町としての一体性を確立することが急務であると考えられるため、現時点では、豊前市及び吉富町を構想対象市町村に位置付ける。

○ 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町

宇美町、志免町及び須恵町の3町が、平成18年2月に粕屋町、3月に篠栗町と久山町に、それぞれ合併協議の申し入れを行うなど、6町の間で合併協議に向けた動きが具体化しているため、構想対象市町村に位置付ける。

また、特に人口1万未満の市町村が含まれる地域には、合併協議が進められるよう積極的に働きかけ、早期に構想対象市町村に位置付けることとする。

第5 市町村合併を推進するために必要な措置

市町村合併を更に推進するため、特に構想対象市町村を中心に次の措置を講じる。

1 市町村への助言、情報提供等

市町村の合併の必要性や効果等について、市町村や住民の理解をより一層深め、合併機運を醸成するため、助言や情報提供、広報・啓発に努める。

○ 市町村に対する積極的な助言

○ 市町村や各種団体等が開催する研修会や講演会等に対する講師の派遣、資料の提供等

○ 各種広報媒体やセミナー等の開催を通じた広報・啓発

2 市町村合併支援プランの策定

市町村の合併協議を円滑に進めるとともに、合併市町村の行政能力の向上やまちづくりの推進を図るため、次の内容を盛り込んだ県の市町村合併支援プランを策定し、国の支援措置と連携して、市町村の合併に対する支援を行う。

○ 支援プランの対象市町村

・ 県の市町村合併推進構想に位置付けられた市町村

・ 新法に基づいて合併した市町村

○ 合併支援策の内容

・ 行政的支援（権限移譲の推進、人材育成の支援等）

・ 人的支援（合併協議会や合併協議会事務局への職員派遣等）

・ 財政的支援（市町村合併を支援する新たな交付金制度の創設等）

・ 事業的支援（合併市町村事業の優先的採択や県事業の重点的な実施等）

3 福岡県市町村合併支援本部による総合的かつ効果的な支援

知事を本部長とし各部長等で構成する福岡県市町村合併支援本部については、引き続き設置し、市町村の合併に向けた取組や合併後のまちづくりなどに対する支援を総合的かつ効果的に実施する。

資 料

資料 1 人口規模別課数比較

人口規模	団体数	総務 部門	税務 部門	民生 部門	衛生 部門	農林 水産 部門	商工 部門	土木 部門	その他 部門	合計
1万未満	21	3.2	0.8	1.7	0.8	1.0	0.0	1.0	1.2	9.7
1万～3万	33	3.5	1.0	2.1	0.8	1.3	0.1	1.3	1.1	11.2
3万～5万	13	5.8	1.3	3.0	1.7	1.4	0.5	2.5	1.2	17.4
5万以上	16	11.6	2.0	6.1	3.6	2.3	1.6	5.3	1.3	33.8
合計(平均)	83	5.3	1.2	2.9	1.5	1.4	0.4	2.2	1.2	16.1

(注 1) 人口規模については、平成17年 4 月 1 日時点の83市町村（政令指定都市を除く。）。人口については、平成12年国勢調査による。
(注 2) 平成18年 1 月 1 日現在における調査結果(上毛町関連分のみ平成17年10月 1 日現在)による。
また、数値は市町村の課の数の単純平均である。

資料 2 人口規模別専門分野の設置状況比較

人口規模	団 体 数	企画 政策		情報化		法制 執務		女性 政策		介護 福祉	
		担当	係	担当	係	担当	係	担当	係	担当	係
1万未満	21	61.9%	33.3%	4.8%	85.7%	14.3%	0.0%	100.0%	0.0%	95.2%	4.8%
1万～3万	33	60.6%	39.4%	0.0%	36.4%	60.6%	3.0%	97.0%	12.1%	60.6%	27.3%
3万～5万	13	53.8%	30.8%	15.4%	15.4%	69.2%	15.4%	84.6%	15.4%	7.7%	46.2%
5万以上	16	12.5%	31.3%	56.3%	0.0%	56.3%	37.5%	6.3%	12.5%	43.8%	18.8%
合計	83	42	29	12	32	41	10	73	9	61	14

(注 1) 人口規模については、平成17年 4 月 1 日時点の83市町村（政令指定都市を除く。）。人口については、平成12年国勢調査による。
(注 2) 平成18年 1 月 1 日現在における調査結果(上毛町関連分のみ平成17年10月 1 日現在)による。
(注 3) 単位未満の数値を四捨五入しているため、計が100%とならない場合がある。

資料 3 専門職員の配置状況

1 土木技師の配置状況

人口規模	市町村数	0 名		1 ～ 2 名		3 ～ 5 名		6 ～ 10 名		11 名以上	
		市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%
1万未満	21	16	76.2	2	9.5	2	9.5	1	4.8	0	0.0
1万～2万	24	12	50.0	3	12.5	2	8.3	5	20.8	2	8.3
2万～3万	9	3	33.3	0	0.0	1	11.1	3	33.3	2	22.2
3万～5万	13	3	23.1	0	0.0	0	0.0	3	23.1	7	53.8
5万以上	16	5	31.3	0	0.0	1	6.3	0	0.0	10	62.5
合 計	83	39	47.0	5	6.0	6	7.2	12	14.5	21	25.3

資料 1 人口規模別課数比較 ----- 1 2

資料 2 人口規模別専門分野の設置状況比較 ----- 1 2

資料 3 専門職員の配置状況 ----- 1 2

資料 4 人口千人当たりの職員数（一般行政職員） ----- 1 4

資料 5 経常収支比率の推移 ----- 1 5

資料 6 財政力指数 ----- 1 6

資料 7 人口一人当たりの歳出額 ----- 1 7

資料 8 歳入に占める地方税の割合 ----- 1 8

資料 9 財政収支試算（普通会計）の概要 ----- 1 8

資料 1 0 市町村の人口推計 ----- 2 1

資料 1 1 高齢化率と財政状況 ----- 2 3

資料 1 2 生活圏域の現況 ----- 2 4

用語集 ----- 2 5

2 建築技師の配置状況

人口規模	市町村数	0 名		1 ～ 2 名		3 ～ 5 名		6 ～ 10 名		11 名以上	
		市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%
1 万未満	21	19	90.5	2	9.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1 万～2 万	24	19	79.2	2	8.3	3	12.5	0	0.0	0	0.0
2 万～3 万	9	6	66.7	1	11.1	2	22.2	0	0.0	0	0.0
3 万～5 万	13	3	23.1	4	30.8	6	46.2	0	0.0	0	0.0
5 万以上	16	4	25.0	2	12.5	4	25.0	4	25.0	2	12.5
合 計	83	51	61.4	11	13.3	15	18.1	4	4.8	2	2.4

3 農林水産技師の配置状況

人口規模	市町村数	0 名		1 ～ 2 名		3 ～ 5 名		6 ～ 10 名		11 名以上	
		市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%
1 万未満	21	18	85.7	3	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1 万～2 万	24	20	83.3	1	4.2	3	12.5	0	0.0	0	0.0
2 万～3 万	9	5	55.6	1	11.1	3	33.3	0	0.0	0	0.0
3 万～5 万	13	7	53.8	1	7.7	4	30.8	1	7.7	0	0.0
5 万以上	16	9	56.3	1	6.3	1	6.3	3	18.8	2	12.5
合 計	83	59	71.1	7	8.4	11	13.3	4	4.8	2	2.4

4 栄養士の配置状況

人口規模	市町村数	0 名		1 ～ 2 名		3 ～ 5 名		6 ～ 10 名		11 名以上	
		市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%
1 万未満	21	18	85.7	2	9.5	1	4.8	0	0.0	0	0.0
1 万～2 万	24	17	70.8	6	25.0	1	4.2	0	0.0	0	0.0
2 万～3 万	9	4	44.4	5	55.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3 万～5 万	13	5	38.5	6	46.2	1	7.7	1	7.7	0	0.0
5 万以上	16	2	12.5	11	68.8	1	6.3	2	12.5	0	0.0
合 計	83	46	55.4	30	36.1	4	4.8	3	3.6	0	0.0

5 保健師・助産師の配置状況

人口規模	市町村数	0 名		1 ～ 2 名		3 ～ 5 名		6 ～ 10 名		11 名以上	
		市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%
1 万未満	21	3	14.3	12	57.1	6	28.6	0	0.0	0	0.0
1 万～2 万	24	1	4.2	6	25.0	16	66.7	1	4.2	0	0.0
2 万～3 万	9	0	0.0	0	0.0	8	88.9	1	11.1	0	0.0
3 万～5 万	13	0	0.0	0	0.0	3	23.1	8	61.5	2	15.4
5 万以上	16	1	6.3	0	0.0	1	6.3	9	56.3	5	31.3
合 計	83	5	6.0	18	21.7	34	41.0	19	22.9	7	8.4

6 司書（補）・学芸員（補）の配置状況

人口規模	市町村数	0 名		1 ～ 2 名		3 ～ 5 名		6 ～ 10 名		11 名以上	
		市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%	市町村数	%
1 万未満	21	16	76.2	5	23.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1 万～2 万	24	14	58.3	9	37.5	1	4.2	0	0.0	0	0.0
2 万～3 万	9	5	55.6	2	22.2	2	22.2	0	0.0	0	0.0
3 万～5 万	13	5	38.5	3	23.1	4	30.8	1	7.7	0	0.0
5 万以上	16	6	37.5	3	18.8	3	18.8	2	12.5	2	12.5
合 計	83	46	55.4	22	26.5	10	12.0	3	3.6	2	2.4

(注 1) 1 ～ 6 については、人口規模は、平成 17 年 4 月 1 日時点の 83 市町村（政令指定都市を除く。）。

人口については、平成 12 年国勢調査による。

(注 2) 数値については、総務省「平成 17 年度地方公共団体定員管理調査」による。

(注 3) 単位未満の数値を四捨五入しているため、計が 100% とならない場合がある。

資料 4 人口千人当たりの職員数（一般行政職員）

人口規模	人口千人当たりの職員数（人）
人口 1 万未満	1 0 . 8
人口 1 万～3 万未満	6 . 9
人口 3 万～5 万未満	4 . 9
人口 5 万以上	4 . 8

(注 1) 人口規模については、平成 17 年 4 月 1 日時点の 83 市町村（政令指定都市を除く。）。人口

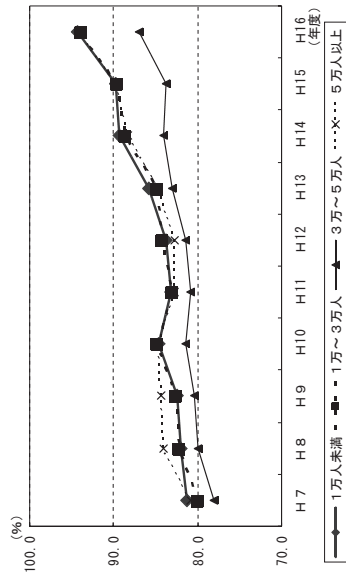
については、平成 12 年国勢調査による。

(注 2) 人口千人当たりの職員数は、総務省「平成 17 年度地方公共団体定員管理調査」による一

般行政職員数を、平成 12 年国勢調査の人口で除した額である。なお、表中の数値は、各区

分の市町村ごとの単純平均である。

資料 5 経常収支比率の推移

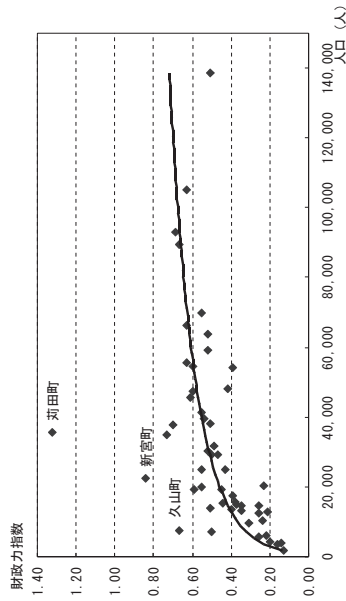


人口規模	平成7年度(①)	平成16年度(②)	増減率(②/①)
人口1万未満	81.3	94.3	16.0
人口1万～3万未満	80.0	93.8	17.3
人口3万～5万未満	78.1	86.9	11.3
人口5万以上	80.9	94.1	16.3

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く。）。人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 経常収支比率は「平成7年度及び平成16年度市町村別決算状況調」による。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料 6 財政力指数

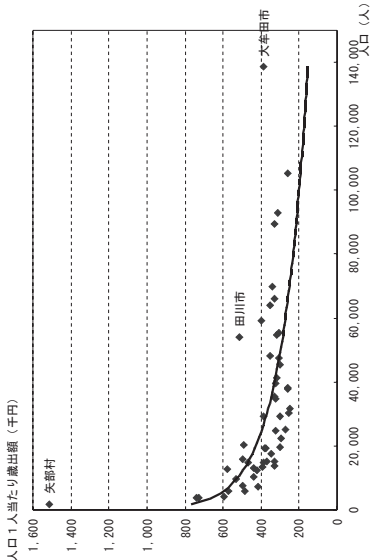


人口規模	平成16年度
人口1万未満	0.288
人口1万～3万未満	0.418
人口3万～5万未満	0.635
人口5万以上	0.576

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く。）。人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 財政力指数は「平成16年度市町村別決算状況調」による。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料 7 人口一人当たりの歳出額

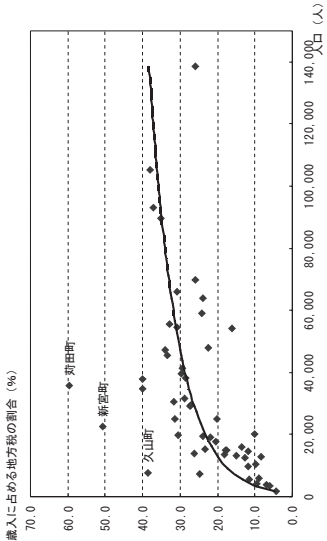


人口規模	平成16年度
人口1万未満	675千円
人口1万～3万未満	387千円
人口3万～5万未満	298千円
人口5万以上	350千円

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 人口一人当たりの歳出額は「平成16年度市町村別決算状況調」による歳出合計額を、平成12年国勢調査の人口で除した額である。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料 8 歳入に占める地方税の割合



人口規模	平成16年度
人口1万未満	13.6%
人口1万～3万未満	20.9%
人口3万～5万未満	34.3%
人口5万以上	29.2%

(注1) 人口規模については、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。人口については、平成12年国勢調査による。

(注2) 歳入に占める地方税の割合は「平成16年度市町村別決算状況調」による。なお、表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料 9 財政収支試算（普通会計）の概要（平成17年6月調査）

1 試算の前提条件等

- (1) 対象団体
旧法の適用を受ける合併が確定していない52市町村（16市33町3村）（政令市除く）
- (2) 対象期間
平成17年度から平成21年度
- (3) 前提条件
- ① 平成17、18年度の「地方税＋普通交付税＋臨時財政対策債」について、平成16年度の「地方税＋普通交付税＋臨時財政対策債」と同額とする。臨時財政対策債については、平成17年度は対前年度▲23.1%、平成18年度は平成17年度と同額とする。
 - ② 普通交付税＋臨時財政対策債について、平成19年度以降各年度対前年度▲5.0%。
 - ③ 特別交付税については、平成17年度以降各年度対前年度▲5.0%。

- ③ 地方譲与税のうち所得譲与税については、平成17年度以降、平成17年度見込額とする。
- 所得譲与税以外の地方譲与税については、平成17年度以降、平成16年度決算額と同額とする。
- ④ 減税補てん償（「地方債」）及び地方特例交付金（「その他」）については、平成17年度以降、平成16年度決算額と同額とする。（本来は、恒久的な減税の見直しを反映させるべきだが、税に振り替わるだけで、期間中のフレームに大きな影響を与えない。）
- ⑤ 国県支出金の一般財源振替額については、平成17年度以降、平成16年度の決算額以下とする。
- ⑥ 歳出については、既定の事業計画に基づき投資的経費を計上、公債費については公債台帳に基づき計上、その他の経費については、特に扶助費など自然増を適切に計上すること。

2 試算結果の概要

- (1) 財源対策を講じる前
○ 歳入項目の状況

	16年度	21年度	増減額	増減率
地 方 税	1,680(1,670)	1,720(1,715)	41 (45)	2.4 (2.7)
普交+臨財債	1,533(1,533)	1,291(1,291)	▲242 (▲242)	▲15.8 (▲15.8)
地 方 債	772 (312)	352 (170)	▲420 (▲142)	▲54.4 (▲45.5)
そ の 他	2,518 (948)	2,018 (706)	▲500 (▲242)	▲19.9 (▲25.5)
合 計	6,238(4,198)	5,235(3,737)	▲1,002 (▲462)	▲16.1 (▲11.0)

※ () 内は一般財源ベース

- 歳出項目の状況
歳出については、平成16年度と比較して、扶助費及び繰出金が10%以上の伸びとなっているのに対し、投資的経費は財源対策を講じる前に約50%の大きな減少となっており、歳入の減少による歳出削減を投資的経費の削減により対応せざるを得ない状況となっている。

	16年度	21年度	増減額	増減率
義務的経費	2,847(1,969)	2,884(2,018)	37 (49)	1.3 (2.5)
人件費	1,128(1,023)	1,149(1,052)	21 (29)	1.9 (2.8)
扶助費	884 (250)	994 (293)	111 (43)	12.6 (17.1)
公債費	835 (697)	740 (674)	▲95 (▲23)	▲11.4 (▲3.3)
投資的経費	1,018 (310)	521 (234)	▲496 (▲75)	▲48.8 (▲24.3)
物 件 費	719 (550)	707 (565)	▲12 (16)	▲1.7 (2.8)
繰 出 金	502 (441)	552 (494)	51 (53)	10.1 (12.1)
そ の 他	999 (797)	965 (819)	▲34 (22)	▲3.4 (2.8)
合 計	6,085(4,067)	5,629(4,130)	▲456 (63)	▲7.5 (1.5)

※ () 内は一般財源ベース

- 収支状況
平成16年度末は52市町村の合計で黒字105億円（黒字51団体、赤字1団体）であるが、平成21年度末は赤字395億円（黒字3団体、赤字49団体）となっている。

(2) 財源対策について

財源対策1,284億円のうち、積立基金の取崩しによるものが653億円であり、全体の50%以上を占めており、当面基金に頼った厳しい財政運営を強いられている状況にある。

また、歳入確保対策については、財源対策全体の6.2%を占めるに過ぎず、有効な対策を講じ得ていない状況である。

歳出削減対策のうち、職員の削減については40市町村が、特別職、一般職の給与や管理職手当等の各種手当での削減については38市町村が実施することとしており、人件費の削減が歳出削減対策の大きな柱となっている。

なお、歳出削減対策として、20市町村が投資的経費の見直しを図ることとしており、見直しの結果、平成21年度の投資的経費の額は52市町村の合計で434億円となり、平成16年度の42%の水準まで減少することとなる。

(単位：億円)

区 分	金額	内 容
①歳入確保対策	80	
未利用財産の売り払い等	33	
税の徴収確保	21	
使用料、手数料の見直し	21	公営住宅等施設使用料見直し、各種証明手数料等見直し、ゴミ袋有料化等
その他	5	検診負担金徴収、公用車廃止に伴う売却
②歳出削減対策	457	
職員数減	151	職員数削減、議員数削減、収入税廃止
投資的経費の見直し	87	
補助金等の整理合理化	41	
給与等削減	39	特別職給与削減、調整手当削減、管理職手当削減、一般職給与削減
内部管理経費の見直し等	139	
③積立基金取崩	653	
④その他	94	
合 計	1,284	

(3) 財源対策後の収支等

- 財源対策後の収支見込
財源対策を講じた結果、平成21年度末の収支見込みは、財源対策前の赤字395億円（黒字3団体、赤字49団体）から赤字70億円（黒字46団体、赤字6団体）と改善されている。

- 積立金現在高の推移
平成16年度末の残高2,031億円（うち財調578億円）から平成21年度末は1,141億円（うち財調255億円）と、額にして890億円（うち財調322億円）、率にして43.8%（財調は55.8%）減少する見込み。
なお、財調が枯渇する団体数は下記のとおり。

年 度	～H16	H18	H19	H20	H21
団体数	1	1	1	2	7

※ 上記団体以外に、5団体において、平成21年度末の財調残高が1億円以下となる。

3 推計結果から予測できること

以上、財政収支試算の結果、歳出削減対策については、一部団体を除くは相
当程度取り組んでおり、更なる削減効果の上積みは厳しい状況にあると思われる
こと、及び投資的経費については平成16年度の水準の4割にまで落ち込んでおり、
これ以上の削減は期待できないこと等から、平成21年度以降、ますます厳しい財
政運営を強いられると思われる。

資料 10 市町村の人口推計

1 推計方法

(1) 基本的考え方

コーホート（5歳階級別男女別人口）ごとに、社会移動（転入、転出）
および生死（出生、生残）の指標から、将来人口を推計する。

(2) 用いるデータ

①基準人口（推計の出発点となる人口）

総務省「平成12年国勢調査」市区町村別・5歳階級別・男女別人口
（ただし年齢不詳の人口を各年齢に按分する）

⇒ 平成12年のデータをもとに平成17年の人口を推計

平成17年の速報値（市区町村別）のデータを、上記推計値の比率で
性・年齢別に按分

按分された値を基準人口とする

②生残率（各階級の人口が5年後に生きている確率）

国立社会保障・人口問題研究所「平成12年 都道府県別生命表」

県内は全て同値と仮定（平成7年～平成12年のみ実績値）

③出生率（各階級の女性が5年間で子どもを出生する確率）

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口 平成12～42」

県内は全て同値と仮定（平成7年～平成12年のみ実績値）

④出生性比（生まれる子どもの男女比）

「平成12年人口動態統計」過去5年の出生性比（女子100に対して男子
105.5）

⑤純移動率（転入者数から転出者数を減じた数が人口に占める割合）

「平成12年国勢調査」と「平成7年国勢調査」から性・年齢別に算出

⇒ 生残率から求められる封鎖人口と実際の人口の差を純移動数

純移動数の実際人口に占める比率を純移動率とする

⇒ 平成17年の速報値は年齢階級別の数値ではないので、年齢ごとの人
口を求めるため、平成12年のデータから平成17年の人口を推計。平成1
7年の速報値をもとに年齢別に按分した補正値を元に、平成12年～平成

17年の純移動率を算出する

⇒ 平成22年以降は、平成12年～平成17年の純移動率が一定で推移する
ものとして推計を行う

*封鎖人口：当該自治体において、転入及び転出はないものと仮定して、
当該年度の人口が5年後に生存していると見込まれる人口に、
当該年度から5年間に出生すると見込まれる子の数を加えた
ものの。

2 平成12年と平成42年とを比較した人口減少の状況

人口規模		増減率（%） （平成42年人口／平成12年人口）
人口1万未満	11団体内10団体内で人口減少	▲31.8
人口1万～3万未満	25団体内18団体内で人口減少	▲16.4
人口3万～5万未満	14団体内9団体内で人口減少	▲8.6
人口5万以上	17団体内11団体内で人口減少	▲6.5

（注1）人口規模については、平成18年4月1日時点の67市町村（政令指定都市を除く）。平成
12年人口については、平成12年国勢調査による。

（注2）増減率は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

3 人口に占める生産年齢人口の割合

人口規模	平成12年（%）	平成42年（%）
人口1万未満	58.9	46.3
人口1万～3万未満	63.5	52.0
人口3万～5万未満	65.7	56.3
人口5万以上	66.6	56.9

（注1）人口規模については、平成18年4月1日時点の67市町村（政令指定都市を除く）。平成
12年人口については、平成12年国勢調査による。

（注2）表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

4 人口に占める老年人口の割合（高齢化率）

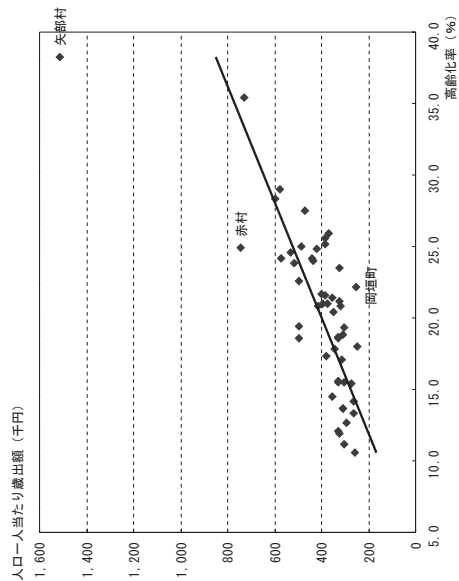
人口規模	平成12年（%）	平成42年（%）
人口1万未満	27.3	43.4
人口1万～3万未満	21.5	36.7
人口3万～5万未満	18.8	31.6
人口5万以上	17.8	30.8

（注1）人口規模については、平成18年4月1日時点の67市町村（政令指定都市を除く）。平成
12年人口については、平成12年国勢調査による。

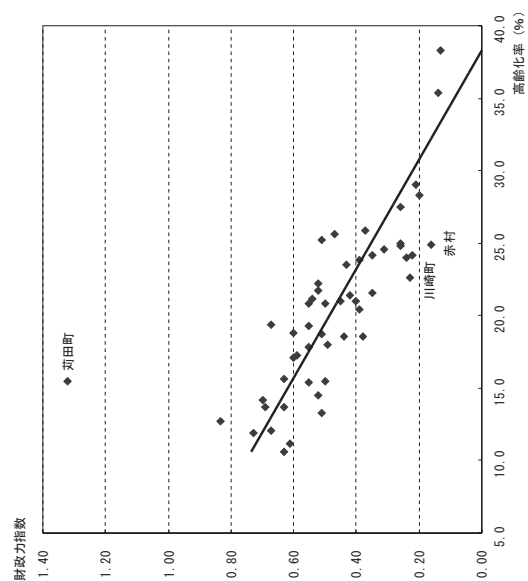
（注2）表中の数値は、各区分の市町村ごとの単純平均である。

資料 1 1 高齢化率と財政状況

1 人口一人当たり歳出額



2 財政力指数



(注 1) 1～2 について、グラフ上の点は、平成18年4月1日時点の52市町村（合併市町村及び政令指定都市を除く）。高齢化率については、平成12年国勢調査による。

(注 2) 歳出額及び財政力指数については、「平成16年度市町村別決算状況調査」による。

資料 1 2 生活圏域の現況



用 語 集

- 経常収支比率
人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる比率であり、財政構造の弾力性を判断する際の指標となるもの。この比率が低いほど、臨時の財政需要に余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることになる。
- 人件費
職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいう。人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給などがある。
- 扶助費
社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。
- 公債費
地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金金利子の合算額をいう。市町村においては県からの貸付金の返還金及びその利子も含まれる。
- 地方税
租税のうち、国が課税権の主体であるものが国税であり、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税という。地方公共団体は、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる。
- 地方交付税
国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が地方公共団体に交付する税をいう。
- 地方譲与税
国税として徴収し、そのまま地方公共団体に對して譲与する税をいう。地方譲与税に属するものとしては、所得譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税などがある。
- 一般財源
使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいう。一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の美態に即応した行政の展開が可能となる。地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的である。
- 財力指数
当該団体の財政力を示す指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。
- 普通交付税
地方交付税の主体をなすもので、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に對して交付される。基準財政需要額及び基準財政収入額は、各地方公共団体の標準的な財政需要及び財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定した額であり、各地方公共団体ごとの普通交付税の額は、原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）である。
- 臨時財政対策債
地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。後年度にその元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- 特別交付税
地方交付税の一部で、普通交付税の算定方法の画一性とその算定期間からして、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものであり、いわば、普通交付税の機能を補完して、地方交付税制度全体としての具体的妥当性を確保するための制度である。
- 減税補てん債
地方税の特別減税、制度減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として認められている地方債のことをいう。本債は、税の振り替わりの性格を持っており、同法第5条に定める経費以外の経費にも充当できる。後年度にその元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
- 地方債
地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるものをいう。
- 地方特例交付金
平成11年度の恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、都道府県及び市町村に交付することとされたものであり、平成18年度の税制改正により、廃止される予定である。
- 投資的経費
歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
- 普通建設事業費
道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費をいう。
- 災害復旧事業費
降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設等原形に復旧するために要する経費をいう。

- 失業対策事業費
多数の失業者の発生に対処して、これら失業者に臨時的に就職の機会を与え、道路の整備や工場、住宅団地の造成などの事業を国又は地方公共団体が実施することが法律等によって定められている。これらを失業対策事業といい、これに要する経費を失業対策事業費という。
- 義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
- 物件費
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。物件費に属するものとしては、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料などがある。
- 繰出金
一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費をいう。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。
- 積立（基）金
財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

福岡県市町村合併推進構想

平成20年2月変更

福岡県

I 福岡県市町村合併推進構想の一部変更について

「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。）に基づき、平成18年4月に本県が策定した「福岡県市町村合併推進構想」（以下「構想」という。）では、5つの地域を構想対象市町村の組合せとして示している。また、人口3万未満の市町村の合併、なかでも規模・能力の充実が最も求められている人口1万未満の市町村の合併を推進するという考えから、12の地域を合併推進が望まれる地域として位置付け、合併協議が始まるなど合併に対する熟度が高まった市町村から順次、構想対象市町村に位置付けていくこととしている。

このたび、構想の中で合併推進が望まれる地域に位置付けている旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）において、具体的な合併協議が始められるなど合併に対する熟度が高まったと判断されるため、福岡県市町村合併推進審議会の意見を聴取したうえで、「前原市、二丈町、志摩町」を構想対象市町村の組合せとして追加するものである。

II 旧糸島郡地域の状況について

旧糸島郡地域においては、平成21年度中の合併を目指して、平成19年7月から、首長等による糸島1市2町合併調整会議で合併協議に向けた準備が行われてきた。また、平成19年11月には、志摩町において糸島1市2町の合併の賛否を問う住民投票が行われ、賛成が反対を上回る結果となった。さらに、各市町議会の議決を経て、平成19年12月26日、各市町の首長・議会議員・住民等で構成される糸島1市2町合併協議会が設置され、具体的な合併協議が始められることとなったところである。

このような状況から、旧糸島郡地域については、合併に対する熟度が十分に高まっていると判断される。

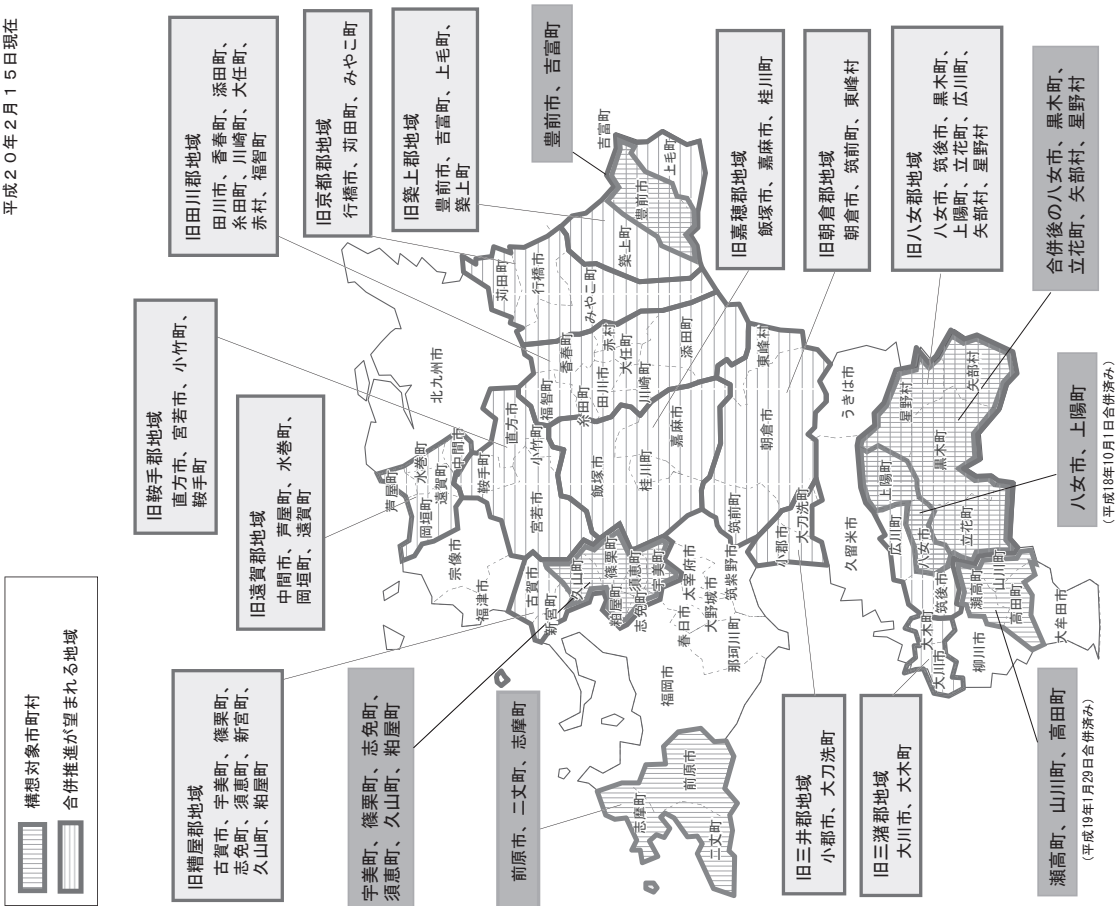
III 変更内容について

平成18年4月に策定した構想について、下記のとおり一部変更する。

- 「第3 合併推進が望まれる地域等」の「2 合併推進が望まれる地域」から「旧糸島郡地域（前原市、二丈町、志摩町）」を削除する。
- 「第4 構想対象市町村の組合せ等」の「3 構想対象市町村の組合せ」に「前原市、二丈町、志摩町」を追加する。

福岡県市町村合併推進構想

平成20年2月15日現在



福岡県市町村合併支援プラン

1 趣 旨

本県市町村の合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧法」という。）の下、県内各地域において取組が進められたところである。

今後は、新たに定められた「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「新法」という。）の下、市町村が行財政基盤を強化し、地方分権の担い手にふさわしい基礎自治体となるよう、さらに取組を進めていくことが必要である。

このため、県は、市町村における合併に向けた取組を一層推進するとともに、合併市町村の行財政能力の向上やまちづくりの推進を図るため、福岡県市町村合併推進構想に基づき、合併支援策や情報提供、支援体制等を内容とする福岡県市町村合併支援プラン（以下「支援プラン」という。）を定め、県行政を挙げて市町村の合併に対する支援を行うものである。

2 合併支援策の対象市町村

- (1) 福岡県市町村合併推進構想に位置付けられた構想対象市町村（以下「合併関係市町村」という。）
- (2) 福岡県市町村合併推進構想の構想対象市町村の組み合わせに沿って合併した市町村及び旧法に基づいて合併した市町村（以下「合併市町村」という。）

3 合併支援策の内容

(1) 行政的支援

- ① 権限移譲の推進
合併市町村が、基礎自治体として、より総合的な行政を展開することができるよう、権限移譲を積極的に進める。
- ② 人材育成の支援
合併市町村の職員の人材育成を支援するため、県と市町村の人事交流制度や市町村実務研修生制度の拡充を図る。
- ③ 生活保護事務の円滑な実施

町村が合併して市となり、県から生活保護事務が移管される場合などには、合併後の市において、当該事務が円滑に進められるようするため、合併関係市町村の職員を研修員や派遣職員として県の保健福祉環境事務所に受け入れて、当該事務の研修等を行う。

(2) 人的支援

- ① 合併協議会や合併協議会事務局への県職員の派遣
合併協議の円滑な推進等に資するため、合併関係市町村の要請に基づき、県職員を、合併協議会にアドバイザー等として参画させ、又は合併協議会事務局に職員として派遣する。
- ② 生活保護事務の移管に係る県職員の派遣
町村が合併して市となり、県から生活保護事務が移管される場合などには、合併後の市において、当該事務が円滑に進められるようするため、合併関係市町村や合併後の市に県職員を派遣し、福祉事務所の設置に関する事務や合併後の市における生活保護事務に従事させる。

(3) 財政的支援

- ① 市町村合併支援特例交付金の交付
合併に伴い必要不可欠な電算システム統合や庁舎改修等の事業について、合併関係市町村や合併市町村の負担を軽減するため、交付金を交付する。
また、人口1万人未満の小規模団体を含む合併が行われる場合には、合併後のまちづくりを支援するため、当該交付金の加算を行う。
※旧法に基づき合併した市町村は対象外とする。（旧法下の市町村合併推進特例交付金を交付する。）
- ② 市町村振興資金（市町村応援元気フクオカ資金）の貸付
合併市町村におけるまちづくり事業等を支援するため、「市町村応援元気フクオカ資金」の貸付を行う。
- ③ 過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮
合併関係市町村及び合併市町村の自立促進を図るため、当該市町村の取り組み過疎対策事業について、過疎債の重点的配分を行うなど十分な配慮をする。

(4) 事業的支援

- 合併後の市町村における一体性の確保や均衡ある発展のために必要であると考えられる事業について、次のような支援を行うほか、必要に応じ、事業推進のための助言や技術的支援を行う。
- ① 国や県の補助金等による事業について、対象地域が優先的に採択されるよう配慮する。
 - ② 対象地域における県事業の重点的な実施に配慮する。

4 情報提供・啓発

合併についての住民の理解をより一層深めることにより、合併の推進を図るため、セミナーの開催、研修会や県政出前講座等への講師派遣、パンフレットや県のホームページ「市町村合併コーナー」等による情報提供・啓発を行う。

5 支援体制

(1) 福岡県市町村合併支援本部

市町村の合併に向けた取組への支援や合併後のまちづくりなどに対する支援を総合的かつ効果的に実施するために、知事を本部長とし各部長等で構成する福岡県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を引き続き設置する。
支援本部においては、支援プランの実施状況を踏まえ、必要な見直しを含むフォローアップを行う。

(2) 福岡県市町村合併支援連絡調整会議

支援本部に、別記の課の職員をもって構成する福岡県市町村合併支援連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を引き続き設置し、支援プランの実施に関する各部各課間等の連絡調整や実施状況の把握等を行う。

(3) 市町村合併に関する相談の対応窓口

市町村合併の推進における各種相談については、総務部地方課合併支援室を窓口として、必要に応じて連絡調整会議を活用し、適切な部署において対応する。

別記

総務部行政経営企画課	企画振興部企画調整課
保健福祉部保健福祉課	環境部環境政策課
生活労働部生活文化課	商工部商工政策課
農政部農政課	水産部林政部
土木部企画課	建築都市部建築都市管理課
教育庁企画調整課	警察本部警務部警務課

福岡県市町村合併支援特例交付金の概要

交付対象
団 体

県の構想に基づき平成22年3月までに合併（合併後の人口が3万以上又は合併関係市町村の数が3以上の合併に限る。）した市町村及び当該合併に係る合併関係市町村

＜交付金総額の限度額＞

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{①基本額} \\ (1 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円} \times \\ (\text{市町村数} - 2)) \\ \hline \text{②増加人口加算額}(\ast 1) \\ (\text{区分に応じ} 1 \sim 5 \\ \text{億円}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{③合併年度による縮減率}(\ast 2) \\ (\text{区分に応じ} 0.6 \sim 1) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{④小規模団体合併支援額} \\ (1 \text{ 億円} \times \text{小規模団体数}) \\ \hline \end{array}$$

※小規模団体（人口1万未満）を含む合併の場合

(注1) 増加人口加算額（2団体合併を除く。）

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億 円
3～5万人未満	2億 円
5～10万人未満	3億 円
10万人以上	5億 円

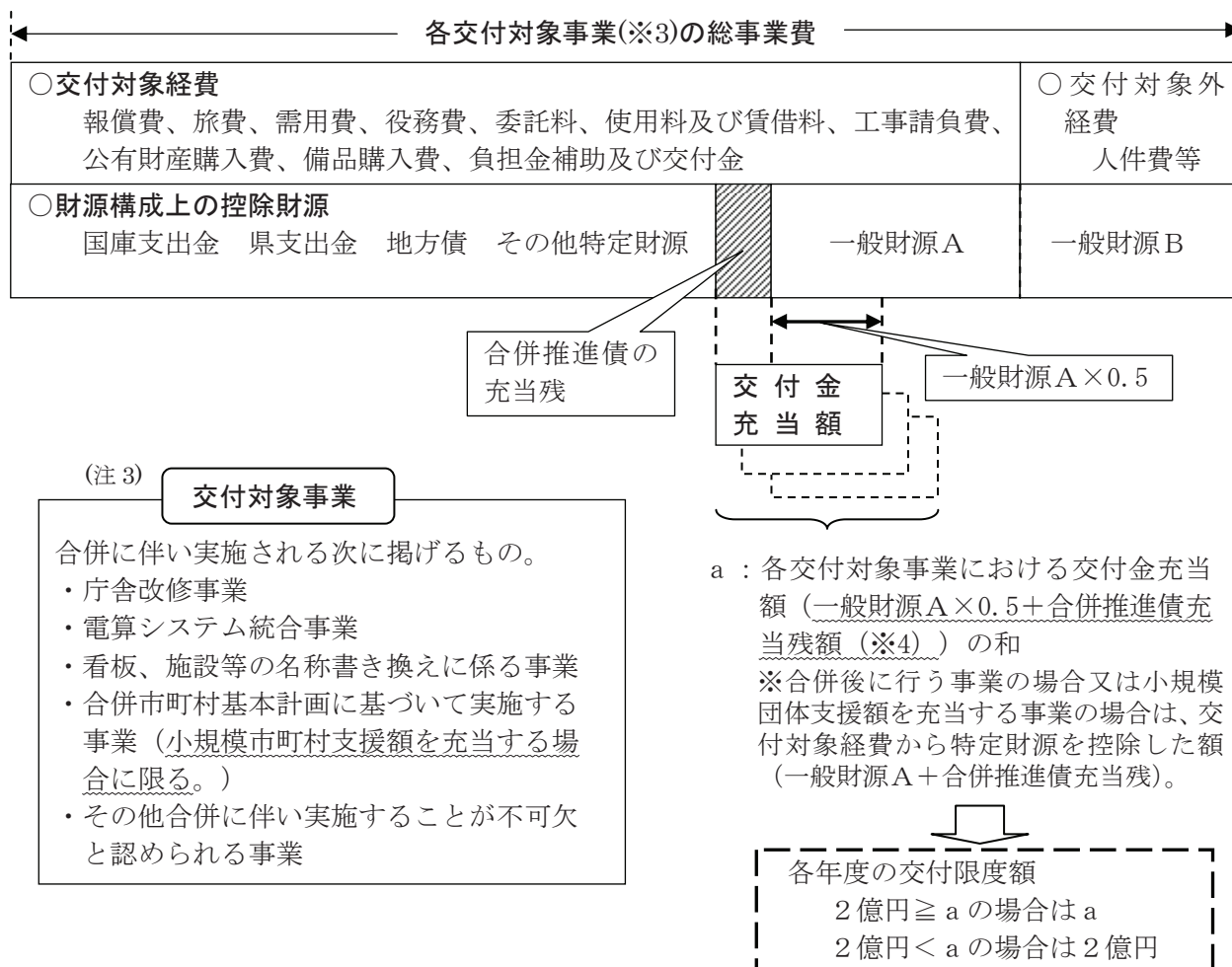
(注2) 合併年度による縮減率

合併年度	縮減率
平成18年度	1.0
平成19～20年度	0.8
平成21年度	0.6

増加人口＝合併後人口－人口の最も多い合併関係市町村の人口

※交付対象期間は、合併議決日から当該日が属する年度が終了する日までの間及びこれに続く10年度

＜各年度の交付限度額＞ ※合併前に要する事業の場合



(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下「合併」という。）に伴い発生する緊急の財政需要について、合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）及び合併関係市町村（同法第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）の負担を軽減するとともに、合併後の円滑な行政運営等を支援するため、予算の範囲内において福岡県市町村合併支援特例交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付の対象市町村（以下「交付対象市町村」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県市町村合併推進構想において定めた構想対象市町村の組合せに基づき、平成22年3月31日までに合併した市町村（合併関係市町村の人口（地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項又は第3項の申請に係る議会の議決が行われた日（以下「合併議決日」という。）における同法第254条に規定する人口によるものとする。以下同じ。）を集計した数が3万以上の市町村又は合併関係市町村の数が3以上の市町村に限る。）
- (2) 前号に規定する合併に係る合併関係市町村
- 2 前項第2号の合併関係市町村が合併した場合、本要綱における当該合併関係市町村の地位を合併市町村が承継するものとする。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、合併議決日から当該日の属する年度が終了する日までの間及びこれに続く10年度までの間に、合併に伴い実施される次に掲げるものとする。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業は、合併推進値の対象となる場合は同値を起こすものに限り、第4号に掲げる事業は、第4条第4項の規定に基づき加算される額を充当する場合に限る。

- (1) 庁舎改修事業
- (2) 電算システム統合事業
- (3) 看板、施設等の名称書き換えに係る事業
- (4) 法第6条第1項に規定する合併市町村基本計画に基づいて実施する事業
- (5) その他合併に伴い実施することが不可欠と認められる事業

2 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する総事業費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金として支出

する経費とする。

(交付金の限度額)

第4条 交付の期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき、1億円に、合併関係市町村の数から2を減じて得た数に1億円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「基本額」という。）を限度とする。

2 合併関係市町村の数が2を超える場合には、合併関係市町村の人口を集計したものである人口の最も多い合併関係市町村の人口を差し引いて得た数（以下「増加人口」という。）に応じて、次表の右欄に掲げる額を限度として基本額に加算する。

増加人口	加算限度額
1～3万人未満	1億円
3～5万人未満	2億円
5～10万人未満	3億円
10万人以上	5億円

3 前2項の規定にかかわらず、合併が平成19年度以降に行われる場合は、前2項の規定による交付金の限度額に、合併が平成19年度又は平成20年度に行われる場合にあつては0.8を、平成21年度に行われる場合にあつては0.6をそれぞれ乗じて得た額を、交付金の限度額とする。

4 合併関係市町村の中に人口が1万未満の市町村（以下「小規模団体」という。）が含まれる場合は、小規模団体の数に1億円を乗じて得た額（以下「小規模団体合併支援額」という。）を、前3項の規定による交付金の限度額に加算する。

5 交付金は、交付対象事業が実施される期間において年度毎に交付するものとする。ただし、交付した額の累計額が前4項に規定する限度額に到達する年度までとする。

(交付金の各年度における交付限度額)

第5条 各年度において交付する交付金の額は、各年度の交付対象事業の交付対象経費から当該交付対象経費に充当する国庫支出金、県支出金、地方債、その他の特定財源（以下「特定財源」という。）を控除した額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。次項において同じ。）以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、合併前に要する交付対象事業（小規模団体合併支援額を充当する事業を除く。）にあつては、各年度において交付する交付金の額は、交付対象経費から特定財源及び地方債の充当残額を控除した額に0.5を乗じて得た額に地方債の充当残額を合算した額以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該額が2億円を超える場合は、この額をもって交付金の額とする。ただし、各交付申請年度において2億円を超える財政需要があり、特に緊急性の高い場合は、その額を超えて交付することができる。

(交付金の交付申請)

第6条 交付対象市町村のうち交付金を受けようとする者（以下「交付事業者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で速やかに交付金の交付を決定し、その旨を交付事業者に通知するものとする。

(交付対象事業の内容変更等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定通知を受けた後、交付対象事業の内容の変更若しくは交付対象事業に要する経費の配分を変更し、又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ様式第2号による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各交付対象事業に係る交付対象経費の額の30%を超えない額の変更その他事業の執行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に交付対象事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、交付事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定により、交付金の額の確定を行い、交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、当該年度の交付対象事業が完了した後交付するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(再合併の取扱い)

第14条 合併市町村がこの交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併した場合(以下「再合併」という。)においても、再合併を1件の合併として、本要綱の規定を適用する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年9月14日から施行し、平成18年度の事業から適用する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた合併については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 その他

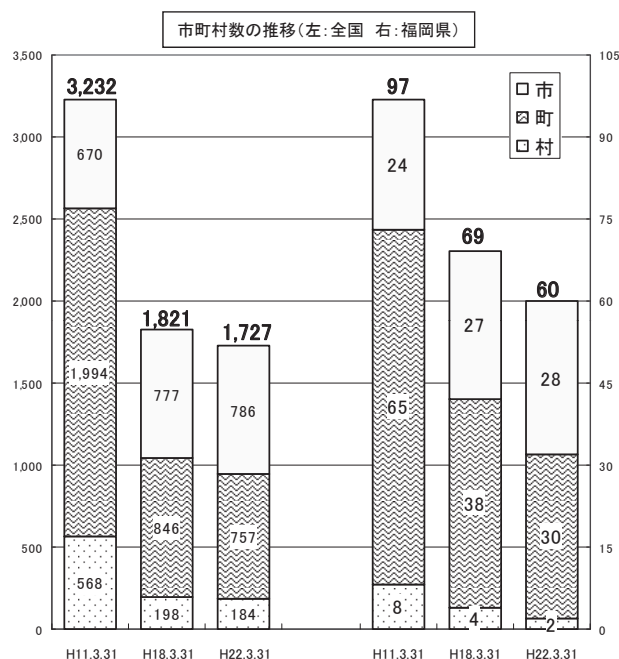
福岡県の市町村合併の状況

平成22年3月

福岡県企画・地域振興部市町村支援課合併支援室

市町村数の推移(全国・県内)

- 県内の市町村数は97→60に(減少率38.1%)
- 全国の市町村数は3,232→1,727に(減少率46.6%)



県内	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	97	69	60
市	24	27	28
町	65	38	30
村	8	4	2

全国	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	3,232	1,821	1,727
市	670	777	786
町	1,994	846	757
村	568	198	184

人口1万未満の市町村の数の推移等(全国・県内)

- 県内の人口1万未満の市町村の数は約3分の1に
- 県内の人口3万未満の市町村の数は半数以下に

全国の状況

	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	3,232	1,821	1,727
1万未満	1,537	489	457
(構成比)	47.6%	26.9%	26.5%
平均人口(人)	36,387	65,198	69,067
平均面積(km ²)	114.8	203.5	215.4

＜人口1万未満の市町村の減少率＞
H11.3-H22.3 70.3%

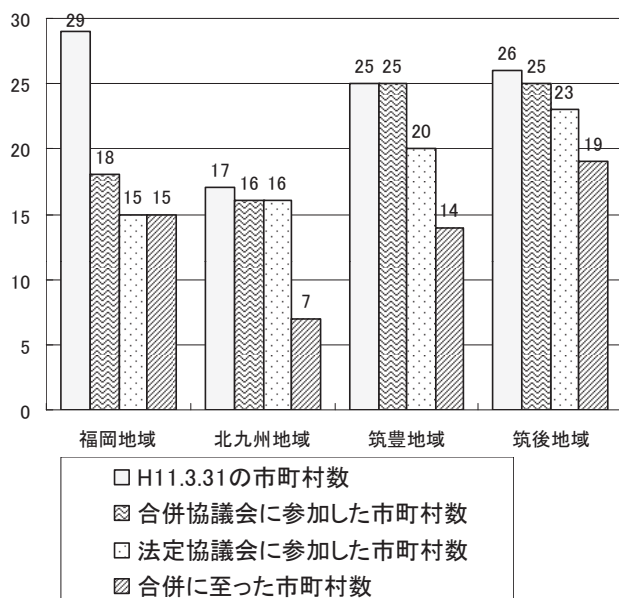
県内の状況

	H11.3.31	H18.3.31	H22.3.31
市町村数	97	69	60
1万未満	22	11	7
(構成比)	22.7%	15.9%	11.7%
3万未満	68	35	25
平均人口(人)	50,860	72,691	84,165
平均面積(km ²)	51.2	72.1	83.0

＜人口1万未満の市町村の減少率＞
H11.3-H22.3 68.2%

地域別の合併の状況(県内)

- 多くの市町村(8割強)が合併協議会(任意協議会含む)に参加した。
- 97市町村のうち55市町村(56.7%)が合併に至った。
- 市町村の減少率を地域別にみると、筑後地域が最も大きい。



	市町村数			合併協議会(任意協議会含む)に参加した市町村数		
	H11.3.31	H22.3.31	減少率		うち法定協議会参加数	うち合併に至った数
福岡	29	20	31.0%	18 (62.1%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)
北九州	17	13	23.5%	16 (94.1%)	16 (94.1%)	7 (41.2%)
筑豊	25	15	40.0%	25 (100.0%)	20 (80.0%)	14 (56.0%)
筑後	26	12	53.8%	25 (96.2%)	23 (88.5%)	19 (73.1%)
計	97	60	38.1%	84 (86.6%)	74 (76.3%)	55 (56.7%)

合併協議会の設置・廃止の状況(県内)

- 平成11年度以降、県内では、法定協議会、任意協議会が合わせて45地域で設置され、うち20件が合併に至った。
- 現行合併特例法の下では、法定協議会が合わせて5地域で設置され、うち4件が合併に至った。

	H18-H22	うち 現行法下
法定協議会の設置数	35	5
うち合併したもの	20	4
合併に至らなかったもの	15	1
任意協議会の設置数(=未合併)	10	0

※枠組みを変えずに法定協議会へ移行した任意協議会は、当該法定協議会と同一のものとしてカウントしていない。

※合併した20件のうち、当初の枠組みどおりに合併したのは4件のみ。

＜合併に至らなかった主な要因＞

- ① 新自治体の名称や事務所の位置など、協議が調わなかったこと。
- ② 合併の必要性や合併しない場合の行財政運営の厳しさが、地域住民に十分理解されなかったこと。
- ③ 大きな団体主導の合併協議の進め方に対し、小さな団体の反発があったこと。
- ④ 大きな枠組みや別の枠組みでの合併への動きが起こったこと。
- ⑤ 合併協議会での協議結果に対する関係市町村の不満があったこと。
- ⑥ 合併した場合、周辺部になることへの不安があったこと。

県内の合併市町村

- 20件の合併のうち、新設合併は16件、編入合併は4件
- 合併関係市町村数は2～5団体で、2団体合併が10件と最も多い。

市町村名	合併日	方式	国調人口	合併関係市町村
宗像市	H15.4.1	新設	91,147	宗像市、玄海町
福津市	H17.1.24	新設	55,677	福岡町、津屋崎町
久留米市	H17.2.5	編入	306,434	久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町
うきは市	H17.3.20	新設	32,902	吉井町、浮羽町
柳川市	H17.3.21	新設	74,539	柳川市、大和町、三橋町
筑前町	H17.3.22	新設	29,353	三輪町、夜須町
宗像市	H17.3.28	編入	94,148	宗像市、大島村
東峰村	H17.3.28	新設	2,749	小石原村、宝珠山村
上毛町	H17.10.11	新設	8,172	新吉富村、大平村
築上町	H18.1.10	新設	20,837	椎田町、築城町
宮若市	H18.2.11	新設	30,630	宮田町、若宮町
福智町	H18.3.6	新設	25,543	赤池町、金田町、方城町
朝倉市	H18.3.20	新設	59,385	甘木市、朝倉町、杷木町
みやこ町	H18.3.20	新設	22,898	犀川町、勝山町、豊津町
飯塚市	H18.3.26	新設	133,357	飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、額田町
嘉麻市	H18.3.27	新設	45,929	山田市、稲葉町、碓井町、嘉穂町

市町村名	合併日	方式	国調人口	合併関係市町村
八女市	H18.10.1	編入	42,818	八女市、上陽町
みやま市	H19.1.29	新設	43,372	瀬高町、山川町、高田町
糸島市	H22.1.1	新設	97,974	前原市、二丈町、志摩町
八女市	H22.2.1	編入	73,262	八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村

※左表は合併旧法下の合併(上毛町以下は経過措置適用団体)
上表は現行合併特例法下の合併

＜合併関係市町村数別の合併件数＞

- 2団体・・・10件(旧法9、現行法1)
- 3団体・・・6件(旧法4、現行法2)
- 4団体・・・1件(旧法1)
- 5団体・・・3件(旧法2、現行法1)

構想対象市町村の状況(現行合併特例法)

- 現行合併特例法の下では、福岡県市町村合併推進構想を策定(平成18年4月策定、平成20年2月一部変更)し、自主的な合併を推進。
- 構想対象市町村6地域のうち4地域が合併。

(合併済みの地域)

○八女市、上陽町

- ・平成18年10月1日に合併(八女市)

○瀬高町、山川町、高田町

- ・平成19年1月29日に合併(みやま市)

○前原市、志摩町、二丈町

- (平成20年2月に構想対象市町村に追加)
- ・平成22年1月1日に合併(糸島市)

○合併後の八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村

- ・平成22年2月1日に合併(八女市)

(未合併の構想対象市町村)

○豊前市、吉富町

- ・平成19年2月、法定協議会設置勧告(県)
- ・平成19年4月1日、法定協議会設置
- ・平成19年4月、吉富町長選挙で合併慎重派の新人が当選
- ・平成19年8月、吉富町長が合併協議を行わない旨を表明、法定協議会は休止状態となる

○宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町

- ・平成19年1月、糟屋6町合併研究会(事務局)設置
- ・平成19年12月、法定協議会設置議案を提案
- 久山町及び粕屋町が否決
- ・平成20年3月31日、糟屋6町合併研究会解散

合併推進のための県の取組①(情報提供等)

①県の支援体制の整備

- 合併支援本部の設置(H13～)
- 合併支援室の設置(H14～)
- 合併推進審議会の設置(H17～)

②パンフレット等による啓発、市町村への情報提供の実施

- 市町村合併パンフレット(旧法版(4版)・現行法版(2版))
- 市町村合併Q&A(旧法版(2版)・現行法版)
- 市町村合併ガイドブック(旧法版(2版)・現行法版)
- 県ホームページ「市町村合併コーナー」での情報提供 など

③研修会等への講師派遣・合併セミナー等の開催

- 研修会等への講師派遣(H8～H21) 計547回
- シンポジウム・セミナー等の開催(H12～H20) 計28回

年度	～H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
講師派遣	98回	101回	184回	60回	35回	20回	22回	20回	4回	3回	547回
セミナー等	2回	3回	7回	5回	4回	2回	2回	2回	1回	0回	28回

合併推進のための県の取組②(人的支援・事業的支援)

①合併協議会への職員派遣等

- 合併協議会委員への就任 7協議会
- 合併協議会事務局への職員派遣 1協議会
- 合併協議会の会議等への職員の出席(アドバイザー等)

②合併市町村への人材育成支援等

- 合併市町村の人材育成支援
 - ・県と市町村との人事交流(H15～H21) 4団体 8名
 - ・市町村支援課(旧地方課)への実務研修生の受入れ(H15～H21) 9団体 24名
- 生活保護事務移管に伴う人的支援等
 - ・新市への県職員の派遣(H16～H21) 5団体 8名
 - ・新市の職員の実務研修の受入れ(H14～H21) 11団体 63名

③合併市町村建設(基本)計画に掲げられた県事業の推進

- 幹線道路整備、産業基盤整備、生活環境基盤整備などの県事業の実施
 - ・旧市町村間をつなぐ道路等の整備・改良
 - ・ほ場整備
 - ・河川の改修
 - ・治山、治水事業 など

合併推進のための県の取組③(財政支援関係)

①合併協議会等への補助(合併旧法下)

- 任意又は法定の合併協議会への交付金の交付 20協議会 90百万円
(合併協議会等支援事業交付金(H12～H16):1団体500万円以内)
- 地域づくり団体や民間団体への補助金の交付 18団体 約14百万円
(市町村合併推進支援事業補助金(H12～H15):1団体100万円以内、補助率1/2～2/3)

②市町村への合併特例交付金の交付

- 合併特例交付金(県交付金) ※合併推進特例交付金(旧法)、合併支援特例交付金(現行法)
 - ・対象団体 18団体
 - ・交付金総額 約118億円(交付済額(～H20):約80億円 活用率:67.7%)
 - ・主な事業 電算システム統合(16団体、24事業)、道路・公共施設等整備(13団体、58事業)、各種計画等策定(10団体、33事業)

③市町村振興資金の活用等

- 市町村振興資金(市町村応援元気フクオカ資金)の貸付
 - ・合併市町村への貸付実績(H18～H20) 計 約22億円 (7団体)
- 過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮
 - ・合併市町村への過疎債の充当実績(H17～H20) 計 約32億円 (9団体)

国の財政支援策の活用状況

①合併市町村補助金(国補助金)

- ・対象団体 15団体(合併旧法適用団体)
- ・補助金総額 56.7億円(交付済額(～H20):約51億円 活用率:90.3%)
- ・主な事業 庁舎・公共施設等整備(14団体、32事業)、各種計画等策定(12団体、42事業)、電算システム統合(7団体、20事業)

②合併特例債

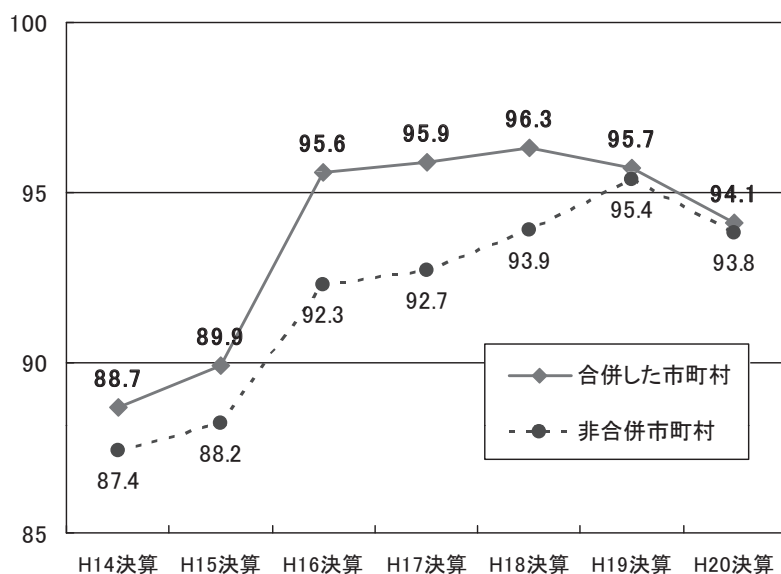
- ・対象団体 15団体(合併旧法適用団体)
- ・起債可能額 約2,915億円(起債額(～H20):約768億円 活用率:26.4%)
- ・主な事業 公共施設整備(体育館、図書館、福祉センター、小中学校等)(14団体、45事業)、幹線道路等整備(10団体、15事業)、駅周辺整備(4団体、6事業)、地域振興基金積立て(15団体、16基金)

③合併推進債

- ・対象団体 3団体(現行法適用団体)
- ・起債額(～H20) 約7億円
- ・主な事業 電算システム統合(2団体、4事業)、幹線道路等整備(1団体、1事業)、庁舎整備(1団体、3事業)

合併市町村の状況①(経常収支比率)

※H20までに合併をした市町村(合併関係市町村及び合併市町村)と非合併の市町村の平均をH14から比較(政令市は除く)



H14 → H20 数値上昇率

合併	+5.4
非合併	+6.4
差引	▲1.0

<経常収支比率>

財政構造の弾力性を測定する指標。比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。

人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当した一般財源と地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率で表される。

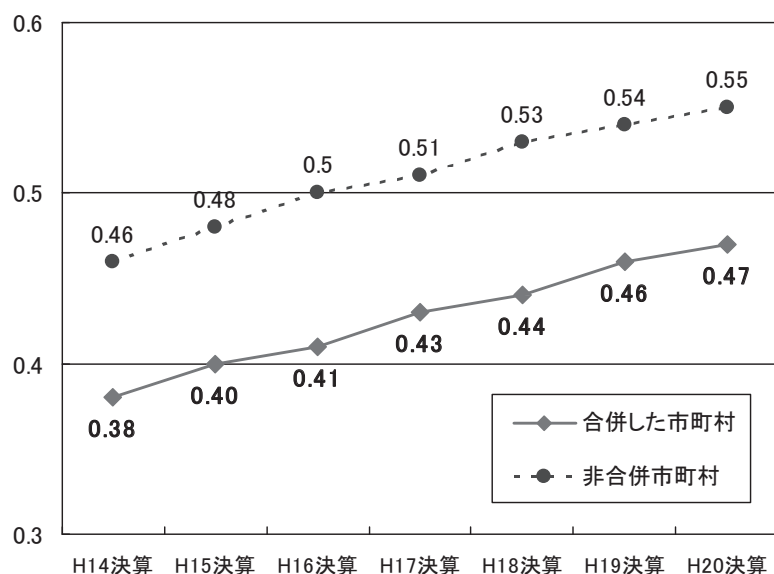
○ 財政状況が厳しい中、合併団体の比率は低下の傾向にある。

○ 近年は合併と非合併との比率が近似している。

⇒ 行財政の効率化が進んでいる。

合併市町村の状況②(財政力指数)

※H20までに合併をした市町村(合併関係市町村及び合併市町村)と非合併の市町村の平均をH14から比較(政令市は除く)



H14 → H20 数値上昇率

合併	+0.09
非合併	+0.09
差引	+0.00

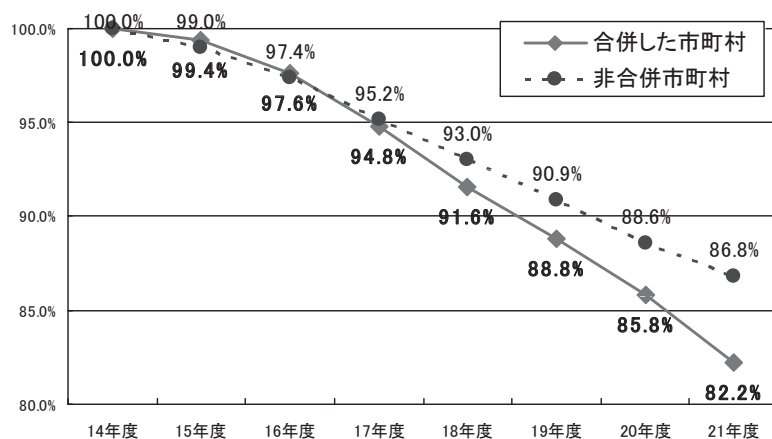
<財政力指数>

団体の財政力を示す指標
「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。
基準財政収入額と基準財政需要額の比率の3ヶ年平均で表される。

- 三位一体の改革による地方交付税の削減により、合併をした市町村、非合併の市町村とも、同様に指数が上昇している。
⇒ 本指標では合併の影響は見られない。

合併市町村の状況③(職員減少率(総職員数))

※H20までに合併をした市町村(合併関係市町村及び合併市町村)と非合併の市町村のH14の総職員数の合計を1として以降の推移を比較(政令市は除く)



H14 → H21 減少率(%)

合併	▲17.8
非合併	▲13.2
差引	▲4.6

※「合併をした市町村」の総職員数には、合併により解散した一部事務組合の職員数を含む(当該組合職員は、解散後は、新市町村に引き継がれるため)

(総職員数の推移)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	増減	減少率
合併した市町村	9,461	9,400	9,235	8,971	8,670	8,400	8,122	7,775	▲1,686	17.8%
非合併市町村	14,190	14,054	13,816	13,515	13,193	12,898	12,566	12,313	▲1,877	13.2%

- 非合併団体に比べ、職員減少率が高い
⇒ 行政の効率化により職員の削減が進んでいる

主な合併効果の事例①

①専門組織の設置や専門職の配置（行政能力の向上）

- 税の徴収対策に関する課（係）の設置
- 子育て支援に関する部（課）の設置
- 地域コミュニティに関する課（係）の設置
- 栄養士の採用
- 保健師の増員
- 母子自立支援員の配置 など

②職員数の削減などの効率的な行政運営（行政の効率化）

- 非合併団体に比べ職員数をより削減（減少率：17.8%）
- 議員数の大幅な削減（減少率：51.7%）

	議員数			
	H14.12.31	H21.12.31	増減	減少率
合併した市町村	787	380	▲ 407	51.7%
非合併市町村	978	869	▲ 109	11.1%

- 公共施設等の統廃合の実施
（ゴミ焼却場、保健センター、火葬場、消防分遣所、保育所等） など

主な合併効果の事例②

③公共施設利用の選択肢の広がり（住民利便性の向上）

- 利用できる施設の増加（図書館、保育所、斎場 など）
- 学校の通学区域の弾力化 など

④住民サービスの充実

- 一部の市町村で実施されていた住民サービスを新市町村全域で実施
（福祉関連サービス、延長保育、学童保育、少人数学級 など）

⑤重点的な投資の実施

- 地域情報基盤の整備
- 拠点駅前の再開発の実施
- 総合体育館の建設 など

⑥地域資源を活用した地域振興

- 旧市町村域を越えた観光ルートの形成
- 旧市の情報発信力と旧町の地域資源を活用した外国人観光客の誘致 など

合併市町村の抱える課題

①合併に伴い生じた住民不安の解消

- 役場が遠くなり、以前よりも不便になっている
- 中心部だけがよくなり、周辺部が取り残されている
- 地域の声が届きにくくなっている

②行政の効率化に向けての課題

- 公共施設の統廃合（住民の合意形成が困難）
- 庁舎・公共施設の空きスペースの有効活用

③住民の一体感の醸成



＜課題の解決に向け合併市町村では次のような取組を実施＞

- ① ○支所での住民サービスの提供 ○コミュニティバスの運行
 ○ITインフラの整備（インターネット利用の環境整備）
 ○地域コミュニティ活動への支援 ○周辺部へ配慮した投資
 ○タウンミーティングや市民会議の開催 ○住民アンケートの実施
- ② ○公共施設統廃合計画等の策定、検討委員会等の設置
 ○空きスペースを、図書館、保育施設等へ活用、公共的団体へ貸付
- ③ ○全住民によるイベントの実施 ○イメージソング、音頭の制作
 ○住民憲章の策定

法改正後の取組について

平成22年3月

福岡県企画・地域振興部市町村支援課合併支援室

第29次地方制度調査会答申（H21.6）の概要（合併関係）

1 市町村合併の進捗状況及び評価

- 市町村合併は相当程度進捗
- 合併の本来の効果が発現するためには、10年程度の期間が必要
- 合併市町村において、合併後3年～4年の段階で既にいくつかの成果
- 合併市町村では課題が生じている地域もある

2 基礎自治体に関する残された課題

- 小規模市町村における行財政基盤の強化
- 将来的に合併の必要性を認識している市町村の存在

3 今後の市町村合併の支援のあり方等

- 平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限（平成22年3月31日）までで一区切りとすることが適当
- 現行法失効後の平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講ずることが適当
- 市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして有効であり、現行合併特例法期限後も、自主的な合併のための特例法が必要

「市町村の合併の特例等に関する法律」の一部改正について

《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう、障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正の概要》

① 合併推進のための措置 ⇒ 廃止

- 法の目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与を廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針の廃止
 - ・ 都道府県による合併推進構想策定、合併協議会設置勧告の廃止
- 市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例を廃止

② 障害除去のための措置等 ⇒ 存置

（障害除去のための措置）

- 市町村議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例（不均一課税）
- 地方交付税の額の算定の特例（合併算定替）
- 都道府県議会の議員の選挙区に関する特例

（住民の意見を反映するための制度）

- 合併協議会設置の直接請求制度
- 地域審議会、合併特例区の設置等

来年度以降の県の取組等について

1 合併推進審議会の設置終了

- 合併特例法の改正による関係規定の削除により、審議会の設置は本年度限り

2 合併推進構想による合併推進の終了

- 合併特例法の改正による関係規定の削除により、構想による合併推進は本年度末をもって終了

今後の合併支援に関する県の考え方

- ① 「自主的な合併の推進」から「合併した市町村のまちづくり支援」へ
 - ・ 合併の効果を十分に発揮するためには合併後のまちづくりが重要
 - 今年度末までに合併した市町村に対するまちづくりを支援
- ② 自主的に合併に取り組む市町村への支援
 - ・ 今後も合併は市町村の行政能力を高めるための有効な一つ的手段
 - これから自主的に合併に取り組む市町村については、地元からの求めに応じて支援